

將軍家起請文

子爵柳生家所藏

德川家康起請文原一尺五寸五分ハ、柳生宗嚴新介。新左衛門。但馬守。後號石舟堂。ニ宛テタル者、寛政重修諸家譜宗嚴譜文祿三年東照宮に拜謁し、手練せし劍術のことを言上せしかは、その術を傳へたてまつるへき旨仰をかうぶり、五月三日御誓詞の御書を下され、その術をながく家につたへてをこたるへからざるのよし、鈞命を蒙る。ト記ス。秀忠原一尺一寸八分。一尺一寸六分。及家光原一尺九寸五分。一尺九寸一分。起請文ハ、宗嚴ノ子宗矩新左衛門。又右衛門。但馬守。從五位下。贈從四位下。ニ與ヘタル者、同書宗矩譜ニ、宗矩かつて父に繼て刀劍の術に長ぜしにより、この術を傳へたてまつるへき旨仰をかうぶり、六年九月十一日台徳院殿より御誓約の書をくだされ、かつ千石の地を加へらる。また大猷院殿にも其術をつたへたてまつるにより、七年○慶三月二十一日御誓詞をたまはる。ト有り。家綱ノ起請文原一尺七寸九分。一尺八寸。宗矩ノ孫宗冬初俊。矩主。内膳。從五位下。之ヲ受ク。同書宗冬譜明曆二年十月十九日嚴有院殿にも劍術を學はせたまふにより、宗冬これを傳へたてまつるへき旨台命をかうぶりト見ユ。





將軍家起請文

子爵柳生家所藏

德川家康起請文原一尺一寸五分ハ、柳生宗嚴新介。新左衛門。但馬守。後醍醐石舟曹。ニ宛テタル者、寛政重修諸家譜宗嚴譜文祿三年東照宮に拜謁し、手練せし劍術のことを言上せしかは、その術を傳へたてまつるへき旨仰をかうぶり、五月三日御誓詞の御書を下され、その術をながく家につたへてをこたるへからざるのよし、鈎命を蒙る。ト記ス。秀忠原一尺一寸八分。一尺一寸六分。及家光原一尺一寸五分。一尺一寸四分。起請文ハ、宗嚴ノ子宗矩新左衛門。又右衛門。但馬守。從五位下。贈從四位下。ニ與ヘタル者、同書宗矩譜ニ、宗矩かつて父に繼て刀劍の術に長ぜしにより、この術を傳へたてまつるへき旨仰をかうぶり、六年九月十一日台徳院殿より御誓約の書をくだされ、かつ千石の地を加へらる。また大猷院殿にも其術をつたへたてまつるにより、七年〇慶三月二十一日御誓詞をたまはる。ト有り。家綱ノ起請文原一尺一寸七分。長一尺一寸八分。宗矩ノ孫宗冬初俊矩。主膳内膳。飛騨守。從五位下。之ヲ受ク。同書宗冬譜明曆二年十月十九日嚴有院殿にも劍術を學はせたまふにより、宗冬これを傳へたてまつるへき旨台命をかうぶりト見ユ。

Handwritten text in red ink, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and appears to be a formal document or report.

將軍家御書文

千利守主筆

右此自於偽志

日春園中六張

村摩利支天

少佐加又如件

九月十一日

九月十一日

香島

柳屋之...



不心

鮮吉

敬白起請文事

一 新法流書法相傳事

一 中下等法部之他事

一 對立方之他事

右此旨於傳者 日本國中

大小律流經麻利又天天南

下等律流經如の起請文

柳生他馬合之

慶應

新法流書法部

相傳書法部

後の字利利

奥の字利利

八幡大菩薩

麻利又号之

三月廿七日

柳生他馬合之

敬白起請文事

就新法流書法相傳者一書

奥の字利利

五他事

右此旨於傳者 日本國中

大小律流經麻利又天天南

下等律流經如の起請文

九月十一日

慶應

柳生他馬合之

新法流書法部

相傳書法部

後の字利利

奥の字利利

日本之律流不

他言者也

三月廿七日

柳生他馬合之

敬白起請文事

一 新法流書法相傳事

一 正字可美道部之修事

一 射之方及之修事

右此有抄傳者 日本國

大小律儀 摩利支天 天南

下等 仲野之如 起請文

柳生此馬合欠

慶延

新法流書法

相傳書法

正字利利

射之方及

八幡大菩薩

摩利支天

三月廿五日

柳生此馬合欠

敬白起請文事

就新法流書法相傳者一書

正字利利之方及之修事

正他云事

右此有抄傳者 日本國

大小律儀 摩利支天 天南

下等 仲野之如 起請文

柳生此馬合欠

九月十一日

慶延

柳生此馬合欠

新法流書法

相傳書法

正字利利

射之方及

日本之律儀

他言也

寛文

三月廿五日

慶延

柳生此馬合欠

此御陣より従ふ。徳川殿此よしを聞召、宗矩をめして、汝いそぎ本國より歸り、父
と共に國人等を催し、上方より兵起すべきよし仰下さし、又宗嚴に御書
を下さる。宗矩おしこまつて仰承り引るへして本國より馳上、關ヶ原の軍終
て後、始て御家人よめさきて柳生谷正木坂を給ふ。大相國○徳川秀忠の御時、御
恩賞加ふる。一千石を給ふ。左大臣家○徳川家光世を志しめさし、初、所領倍し給ふ。
此時に旗本の人々一同に、寛永九年九月朔日軍の御使たるへき由を仰下さ
所領一倍の御加恩あり。寛永九年九月朔日軍の御使たるへき由を仰下さ
し、五文字の幟御免あり。同き十月三日所領加給。三千石を給ふ。十二月十七日始て
總目付といふ職置きて、宗矩水野河内守、秋山修理亮、井上筑後守其職に任
す。是今の世の。大目付あり。其後御恩度々よ及て、所領あまた知行せ。一萬五千五百石に至り。宗矩
か父故但馬守宗嚴兵法の達者よて、力を撃合せるべきを本朝よて兵法といふ。異國よ云兵法よはらばず。又世よ劍術といふ
事あり。男子三人いつとも其業を伝く。新六郎嚴勝を、終り仕ふる事なくて
死す。二男ハ但馬守宗矩あり。三男五郎左衛門某慶長九年十二月廿日出雲
伯耆兩國の守護中村伯耆守忠一飯山の城を攻し時五郎左衛門城中よこ
をつてぬさき戦ふ。うさう鋒よまをるほやのこの疵を蒙りて命を落さす
といふものふし。事ハ中村より傳ふ詳あり。柳生ハ是よりして柳生の兵法天
井勘兵衛と云ふの爲に討せぬ。

下はあらざる。左大臣家御年若ましほせしより、此事をこのませ給ひ、宗矩御師範よめさせ、年比たゆみなく學をせ給ふると、凡其法の有る所ことくはたれらぎ給へども、宗矩よちよばせ給え、常に御心を勞給ひけり。ある時宗矩古の人を臣う得る所子よたへ難し、せこそ申してはひつせ、此上たたゞ心よ自ら得させ給ふ外ハ有るから、はさりぬら宗矩をむらしある僧よつたて禪よ參せしことひひしよ、いさう得る所あつて我術すこしす、いひひし、不言の妙よ至て、禪を修む術を諭し、いよめしく、るうふにやと申は、左大臣家大よ悦ひを給ひ、抑汝が學ひし師を誰ぞいふ、我又誰よつきて學へき、汝を、免申せと仰らせしうは、臨濟の一派宗峯の遠源澤庵宗彭をせ、む、頓て關東よ請し給ひ、宗矩此僧と共に一家の書撰て献、禪を假て、術を得せ、忽よ其妙を得させ給ふと、つて、澤庵同しく御歸依の僧よあり、なり。宗矩せしめ此術よよつて身を起しけ、世の人た、た、此事よて御信敬のやを淺あら、はとの思ひけ。此人さるぬるつを、の、凡天下の大勢をよく知て禪を假て、術をさとし、術をあつて、政事をさと、は、左大臣家常よ御傍の人々よ、天下の務宗矩よ學ひてこ

そ其大體を得つ、まとのたまひしとぞ聞えける。さ、はよ宗矩年七十六歳よて正保三年の春病日々よおを、しに、忝しけ、ふくも、る、ま、家よならせ給ひ、同き三月廿六日終よむ、ふしく、ありぬ、は、當時例ふき贈位の事執し、仰らせ、從四位の下よ、は、け、を、て、ら、此黄泉の冥暗をてらさせ、た、是、偏よ、年比の彼補導の功感しさせ給ふ所よ、やと、あり、の、ありし、め、く、よ、ふ、り、宗矩、う、卒、せ、し、後、を、事、よ、つ、て、ま、宗、矩、い、き、て、世、よ、あ、る、事、を、は、た、つ、ね、と、ふ、へ、き、物、を、あ、と、ぬ、る、く、し、た、ひ、仰、下、さ、き、し、ハ、日、こ、後、い、ら、る、事、を、や、た、つ、ね、と、ふ、へ、き、答、ふ、り、た、り、け、む、誰、う、ま、又、し、る、へ、き、そ、ま、ハ、人、の、し、む、る、事、ふ、し、た、々、寛、永、十、四、年、筑、紫、よ、て、逆、徒、起、り、し、時、宗、矩、う、兼、て、申、さ、し、旨、よ、事、た、ら、ハ、さ、り、し、こ、の、ま、よ、聞、え、傳、ふ、る、こ、と、し、十、一、月、十、日、有、馬、玄、蕃、頭、豐、氏、の、亭、よ、散、樂、り、て、人、々、お、ほ、く、つ、ま、り、た、り、宗、矩、も、こ、に、ゆ、き、む、ら、つ、て、酒、宴、な、か、な、る、よ、日、す、て、よ、未、の、終、計、よ、あ、つ、て、宗、矩、か、郎、等、來、り、主、を、呼、出、し、て、君、を、い、ま、と、し、ろ、し、め、き、す、や、肥、前、國、高、來、の、郡、の、土、民、百、姓、等、こ、と、く、よ、呼、出、し、て、門、徒、よ、て、守、護、松、倉、殿、よ、そ、む、き、有、馬、の、古、城、よ、た、て、み、あ、る、よ、し、筑、紫、よ、り、早、馬、來、て、告、申、よ、り、板、倉、内、膳、殿、追、討、の、御、使、を、蒙、り、給、ひ、せ、や、御、發、向、ひ、ぬ、と、告、る、宗、矩、さ、ら、ぬ、體、よ、て、座、よ、歸、て、亭、主、豐、氏、に、む、ら、ひ、い、そ、宿、所、よ、歸、る、へ、き、事、出、來、て、足、早、く、よ、馬、を、給、し、給、へ、と、い、ひ、や、と、い、ふ、い、ま、ぬ、さ、る、が、よ、の、ひ、さ、打、の、り、て、西、を、さ、し、と、答、ふ、鞭、を、し、と、答、ふ、日、行、川、崎、に、至、て、又、と、い、ふ、い、ま、ぬ、さ、る、が、よ、の、ひ、さ、打、の、り、て、西、を、さ、い、と、答、ふ、鞭、を、し、と、答、ふ、日、行、川、崎、に、至、て、又、と、い、ふ、い、ま、ぬ、さ、る、が、よ、の、ひ、さ、打、の、り、て、西、を、さ、け、れ、と、く、や、ら、て、御、前、よ、め、さ、き、を、て、ふ、人、を、を、つ、て、宗、矩、ゆ、た、つ、ね、き、事、あ、つ、て、宗、矩、か、し、ぬ、と、ま、追、討、の、御、使、を、受、給、せ、り、と、せ、向、ふ、と、承、り、し、程、よ、仰、の、旨、と、稱、し、て、お、こ、り、内、膳、正、重、昌、馬、を、せ、て、追、う、く、れ、と、め、ん、と、め、し、け、る、そ、と、仰、下、さ、し、を、聞、え、上、君、ハ、と、ひ、た、す、た、の、土、民、す、何、よ、寄、て、り、重、昌、と、め、ん、と、め、し、け、る、そ、と、仰、下、さ、し、を、聞、え、上、君、ハ、と、ひ、た、す、た、の、土、民

守政重とともに押の役をつとめ、御下向のとき相模國箱根の畑宿に在りて御盃をたまひ、御羽織をよび鞍置たる馬を恩賜あり。十三年七月二十七日御城石垣をよび堀の普請を奉行せしにより、黄金二十枚を賜ふ。八月十四日四千石の新恩あり、大和國の内に在りてすべて壹萬石を領し、この日職をゆるさる。十六年九月八日印可の書を献せしにより、正宗の御脇指をたまはる。十七年九月十三日五百石の地を加増せらる。のちまた二千石の地を加へられ、すべて一萬二千五百石を領す。そののち柳生に居所を營む。正保三年宗矩病危きむねきこしめされ、三月二十日居邸に渡御あり。久世大和守廣之、朽木民部少輔種綱、堀田上野介正信等、宗矩をたすけて御前へ出。ときに伺公の人々を退けられ、劍術の奥義をとはせたまひ、こふ事あらは憚ることふく言上すべきのむね、台命をかうぶり、かの家臣一人御前に出べしとの仰により、野殿奎之助光則板縁に候す。このとき宗矩こたへたてまつるは、某ことさらに恩遇をかうぶり、萬石の列に加へるゝ身にして、今また何事をかこひたてまつらむ、もし病癒る事なくば家祿はことごとくおほやけにかへしたてまつるべき

のあひだ、三嚴宗冬二人ことは、いつれとも台慮にまかざるへしと言上せしかば、そのこふところに任すべきのあひだ、こゝるをやすうし、養生をくはふべきむね、御誼ありて、なを奎之助にもこのことうけたまはり、をくべきのよし仰をかうぶる。そののち邸地の前をすぎさせたまふの時、御駕をとどめられて病をとほせたまふ。この月二十六日卒す。年七十六。大道宗活、西江院と號す。下谷の廣徳寺に葬る。四月六日廣徳寺へ上使として、老中阿部豊後守忠秋、若年寄朽木民部少輔種綱、久世大和守廣之、をよび林弘文院を下したまひ、宗矩劍術世にならびふく、東照宮台徳院殿につかへたてまつることひさし、かつ常に幕下に近侍し、ことごとくその術を傳へたてまつる。今なをしたひおぼしめすがゆへに、從四位下を贈らるゝのむね、御判物を下され、賻銀五十枚をたまふ。

——寛政重修諸家譜

消防制

十四日辛酉

○正保三年(紀元二三〇六)三月〇辛酉、三正綜覽。

消防ノ制ヲ定ム。

○令條記。

消防制事蹟

消防制 令條記二、

覺

市街恢弘時代

一、火事之節ハ、侍屋敷町屋ニあきらば、其火元近所之者出合ハ、成程火を消可申事。

一、火消之面々老、先火本に罷出防見ハ、風つよく御曲輪之内あふふき體ニハ、火元を指置、御曲輪内に火入不申ハ、様防可申事。

一、火消之衆、宿遠非番之分、風強時火事出来ハ、縦觸無之ハとも、向寄次第、御城近所迄出罷出、其趣御城に注進可有之事。

一、夜廻晝廻之面々風吹ハ、得々當番非番共ニ御城の風上を見廻、万一火事出来ハ、成程消ハ、様ニ差圖可仕ハ、若うさんふふものハ、とらへ可申事。

一、寄場に罷出ハ、面々風下此者不罷出、宿々に有之、火をも防可申事。已上。

正保三年也
戊三月十四日

〔附記〕 紙鳶ヲ禁ズ

三月廿七日○正保三年。

一、一昨夜的場曲輪之内に童子翫之作物之蛸火彼地ニ落之。然御番所ニ在之近藤又兵衛直○吉見之、子細老中へ申之、其趣達上聽之所、入念見出之義、御

附記
紙鳶ヲ禁
ズ

機嫌被思召、爲褒美黄金十兩吳服一重又兵衛ニ被下之、於御臺所、老中傳上意之趣、畢。
——正保録

廿六日○正保三年三月。昨夜切手門内に何方より紙鳶に火をそへて投落してありければ、今より後紙鳶を制禁すへき旨令せらる。

廿七日、昨日的場曲輪の内へ、火を添て紙鳶を落し置たるを、天守番近藤又兵衛吉直見出して、うたへたるをほめられて、金に時服そへてかづけらる。

——大猷院殿御實紀

四月七日癸未○正保三年紀元二三〇鹿兒島○薩摩國城主島津光久○松平薩摩守別

業ニ犬追物ヲ催ス。○正保録

島津氏別業犬追物 正保録ニ、

四月七日○正保三年。

一、今日於松平薩摩守○島津光久下屋敷、犬追物執行之。依之老中并御近習之面々、彼亭相越、云々。

遂ニ明年ノ王子犬追物上覽ト爲リタル者ナル可シ。

市街恢弘時代

島津氏別業
犬追物

島津氏別業
犬追物事蹟

例幣使

十一日丁亥○正保三年紀元二三〇六
年四月〇丁亥、三正綜覽。奉幣使宰相持明院基定、勅使院使
新院使ト共ニ上野東照宮ニ詣ス。宮號宣下後最初ノ奉幣ニシテ、
之ヲ日光例幣使東下ノ始ト爲スト云フ。○正保錄。大猷
院殿御實紀。

例幣使事蹟

例幣使 前年東照社ニ宮號宣下有リタルコトハ、大猷院殿御實紀ニ左ノ如ク

見ユ。

九日○正保二年十一月。勅使菊亭前右大將經季卿引見あり。これ東照大権現に宮號を
賜ふの詔并御位記の宣旨持參あるにより、御直垂にて白木書院に出給ひ、御
みつから○德川家光拜受し給ふ。外記官務等みふ拜し奉る。次に右大將經季卿大
納言殿○德川家綱にも拜謁す。はて、高家今川刑部大輔直房御使し、鶴並樽一荷
をくらせ給ふ。げふの御祝として、井伊掃部頭直孝、酒井讚岐守忠勝、酒井河内守
忠清、堀田加賀守正盛はじめ、老臣近習のともからに祝酒を賜ふ。
十一日○正保二年十一月。宮號宣命、御位宣旨を、御座所にて尾張大納言義直卿、水戸中
納言頼房卿に拜覽せしめらる。林道春信勝これをよむ。其事により保科肥後
守正之は、日光山御宮の代參、牧野内匠頭信成は大納言殿の代參奉る。御所よ

り御太刀黒毛の御馬、大納言殿より御太刀馬代金三枚進薦したまふとぞ。ま
た勅使登るにより、酒井讚岐守忠勝、松平右衛門大夫正綱、高家今川刑部大輔
直房、大澤右京亮基重も山につかはさる。

十七日○正保二年四月。宮號宣下にて、紅葉山御宮參あり。御直垂なり。御太刀は今
川刑部大輔直房、御刀は池田帶刀長賢、御簾は堀田加賀守正盛、御沓は牧野佐
渡守親成役す。四位以上諸大夫直垂大紋着し、行列し、尾水兩卿松平右京大夫
頼重陪拜、國持大名豫參す。太刀目錄進薦したまひ、還御ふる。次に大納言殿も
直垂めして參らせられ、井伊掃部頭直孝、右京大夫頼重はじめ、近習並御方の
人々供奉し、其外の諸大名はあづからず。御太刀目錄御進薦奉幣ありてかへ
らせ給ふ。後猿樂三番あり。

廿五日○正保二年十一月。菊亭右大將經季卿引見あり。御直垂にて大廣間に出まし、御
謝答仰ふくめられ、右大將御三献ありて、七五三の饗行はる。次にこたひ宮號
の宣下御満悦により加恩千石たまはりて二千石になさる。旨つたへられ、
右大將かさねて拜謝し奉り、大納言殿へも拜謝し奉る。次に歸洛の暇給ひて
銀三百枚、綿二百把たまはり、大納言殿より銀百枚、小袖二十つかはさる。次に

官務大外記にも銀五十枚小袖二つ、北面二人へ銀二十枚つゝ下さる。大納言殿より兩局へ小袖三づゝ、北面へ小袖二つゝ給ふ。次に高家吉良若狹守義冬をめして宮號御謝使として上洛すへしと面會あり。また酒井讚岐守忠勝、堀田加賀守正盛、松平伊豆守信綱、阿部對馬守重次をめし、宮號御感悅の旨仰出さる。

斯クテ三年四月二日奉幣使宰相持明院基定、勅使前右大將菊亭經季前大納言飛鳥井雅宣院使中納言坊城俊完、新院使中納言清水谷實任ト共ニ東下シ、五日將軍ニ謁シ、十一日東叡山東照宮ニ詣ス。事正保錄ニ見ユ。

四月十一日○正保三年。

一、今日勅使院使新院並日光山奉幣使上野に參詣也。

——正保錄

日光奉幣ノ恒例ト爲リタルコトハ、

九年○正保三年。奉幣使持明院宰相基定卿日光山へ赴くにより、永井信濃守尙

政・安藤右京進重長・太田備中守資宗をつかはさる。高家大澤右京亮基重日光

山代參、品川内膳正高如は、大納言○徳川家綱。代參承る。

十日○正保三年。日光山奉幣使の事により、永井信濃守尙政・安藤右京進重長

太田備中守資宗并大澤右京亮基重をめして、面命あり。品川内膳正高如も同じく命せらる。○中略。此日吉良若狹守義冬を傳奏の旅館につかはされ、奉幣使の作法をとほせ給ふ。

十一日○正保三年。公卿東叡山へ參詣あり。よて松平出雲守勝隆、松平伊賀守忠

晴、水野備後守元綱、土井遠江守利隆、青山大膳亮幸利、并吉良若狹守義冬、今川

刑部大輔直房、その地に赴く。

十二日○正保三年。公卿三縁山參詣あり。まかりむかふ輩さのふのごとし。

十七日○正保三年。この日、日光山には奉幣使持明院宰相基定卿參宮して、その

の式行はる。こは去年宮號宣下ありしにて、今年はじめて奉幣せられ、この後

は年々に例幣使立らるべしとぞ聞えける。——大猷院殿御實紀

五月二日戊申○正保三年。魏町門○市内。南脇石垣其他ヲ修理

ス。○皇城。篇參照。

魏町門南脇石垣其他修理 左ノ如シ。

五月二日○正保三年。

市街恢弘時代

魏町門南脇石垣其他修理事蹟

魏町門南脇石垣其他修理

一、糶町御門南脇之石垣と鼠穴後之石垣破損修復ニ付る爲御奉行井戸三十郎○覺荒尾平八郎○成被仰付之。

一、鷹師町新御藏後之石垣と、自雉子橋神田橋迄之間御堀浚之兩様之御奉行として、甲斐庄喜右衛門○正城半左衛門○朝永井彌右衛門○白被仰付之。右

兩條伊豆守○松平○信綱○被傳之。正保錄

二日○正保三年○中略。麴町門南脇石垣并鼠穴後之石垣修理奉行を、書院番井戸三

十郎覺弘荒尾平八郎久成に仰付られ、鷹匠町新藏後之石垣并雉子橋神田橋

邊の間城溝修理の奉行を書院番甲斐庄喜右衛門正述、城半左衛門朝茂、永井

彌右衛門白元に仰付らる。大猷院殿御實紀

正述○傳八郎○喜右衛門○甲斐庄○正述

○上略。御書院番にうつり、○中三年○正五月二日又鷹匠町新御藏石垣の普

請をよび雉子橋より神田橋にいたるまで御堀浚の奉行をつとむ。

朝茂○與五郎○半左衛門○城

○上略。西城の御書院番に列し、○中三年○正五月二日また雉子橋より神田

橋に至るまで浚治のことをつとむ。寛政重修諸家譜

久保町水道修理

十二日戊午○正保三年○紀元二○三○六○大番安西定行○右衛門○後藤利正○右衛門

門。二命シテ、久保町○市水道ヲ修理セシム。○上水○篇參照。

久保町水道修理 正保錄ヲ抄ス。

五月十二日○正保三年。一、久保町水放破損ニ付、修復爲奉行安西六郎右衛門行○定後藤彌右衛門○利

被仰付之。

大猷院殿御實紀ニハ、十二日○正保三年○五月○三久保町水道修理の奉行を、大番安西六郎

左衛門定行後藤彌右衛門利正に命せらる。ト見ユ。寛政重修諸家譜ニハ、

定之○彦次郎○六郎左衛門○今の呈請に武古に作る。

十六年○寛政十二年大番となり、正保三年五月十二日仰をうけたまはりて、

久保町水放破損の奉行をつとむ。

〔附記〕 雜司谷藥園監處罰

六月六日○正保三年。

一、雜司谷藥園被差置之宗琢○山事切支丹宗門之由訴人白狀ニ付る、御穿

鑿有之る、彼聲立庵ニ被召預之所申分難成存哉宗琢自殺、雖然不及死間、右

市街恢弘時代

久保町水道修理事蹟

附記 雜司谷藥園監處罰

之趣達上聞、仰曰、御穿鑿半如此段、重疊不届被思召、宗琢并瑞琢其外男子之分不殘被斬罪畢、立庵之義宗琢之預之處、不念仕置之故、宗琢及自害事、甚不應御氣色、是又父子三人同罪ニ被仰付之處、檢使徒目付之輩被遣之。

正保錄

六日○正保三年六月○中略。この日雜司谷藥苑監山下芳壽軒宗琢、天主教尊奉する聞えあるにより、松平相摸守光仲の醫隆庵へあづけられしに、宗琢自殺せんとして死に及はず、いまた查檢も半なるに、私に自殺せんとしたること尤もひがことなりとて、宗琢并子瑞琢その餘の子供みな首刎られ、これをあづかりたる隆庵も同罪に處せらる。

大猷院殿御實紀

〔參考〕正保錄ニ、

六月十一日○正保三年

一、醫師清雲御藥園支配之義被仰付之旨、松平伊豆守○信綱、御右筆部屋於

縁頼申渡之。

石川總長等屋鋪給賜

廿八日癸卯

○正保三年(紀元二三〇六年)六月○癸卯三正綜覽

小性組番頭石川總長

○播磨守

其他處

々ニ屋鋪ヲ賜フ。○正保錄

石川總長等屋鋪給賜事蹟

石川總長等屋鋪給賜

正保錄云フ

六月廿八日○正保三年

石川播磨守○長

大久保權右衛門○信

新庄内匠頭○直

山田左兵衛○安

久世權之助○重利

久貝頼母○正備

柴田新兵衛○康明

松平新平○勝直

奥山茂左衛門○安重

鈴木喜兵衛○春重

松平所左衛門

丸毛五郎兵衛○利明

小林吉太夫○正生

中根九郎兵衛○正連

水野勘兵衛○信利

右之面々、於所々屋敷被下之旨、伊豆守○松平、豐後守○阿部忠秋、列座有る、民部少

○朽木、傳之。
○植綱

水野定勝等屋鋪給賜

七月十九日癸亥

○正保三年(紀元二三〇六年)○癸亥三正綜覽

書院番頭水野定勝

○下總守、其他、屋

鋪ヲ賜フ。○正保錄

市街恢弘時代

水野定勝等屋鋪給賜事蹟

水野定勝等屋鋪給賜 正保錄二、

七月十九日○正保三年 一、加々爪甲斐守○忠澄上ケ屋敷水野下總守○定勝被下之。

大久保權右衛門 新庄○内匠

久世權之助 山田左兵衛

柴田新兵衛 松平新平

久貝頼母 鳥居三郎右衛門○重次

右八人、先日雖屋敷被下之、所不相究、去年下屋敷替被仰付之御鷹師之輩、本屋敷之由ニ被下之内ニ被下之旨、老中被仰渡之。

晦日甲戌○正保三年(紀元二二三)六月七月(甲戌、三正綜覽) 各所ノ土手ヲ修理ス。○正保錄、寛政重修諸家譜

土手修理事蹟

土手修理 左ノ如シ。

七月晦日○正保三年

一、此中雨天ニ付所々崩レ土手修復御奉行、鈴木作兵衛、天野小麥、右衛門○重利、右兩人被仰付之旨、阿部對馬守○重次傳之。

信吉○作兵衛、鈴木

台徳院殿○徳川秀忠大猷院殿○徳川家光につかへたてまつり、大番となる。○中正保三年七月晦日おほせによりて暴雨に破られしところの土手修復のことを奉行し、○下略 寛政重修諸家譜

高田殿修理

十一月朔日癸卯○正保三年(紀元二二三)六月(癸卯、三正綜覽) 書院番水野元重○庄左衛門命ヲ受ケ

テ、高田殿○市内小石川區ヲ修理ス。○正保錄、寛政重修諸家譜

高田殿修理事蹟

高田殿修理 正保錄等記スル所下ノ如シ。

十一月朔日○正保三年

一、高田御殿破損ニ付、御修復爲奉行、水野庄左衛門○元重被仰付之旨、伊豆守○松平信綱對馬守○阿部重次民部少輔○朽木植綱列座有之、對馬守傳之。

正保錄

元重○初重勝、庄左衛門、伊豫守、從五位下、水野

○上略のち御書院番となり、○中略三年○正保十一月朔日仰をうけたまはりて高田御殿の普請を奉行す。 寛政重修諸家譜

濟松寺其他起立轉移

十一日癸丑○正保三年(紀元二二三)六月(癸丑、三正綜覽) 濟松寺牛込○市内牛込區ニ起立ス。○文政寺社書上

市街恢弘時代

外ニ是年元〇正保三年紀ヲ以テ起立轉移シタル者有リ。上。續府内備考。

濟松寺其他起立轉移事

濟松寺其他起立轉移 左ノ如シ。

濟松寺

濟松寺 牛込ニ起立ス。

京都妙心寺派
武州豐島郡牛込
蔭涼山濟松禪寺

一、境内拜領地 凡 東西南北之方ニ多ク六十六間餘 南北中央ニ多ク百拾三間餘 總坪數八千七百拾五坪。

右老猷院様御代正保三丙戌年十一月十一日拜領仕レ。

一、境内取添地 東西南北之方ニ多ク六十六間餘 南北中央ニ多ク百拾三間餘 總坪數千五百拾七坪。

右老寛文六丙午年御聞濟ニ相成、正徳三癸巳年六月中久世大和守殿御掛リ

ニお、外圍被レ仰付、以後一圍ニ相成レ。

開闢起立之譯

一、寛永年中大猷院様禪法御歸依被爲在レ砌、當寺初代祖心義、多年禪法修行罷在レ處、春日之御局ト續有レ之レニ付、祖心義禪法修得仕レ趣を言上ニ付被爲召、大猷院様家〇徳川御前光ニ罷出レ前夜、夢中ニ觀音を御覽被遊處、祖心初ル御目見之節、御夢中之面相ニ違不申、御感心被遊ニ奉蒙上意レ、其頃澤庵

和尚ニ禪法御尋之儀ト、尙又祖心ニ御尋被遊。祖心申上レ法要、甚上意ニ相叶、禪宗之叢林御建立被レ仰付、宗旨致興隆、國家安全を可奉祈トの上意を以、正保三戌年十月十一日酒井讚岐守殿勝〇忠ニ被遊上意、牛込村大橋立慶屋鋪を寺地ニ被レ仰付レ。大奥ニあるも祖心ニ其旨被爲仰下レ。右御建立之御印トて御秘藏被遊維摩之木像を酒井讚岐守殿を以被下置、今ニ傳來仕レ。

一、正保三戌年十一月十一日松平伊豆守殿綱〇信阿部豊後守殿秋〇忠阿部對馬守殿次〇重右三人ニ後上意被遊、牛込村大橋立慶屋敷を寺地ニ可被爲成旨被レ仰出レ。

一、同年十二月三日蔭涼山濟松寺之寺號山號被下置レ。山號老大樹蔭涼之譯、寺號老松平之松ト臨濟之松ト並ヒ榮、天下之爲ニ永く蔭涼トならんと被爲思召、御附被遊由奉蒙上意レ。

一、同年同月桂昌院一位様御取次ニある祖心ニ御自筆之御名乘御書判被下置レ。上意ニ日光久能濟松寺此三ヶ所之外ニ老天下ニ無レ之レ。濟松寺永々之爲被爲思召被下置レとの御事ニ御座レ。尤大切傳來仕レ。

一、正保四亥年十月十二日牛込ニあるて高三百四十五石三斗餘之寺領被下

置_レ其節酒井讚岐守殿を以、本領收納老、御祭料其外住持之賄方并所役者衆僧之扶持ニ致し可然と之上意ニ御座_レ旨、被_レ仰渡_レ。

一、慶安元子年濟松寺御建立之義、酒井讚岐守殿に被_レ仰付、御建立之繪圖面出來、被_レ備上覽_レ所其節之繪圖面殊之外大きぬること故、日光御建立未間淺無之_レニ付、二三年後相過御建立被_レ仰付可然由、御老中方言上被_レ成_レニ付、御延引ニ相成、假御普請被_レ仰出_レ。

一、慶安三寅年八月廿三日阿部豊後守殿に上意ニある、正保年中當寺領被_レ下置_レ以節御書落之分、此度被_レ下置、向後可令寺納旨、同月晦日被_レ仰渡_レ。此段御代官野村彦太夫に後被_レ仰渡_レ。

但、御朱印に御書加老無之被_レ仰渡計ニ御座_レ。

一、慶安四卯年大猷院様御不例御大切之砌、祖心尼に蒙_レ上意_レ先達る濟松寺建立之繪圖面出來_レ所、御延引ニある、御建立相濟不_レ申_レ以段、御殘念ニ被_レ爲思召若御他界被_レ遊_レハ、先御靈屋御造營申上、御追善之佛事執行申上_レ以様ニとの御事ニ御座_レ。御尊骸老日光に可_レ被_レ爲入_レ得_レ、御尊靈老濟松寺ニ御留_レり被_レ爲遊_レ間、御尊靈を奉拜度輩老、濟松寺に參詣可致との御事ニある、御不例

御養生不被_レ爲叶薨御之後、奉蒙_レ上意_レ女中衆剃髮染衣之身と相成、御靈屋程近所ニ住居いたし、日々參詣申上度由を御願被_レ申上、榎町早稻田邊ニ屋鋪拜領仕、日々參詣被_レ申上_レ。唯今之芳心院德隣院等皆其跡ニある寺中ニ罷成_レ。

一、同年五月御靈屋御建立被_レ仰付、翌年承應元辰年三月御造營相濟申_レ。

一、同年四月御一周忌御法事執行仕_レ。其節御名代大奥方表使衆被_レ遣、上様徳○

川家より御香奠御備被_レ遊_レ。同七月廿日御施餓鬼執行仕_レ。御名代并御香奠

等、右同斷今以右之通ニ御座_レ。

一、開山水南大和尚、延寶二甲寅五月十六日示寂。

木像 倚椅子高三尺壹寸五分。

嚴有院様御代寛文三癸卯年、祖心奉願、濟松寺御建立之義老、大猷院様厚き思召を以御建立被_レ爲在_レ得_レ、尼寺ニある末々如何と奉存、京都妙心寺塔頭雜華院水南和尚老、祖心因縁後有之、第一道德兼備之僧ニ御座_レ以得_レ、濟松寺住職被_レ仰付被_レ下置_レ以様奉願_レ處、願之通被_レ仰付、同年四月十二日入寺仕、同十五日於御白書院初住之御禮御目見被_レ仰付、壹束壹卷献上仕_レ。

一、寶曆六丙子年閏十一月十三日桃園院様賜禪師號。

御宸翰

勅臨濟一松樹既成天下蔭涼滹沱万頃瀾果見東海洋濫宗派無盡祖緘不虛前住妙心水南和尚傳佛心印轉正法輪將不宰功中興雜華禪院感布金德開祖濟松精藍行解兼全福慈兩足展開佛手伸驢脚六員傳衣踞坐獅床拈塵毛幾處垂化雖藏身北斗裏有揚名天日邊叡感之餘賜以徽號諡曰心印正傳禪師。

寶曆六年閏十一月十三日

行狀

師諱法宿號水南生於平安里村氏年及志學投華園雜華院月漢愆和尚落髮納戒摻履慎密爲道忘躬是時師叔圓滿國師旺化東方師直趨而依止焉晨昏參勵未嘗暫廢及玉帶腰石執樵爨靡不服其勞既而辭去省覲本師本師徵詰其所詣遂附印記本師委化接武雜華修其頽敗正保年間本山有事于法堂寢室厨庫及玉鳳之營構師以僉選督其力役幹盡得宜改觀大副衆望万治元年冬奉勅出主本山從是道與福並熾邑價不翼而蜚猷廟嚮慕我宗願命祖心禪尼艸創禪苑於城北名蔭涼山濟松寺然而未竣其功而猷廟薨巖廟續其遺意遂全經營煥乎一方於是禪尼奉鈞命迎請師以爲開山始祖師應請來董巖立禪規盛振玄風嘗自

贊真影曰佛手驢脚本無來由叩貌真相玷辱宗猷延寶二年夏罹恙不起五月十六日集徒遺誠倚坐蛻化嗣其法者六人冲岳盈格翁律球岩瀾要山會植陽覺陽雲訓皆主化一方師之所創開武之濟松丹之妙樂江之南勝其稱中興者洛之雜華信之安養也。○中

一當寺開基祖心首座尼大師延寶三乙卯年三月十一日寂。

木座像 長壹尺三寸。臺座七寸。

祖心尼之義勢州田丸之城主牧村兵部大夫利貞娘ニ利貞朝鮮陳之節彼地ニ渡海之砌祖心漸六歲ニ加州利長方ニ引取養育之後同州小松之城主同姓對馬守ニ嫁付男子貳人出生惣領美作守二男志摩ト申ハ處其後離縁ニ奧州三春之城主町野長門守ニ致再縁女子貳人出生壹人ト早世一人ト蒲生飛彈守家來岡七兵衛方ニ嫁付トぬり之方ヲ致出生ハぬり之方ト尾州靈仙院様御母義ニ市ヶ谷自證院開基之由ニ御座ハ祖心母ト稻葉兵庫頭娘ニ春日御局ト縁有之町野長門守死去之後ト御局每度祖心禪法修行之義ヲ被致言上ハ付被爲召御前ニ禪宗之法要申上ハ祖心儀濟松寺御建立以前ト代官町ニ屋鋪拜領仕住居仕ハ御建立後ト寺ニ引移罷在ハ處寬文三

卯年四月中奉願、水南入寺後、境内ニ隱居仕、百人扶持ニ金五枚年中勝手入用之油炭等迄被下置シ。祖心前田對馬方ニ出生之次男志摩義、如何之譯哉召連居、境内隱居仕、節後同居仕、其後召仕之下女ニ男子致出生、童名犬松ト申シ。其後延寶三卯年三月祖心尼微疾相惱、同月十一日八十八歳ニ正會臨終仕シ。從巖有院様御香奠被下置シ。其砌祖心孫童名牧村犬松を兵四郎ト改名仕、祖心ト被下シ百人扶持を五百石ニ被成下、祖心跡目被仰付シ。祖心隱居之地面、兵四郎奉願拜領屋鋪ニ被仰付シ。子孫只今以兩御番相勤、則當時御小姓組御番頭大久保上野介組與頭牧村仁十郎ト申シ。當寺開山水南入寺後、祖心隱居仕居、且又正保年中以來御建立草創之大功後御座シニ付、寺願之内牛込築地片町一ヶ所、爲隱居茶料差向所持之町屋敷ニ有、地代致收納來り、延寶三卯年十月祖心跡目被仰付シ後も、代々所持仕、當寺ニ老年貢相納申シ仕來ニ御座シ。祖心相認シ書物名を舉一明三ト申、板行仕有之シ。祖心俗名おのうと申、毎々御前ニ罷出シ處、上意ニ有剃髮仕、法名ニ相成シ由申傳シ。○中

一、寺中

濟松寺門内塔頭
眞證院

一、境内東西北南十六間。惣地坪數貳百七拾貳坪。

寬文中從本寺渡。

起立之譯

一、當院起立之義、本寺開山水南和尚之弟子單傳養公ト申僧建立仕、自笑軒ト申、御佛殿役僧相勤罷在シ。延寶年中死去仕、其後院宇及破壞、正德之頃迄無住ニ相成シ所、正徳四甲午年二月雲州能儀郡母里郷森山前檢校巡一ト申者、當院担家ニ相成、院宇再建仕、自笑軒を眞證院ト相改、其節本寺四世湘山和尚弟子禪嘉ト申僧を住院爲致シ。其後享保三戊戌年六月廿四日再興之担那出來仕シ故、自笑軒を眞證院ト相改シ段、本寺湘山和尚松平對馬守様ト御届被申、則御聞濟ニ相成申シ。○中

濟松寺門内塔頭
慈光院

一、境内東西北南十七間。惣地坪數貳百七十貳坪。

寬文中從本寺渡。

起立之譯

一、當院起立之儀、慶安參年中大猷院様御他界後、本寺開基祖心禪尼取立、冷市街恢弘時代

松庵と申、本寺開山水南和尚弟子球岩義住院仕、御佛殿役僧相勤罷在。其後年月相過、無住に相成、及大破の處、元祿十三辰年十月中酒井修理大夫殿息女高木内膳正殿奥方之由、病身なる高木氏離縁相成、酒井家牛込下屋敷に住居被致し、節大猷院様御靈屋に御内拜被致し、由右、正保年中大猷院様濟松寺御建立之節、祖父酒井讚岐守殿御掛りなる寺地御見立、禪林御造營被爲、在、嚴有院様御代承應年中、濟松寺諸堂經營迄も、御掛なる御普請皆出來に相成し、義故右息女にも格別之御縁に被存し、哉、法體被致し、節、本寺四世沾山和尚剃度之式并法號圓鏡と相授被申し、其後正徳三癸巳年二月冷松庵被致、再興し、に付慈光院と相改、中興開基に仕し、此段御届相濟申し、圓鏡尼正徳四甲午年十二月廿四日死去、當山に墓所有之し。○中略。

濟松寺門外塔頭牛込天神町
徳隣院

一、境内拜領地 東貳十八間餘、西貳十間餘、南拾貳間半、北十二間半。 惣地坪數貳百八十一坪餘。

起立之譯

一、當院開基之義を、淺井新太郎と申人之娘俗名をら、大猷院様へ御奉公申上、御他界之砌剃髮仕、徳隣院林清と申、從嚴有院様代官町なる屋敷拜領仕し、然

ル處濟松寺開基祖心住居之近所に引越申度段、御老中様に奉願し、處、代官町拜領屋敷之間數程牛込早稻田村なる拜領仕、則代官町屋敷へ差上申し、延寶年中祖心死去之後、林清義濟松寺御佛殿御近所に引越申度、尙又御老中様に奉願し、處、牛込天神町なる當地之屋敷拜領仕、日々御佛殿に參詣申上し、早稻田村屋鋪をとり地に相成申し、延寶六午年林清死去之節、只今之拜領屋敷を寺地仕度由林清自筆之願書御老中様に指上申し、處、嚴有院様達上聞、林清忌中、御焼香として久世大和守様當院御越、其節芳心被召出、上意之趣被仰渡し、林清願之通、濟松寺塔頭に被仰付し、との御事、御座し、依之延寶六午年八月、徳隣院と申寺地に相成し、濟松寺開山水南和尚弟子陽雲義、初代開祖に相成、住院罷在し。○中略。

濟松寺門外塔頭牛込天神町
實性院

一、境内除地 東貳十間、西十九間、南貳十間、北十九間半。 惣地坪數四百坪。

何年之頃除地に相成し、哉、不分。

起立之譯

一、當院起立之儀を、寛文五乙巳年高木左兵衛廣光開基之由に御座し、得共、如

何之譯ニル建立之義不審也。○中略。

當時破壞 濟松寺門内塔頭 定光院

一、當院起立之年月不相分、開基ニ生國三河波上ニル戸田八郎兵衛定重之娘、俗名不知、父定重實ハ菅沼新藏定勝之次男ニル、慶長十九年大坂御陣節、伯父菅沼志摩守定芳之手ニ屬シ、出陣之時、年十六歲、毎々得戰功、其後如何之譯哉、波上ニ閑居シ、當院開基定重娘ニ大猷院様ニ御奉公申上、即鶴松君御母義ニル、慶安年中大猷院様御他界後、濟松寺御佛殿程近き邊ニ庵室を結び剃髮して定光院長心ニ申由、延寶三卯年六月廿日病死、墓所本寺境内有之也、法名定光院性嶽長心大姉ニ申由、右長心病死後、遺言等ニル庵室を當時破壞之舊地ニ相移、一字致經營、本寺濟松寺境内之寺中ニ奉願シ、義ニ相見申由、公儀ニ御願申上由、年月并開祖不相分。○中略。

當時破壞 濟松寺境内塔頭 養春院

一、當院開基之義也、俗名并父母不相知、法名養春院殿和德宗永大姉ニ申由、大猷院様ニ御奉公申上、即龜松君御母儀ニル、大猷院様御他界後、剃髮奉願、本寺境内續ニ一庵を出來、日々本寺佛殿ニ參詣被致、其後寛文元丑年十月十二日

死去、墓所本寺境内有之也、其後祖心尼公義ニ奉願、右一庵本寺支院ニ相成由、延寶二寅年本寺開山水南和尚示寂後、當院を以開山之塔院ニ仕度段、本寺二世冲嶽和尚被相願、則願之通塔院ニ被仰付由、其後享保十巳年二月中類燒仕、再建出來不申由。

——文政寺社書上

同保。○正三年丙戌

——武江年表

冬、牛込濟松寺開創。開山正傳禪師開基祖心尼ニル。

本立寺 元鳥越町ヨリ新寺町ニ移ル。

遠州吉美妙立寺末 武州豐島郡淺草新寺町 妙眼山本立寺

日蓮宗

一、拙寺起立也、寛永十酉十一月中方淺草元鳥越町之内千六百坪拜領、其後正保三戌年五月中當所○新寺町ニ引地、古跡拜領地之内、門前町屋有之、尤起立年代也、舊記書留及類燒、相分り不申由。

一、拙寺拜領地東西ニ廿八間餘、南北ニ三拾間餘。○中略。

一、塔中 實相院、經像院、酒井左衛門藩今泉甚ハ、經像院ノ祖家ノ由、今ハ當寺ニテノ旦那トス。

市街恢弘時代

右に拙寺起立之節、兩院塔中に有之所、明和九辰年二月大火之節、悉類焼い
ゝし、舊記書留等一切無御座、兩院起立相分不申。當時及退轉い。

——文政寺社書上

光照院

光照院 淺草新鳥越に起立ス。

淺草新鳥越
京都知恩院末
淨土宗 瑞雲山無量寺光照院○中

一、正保三丙戌年當地起立、開山自開基に御座い。

一、開山俗名相知不申、法名靜蓮社寂譽上人松屋和尚、明曆三酉年十一月六日

遷化ス。

一、惣坪數七百坪。

内、古跡御年貢地貳百五坪。
右同斷除地貳百六十坪。

御年貢地町並屋敷貳百貳拾五坪。

——文政寺社書上

諸大名江戸廻米停止

十一日甲寅○正保三年(紀元二三〇六)年十一月〇甲寅、三正綜覽。幕府諸大名ノ江戸廻米ヲ停ム。大

御實紀。

諸大名江戸廻米停止事

諸大名江戸廻米停止 左ノ如シ。

十二日○正保三年(紀元二三〇六)年十一月〇三家へ仰下されしは、先に百石以上のともから、米を封地より廻し、府内にて買入るへからさる旨令せられしかと、近頃は府にて賣んよりは、各國にて賣拂ふかた便宜と聞ゆれば、この後は各封地にて米をはらひ、府に運致することを停むへしと、諸大名に令し下されし旨をつたへらる。

——大猷院殿御實紀

井上政重靈巖島下屋鋪

十六日戊午○正保三年(紀元二三〇六)年十一月〇戊午、三正綜覽。大目付井上政重○筑後守。下屋鋪ヲ靈

巖島○市内京橋區。ニ賜フ。○正保錄。

井上政重靈巖島下屋鋪事蹟

井上政重靈巖島下屋鋪 小日向下屋鋪ヲ切支丹用屋鋪ニ供シタルヲ以テ、靈

巖島ニ代リ賜ヒタル者ナル可シ。

十一月十六日○正保三年。

井上筑後守○政重。

御座之間に被召出、於靈巖島下屋敷五拾間四方被下之旨、被仰出之。

——正保錄

新添江戸圖靈巖寺ノ南西隣ニ井上筑後下有ル者是ナル可シ。

市街恢弘時代

切支丹用屋

是頃、小日向○石川區小二牢獄ヲ造り、基督教徒ヲ監禁ス。切支丹用屋

鋪是也。○通航一覽。小日向志。文政町方書上。東京通志。

切支丹用屋鋪 相傳フ、

正保三丙戌年江戸小日向に牢獄を造られ、寛永二十癸未年渡米の伴天連ジヨセイフカウロ等を助命ありて、こゝに移さる。これまで傳馬町の獄屋にあり。 自後彼宗門を犯せるもの皆此獄に禁め、或ひは刑せらるべき法場となさる。ジヨセイフカウロ後姓名を賜はりて岡未三右衛門と稱す。其事は南蠻意大里亞國の部渡來并扱方の條にあり。查祿全錄載、貞享二乙丑年三右衛門死去の時、其檢使出せし書に、三右衛門儀、四十年已前未年井上筑後守に始めて御預圍屋敷に當丑年まで在るとあるを推算して其起立正保三年たるをみる。 寶永の後回祿に罹り再造に及はず。番所等は寛政四壬子年十七日廢せらる。

寛永二十癸未年筑前にて捕へし南蠻人都合十人、内伴天連四人、イルマン一人、同宿五人、長崎より江戸へ遣し、御詮議有之處に、彼等吉利支丹をころひし故、江戸小日向と云ふ所に牢を造り、押籠置るといふ。長崎拾芥集。長崎實大錄成。○次ニ實小日向志ヲ引用ス。下ニ掲クルヲ以テ略ス。

延寶三乙卯年三月五日、切支丹吉兵衛と申者出、御頭青木遠江守宅にて度

々御詮議有之、傳馬町牢屋にて度々拷問に逢。右の度々、與力鶴飼庄左衛門・加用傳右衛門・龜井孫兵衛・河原甚五兵衛・川瀬惣兵衛・塚原六右衛門・星野源助七人の内、替り々二人充參る。

同四辰年九月十五日、岡本三右衛門召仕、中間角内牢舎申、圍番所にて懷中の道具穿鑿仕、處、首に掛、守袋の中より切支丹の尊ひ本尊のイマセ一ツ出申、サンハウラサンヘトロ裏にシヤビエルアン女有之。按るに、これみな耶穌の像なり。 角内牢より呼出し、國所親類の様子相尋、生國越前の者、當辰四十二歳に罷成申、遠江守も山屋敷書院へ角内御呼出し、吉支丹の本尊誰に貫、哉と被相尋、處、三年已前に罷在、御中間才三郎持申、爰許罷出、刻、落し罷出、に付、私ひろひ置申、此儀は門番人徳右衛門も存知罷在、に付、則徳右衛門呼出し、被相尋、得は、夏蟲干の剋見申、段申、岡本三右衛門には貫、不申哉と被相尋、處、角内申、は、三右衛門に貫申、隙無御座、に、子細は三右衛門方へ參、砌、當番の同心衆兩人充附添居申、に付、透無之由申。

同十八日、館林宰相様御家中笠原郷右衛門中間太兵衛齋藤頼母組同心荷

持新兵衛、右兩人御呼出、角内に引合、ひろひ佛被致穿鑿し處、新兵衛拾ひ
いに紛れ無御座し、新兵衛所持しを太兵衛も見申し、由申しに付、太兵衛新
兵衛兩人共御返しし。

十月朔日、角内新兵衛傳馬町に入牢。

同五丁巳年七月九日、角内新兵衛傳馬町牢屋より請取、直に山屋敷へ召連
參り、同十八日山屋敷へ御頭遠江守並子息新五兵衛櫻井又右衛門、青木五
右衛門御同道にて御出、角内新兵衛兩人共成敗に被致しを見分被致し、角
内新兵衛兩人の者へ被申渡し老、其方儀切支丹の本尊を持大切に仕しに
付、成敗被仰付し旨、加用傳右衛門申渡す。角内新兵衛兩人共に、屋敷書院の
庭にて生袈裟に成。切手前島伴右衛門なり。按するに、青木遠江守組同心なり。角内死骸は且
那寺傳明寺、新兵衛死骸は道榮寺へ遣はす。尤同心兩人充附遣。尤今日與力
同心不殘立合申し。

同年九月廿九日、山屋敷御土藏に有之天地之圖處々損ししに付、同心志村
七郎左衛門弟平助に繕はせ申し。合點の不參所は岡本三右衛門壽庵に相
尋繕。尤書院にて加用傳右衛門龜井孫兵衛立合申し。查祓餘錄。○按するに、此書は切支丹奉行組與力

の筆記
なり。

寛永二十癸未年五月十二日筑前國大島に宗像郡に屬す。小船一艘着岸あり。其上陸

のもの衣服等我國に似たれども、容貌尋常ならざるにより、浦番の土村井仁
右衛門これを捕ふ。よて國主松平田黒右衛門佐忠之より肥前國長崎に護送し、
奉行所にて糾問するに、西齊利亞人ジヨセイフカウロ等伴天連入滿同宿同
十人契利斯督記に、ジヨセイフカウロの外、伴天連ヘイトロフランシスコ、アロンゾ
三人を載せ、小日向志に、入滿南甫、同宿壽菴及ヒ二宮三人を載す。また查祓餘錄
に、ト意といふもの見ゆ。みな此同宿門を勸むへきたため陰かに渡りたるよし白
の内なるへし。其他二人詳ならず。状す。五月廿九日、此事によりて老中より西國大名に書を贈り、海岸の警衛いよ七月
十三日江戸に召れ、同月廿二日堀田加賀守正盛か別墅に其地今の淺草堀田原是なり。渡御
ありて、其穿鑿を聽せ給ふ。九月朔日また此事あり。十一月十一日には、酒井讚岐守
忠勝か牛込の邸にて聽せらる。後正保元年より慶安二
年に至り、忠勝正盛か別墅におい九月八日彼等宗門を轉ひ、かつ其教を弘むる主
て聽せらるゝ事しはしばなり。意を訴へしにより、死刑を宥め、宗門奉行井上筑後守政重に預け給ひて、獄屋
に置れ、傳馬町の獄なり。島原記にはしめに置れ、飯田町に置るとあるは信じ難し。忠之に御褒詞、家人村井仁右衛門にも
に置れ、飯田町に置るとあるは信じ難し。御褒美あり。正保三丙戌年ジヨセイフカウロを小日向山屋敷に移し、岡本三
右衛門と名乗らせ、妻及び奴婢を附られ、月俸を賜ふ。自餘の族も同所に置れ

て、また妻及び月俸を賜はれり。山屋敷といへるは、彼宗門御制禁を犯せしものを禁め置くに牢獄の事なり。查祓録貞享二乙丑年を推算して、こゝに移されし事正保三年より當丑年まで四十年間屋敷に罷在とあるは、寛文十二年の事なるにや。

寛永二十癸未年五月十二日、當國大島の内津背といふ所に、異國船一艘寄り來り、船中の人しはらく陸にあかりて居けるを、此島の神主一の甲斐四郎左衛門か弟仁兵衛といふものは、是をあやしく見て、近つき尋ねけるに、其内日本の詞に通じ、此あたりの事ともを問ふ。山上にある番所を見て、あれはいかなる家と問ひしに、仁兵衛答て、異國よりもし邪宗を勧めむため忍び渡る事も有へしとて、國主より異國船を遠見の番所なりといへば、異國人とも驚き、銀二枚取出し仁兵衛に與へ、我等船を出し去るべし、帆影見えぬまで爰に居て其後里へ歸るへし、必ず此船を見たるよし今語るへからずと頼置て、出船す。仁兵衛早速家に歸り、此事を島番の士村井仁右衛門に告る。仁右衛門浦人共を數多催し、急ぎ船に乗、彼船を追かけしに、やゝ隔たりしかとも、遂に追着、大島へ引寄せ福岡へ注進す。城下に召よせ忠之も是を見給ふ。皆日本の刀脇差衣服の體にこしらへて着帶し、髪なども日本人

に似せて結ひたりといへとも、形相甚かはれり。耶蘇宗門を進めんため忍び渡れるよし白狀す。

渡海の人數都合十人。内伴天連四人。自注、内一人は六十二。いるま一人。自注、是は右之次第江戸表長崎へも早々注進せられて後、異國人十人に黒田源左衛門自注、號六兵衛を使者として差添、彼白狀の旨をも書記して長崎へ送り、時の奉行山崎權八郎に相達す。即江戸へ差越され、江戸より御下知によりて、彼異國人の諸具並船にありし銀七貫目、大島の浦人共に下し賜はる。忠之より村井仁右衛門次に一の甲斐仁兵衛、其外はたらきありし一島のものとも

に賞を賜はりける。江戸老中より奉書を以て、領中制法たゞしく異國人早速めしとり御感におほしめすのよし相傳へらる。此時近臣中根壹岐守よりも書を以て重疊上意のむねをのへらる。其書に曰、

今度領分へ伴天連渡り候處、一人も残らず早速からめ長崎へ遣し被申、萬事せい入候やうに御座候と、御機嫌に被思召候通、具に可申遣候旨、被成御意候へとも、御内談にても可申入旨、上意に御座候間、如此に候。恐

惶謹言。

六月七日

中根壹岐守

松平右衛門佐殿續黒田家譜。

寛永二十年五月二十七日、南蠻伴天連四人、イルマン一人、宗門之者五人、内異人二人、日本人三人、今度小船にて松平右衛門佐領分筑前の内大島へ着岸、彼浦番之者改之に付、船を可乗出催之處番船出之、彼族相捕之由、右衛門佐所より注進之趣達御聽、御機嫌不斜之旨、依上意老中より奉書遣之。右衛門佐番之者、精を入右之輩相捕付、彼宗門持渡財寶悉く番之者に被下之旨、井上筑後守、馬場三郎左衛門、山崎權八郎所より書狀遣之。伴天連并宗門の者當地へ可差越旨、長崎奉行山崎權八郎所へ次飛脚を以奉書被遣之。九月八日南蠻伴天連イルマン同宿等、宗門を替彼國の様體白狀所謂連連彼異國日本へ宗門を廣め、日本を可隨南蠻國謀と云々。獻廟日記。

寛永二十年

一、七月二十二日、堀田加賀守下屋敷へ九ツ前御成、筑前より參り南蠻人四人御詮議御聞。其外四五人日本伴天連出る。

一、九月朔日、加賀守へ御成、十人の南蠻人并松平相摸守醫玄公、南蠻ジュアン、津田道慶息御詮議有之。按するに、玄公および道慶子、みな切支丹の門徒なるべし。

一、十月十一日、酒井讃岐守下屋敷へ九ツに御成、筑前にてとらまへり伴天連之口御聞。南蠻人は不參。御徒頭無名氏之記。

寛永二十年九月八日

今度筑前國大島にて捕へり南蠻伴天連達留滿同宿白狀之覺

一、イタリヤラウマとふ所に、吉利支丹宗門之頭ばつばといふ者。按するに、いはるは、衆生教化の總司にして、世界に一人なり。はなかりしよし、契利斯督記に見ゆ。あり。國々へ伴天連を遣はし、宗門をひろめ、其國ばつばに隨ひりへば、漸々に奉行を遣はし仕置致し。ノビスバンヤ呂宋其外多く貪り取。按するに、諸記に呂宋及び新イスパニヤ、屬し、其下知をうけて取得し、國なれば、かくいへるにや。日本は軍にては猶々難儀故、後生のため宗門をひろむるとて、伴天連を渡し、宗門大方ひろまりたる時分に、仲間にて軍をいたし、日本の他宗を討平けば、つばに従へんとの巧に事。

一、吉利支丹宗門にこんばにやと申派、サンフランシスコと申派の伴天連、
市街恢弘時代

年來日本へ多く渡り申ひ。かの伴天連、門派門派へ申遣し、ばつば前にて日本をうばひくら致ひ處、ばつば批判には日本六十六箇國を分け、大坂より東はさんふらんしすこ、大坂より西はこんばにや法を弘むべし、日本國ばつばに隨ひはゞ、右之通違亂有間敷由申渡いと異國にて専ら取沙汰仕ひ事。

一、伴天連を日本へ渡しひ事、數年にては、此入目の金銀門派に帳を附置ひに、數百年過ひても、日本國ばつばに隨ひは時、右之入目面々門派の旦那より取可申ための儀にては、世界ある内は、伴天連を渡し、宗門を弘め、日本を取可申覺悟にては事。

一、呂宋には日本人の伴天連四人有之、一人は豊後國加賀山隼人親類也、隼人は先年火罪に逢ひ、右之親類の伴天連、日本へ渡し可申との儀にひ。一人は黒川壽菴と申ひ。來年日本へ渡し可申由、呂宋にて我等に物語申ひ。南蠻伴天連イラントと申者も、來年渡り可申由、我等共に物語り申ひ。按するに壽庵およひイラントなるもの渡來の事所見なし。岡本三右衛門等と同じく渡來せし壽庵は同宿にて、明國廣東の人とあれば、この黒川壽庵とは別人なるへし。其外日本人の子五六人、呂宋にて只今學文致申ひ。天川にては日本人の子

十二人學文致させ、何も伴天連に取立、日本へ渡し可申由承ひ。伴天連多く方々の國にて仕立置申ひ。此もの共連々に日本へ渡し可申由、専ら沙汰仕ひ事。

一、先年日本にて吉利支丹宗門ひろまりは時分、日本の出家に金銀を出し、吉利支丹の宗門に致し、其外日本のいるまん同宿を諸寺諸山へ遣はし、學文致させ、佛法神道の極意を習ひ取、ばつば方へ遣はし、南蠻口に引直し、板におこし、國々の伴天連に遣はし、學文爲致申ひ。何の道にも法を弘め、隨へんとの巧みにひ事。

未[○]寛永^廿年。九月八日格致累年錄。

寛永二十年五月十二日、筑前國梶目の大島に小船一艘十人乗組、陸に上り水をとる。其形月代を剃り、日本風の如き衣類を着したれども、眼さし鼻の高さ常ならざる故、處の役人に告知しむ。仍て捕へむとする内、急ぎ船に乗り帆を揚げ逃出。跡より追かけ、同國地の島にて捕之、筑前城下に注進せり。依之、松平右衛門佐方より右之者共長崎に差送らる。御奉行山崎權八郎稠しく被_レ遂_レ穿_レ鑿_レの處、伴天連共、邪宗門を勸むべき爲、日本人の形を學び相

渡る由白狀せり。即刻江府言上有之處、其者とも江府に可差越旨被仰付、則通詞西吉兵衛、名村八左衛門、日明し仲庵を相添差上らる。按するに、仲庵は南永六年の頃渡來せしか、邪法を轉じしにより、切支丹目明を命ぜられしなり。此時西國大名中に御奉書被成下之。斯て右之者共江府に參着し、委細被遂御穿鑿之處、彼等非義を悔み宗門を轉ふべき旨願訴ふ。依之江戸小日向に切支丹屋敷を被立、彼もの共一生牢下しに仰付らる。長崎志。

寛永二十年五月十二日筑前かちめ大島へ小船一艘漕寄ける。不見馴船にて、人皆あやしみ思ふ處に、湊に寄せ水を求めんとて陸に上る。其人を見るに頭髮を剃衣類に至るまで日本の形を學び、誰ともしらぬせい高く鼻高うして、尋常のものに替りたる故、早速其浦の奉行村井仁左衛門按するに、譜によれば、仁右衛門の誤りなり。といふ者に告來る。仁左衛門早速駆出捕むとする氣色を見て、綱を解、沖をさして漕出し、追風に帆を揚げ七八里颯行ける。仁左衛門小船に櫓數立、弓をとり、義により命を輕むし、終に地の島といふ所にて追つき、矢を放つ故、蠻夷共是非なく帆を下げ、追來仁左衛門待請たり。仁左衛門蠻船に乘移り、其人數都合十人、搦捕、大島に引付、福岡に注進す。則松平右

衛門佐召寄、詮議に被及いへ共、言詞不通故、長崎へ被送届。長崎奉行山崎權八郎被遂詮議い處に、南蠻人都合十人、内伴天連四人、いるまん一人、同宿五人にて、彼者申けるは、南蠻より日本へ邪宗を廣めん爲に、雖令渡海、日本切支丹制禁稠しきに依て、姿を日本人に替、此邊迄渡りいへ共、船中水乏しき故、島に上りい處に被捕い由申い。此段江戸へ注進す。則江戸へ早々可差越い由、依上意、與力同心并通詞被相添、同年右之者共江戸へ遣はし、御詮議有之處に、彼等切支丹をころひ故、江戸小日向といふ所に籠を造り、押籠置るゝといふ。其時の通詞名村八左衛門、西吉兵衛仲庵なり。此時九州大名へ御奉書之廻狀來る。大島の奉行村井仁左衛門無比類、働なりとて、於江戸御褒美有之由、依て右衛門佐方にて加増有之。長崎拾芥集。

寛永二十年七月十三日、ジョセイフカウロ等江戸着にて、宗門奉行井上筑後守へ御預、傳馬町の牢に差置、其後筑後守屋敷へ引取、遂穿鑿いて、山屋敷へ被差置、毎年銀一貫目十人扶持被下置い。其比御徒の内に岡本三右衛門と申者、如何の御科にい哉、御仕置に相成い由、上意にて其姓名并其者の刀脇差被下置、妻をも被仰付、召仕の男女長助はるといふ者も御附被成い。右

の妻は豆州三崎西町の者にて御仕置に相成ひ者の妻之由。○外国通信事略。外次=小日向略。志ヲ引用ス。省略ス。

壽庵は、明國廣東の人にて同宿なり。是も岡本三右衛門と同じく舶來せしにや。日本にては名を三郎右衛門と呼り。間宮筆記。

午の年筑前にてヘイトロ按するに、則ち次の島原記。フランシスコ、アロンヅ、デヨセイフ、妓するに、即ちジョセイフ。いづれも南蠻伴天連。入滿一人、是は長崎近所茂木と申所の者にて御座し。異國へ渡り、入滿に罷成し。其外同宿五人、内唐人二人、筑後守代に捕へ差上しに付て、長崎へ被遣籠舎被仰付。翌年未の年、十人の者、長崎より被召寄、筑後守に御預け、色々穿鑿仕し由。噉問の上にて、兩度に四人ながらころび、念佛を申。ころび申し儀偽にて無之由、手形仕し由。入滿同宿共は、伴天連より前に一人二人つゝころび、日本の宗旨に罷成し由。筑後守屋敷に籠を作りバレン四人入置、度々召出し、日本へ伴天連渡し南蠻并呂宋にての手段、船吉利支丹法の事、度々相尋、牧野佐渡守久世大和守など筑後守所へ參り、色々御尋にて致言上し由。チヨセイフは、三右衛門と申、女房被下、于今存命にて罷在し。入滿同宿宗門の者二十人

許り、小日向屋敷に御普請被仰付、筑後守に御預被成し。契利斯督記。○按する九年とし、かつ一旦長崎に遣はされ、翌二十年未年江戸に召れて井上政重に預けらると記せしは、とも誤りなるへし。

家光公の御時、南蠻伴天連義平土呂、同壽庵、同二官、此外、先年南蠻へ放流せし日本人來る。御糺明の上、起請文指出す。依て還俗させ、女を嫁はせ御扶持被下、飯田町に屋敷を賜ふ。按するに、飯田町の事明證なし、恐らくは誤りならん。後小日向に住居す。島原記。

正保元甲申年

一、二月八日、堀田加賀守○正盛。下屋敷へ九つ半に被爲成、吉利支丹御詮議。

一、十一月十四日、酒井讃岐守○忠勝。下屋敷へ御成、伴天連御聞被成し。

同二乙酉年

一、八月二十七日、酒井讃岐守下屋敷へ御成、吉利支丹御聞被成し。

一、十月廿三日、讃岐守下屋敷へ御成、吉利支丹御聞被成し。

一、十二月二日、讃岐守下屋敷へ御成、吉利支丹御聞被成し。

同三丙戌年

一、四月八日、吉利支丹御聞に酒井讃岐守下屋敷へ御成、讃岐守には參し儀

無用と被仰付い。

慶安二己丑年

一、九月十二日吉利支丹御聽に讃岐守へ御成讃州は煩故不參。御徒頭無名氏之記。

寛文十二壬子年、此頃十人扶持岡本三右衛門、七人扶持ツ、ト意壽庵南甫

二宮。査祓
餘録。

明曆三丁酉年五月朔日、ヘイトロ歿す。アロンゾはまた邪法に歸宗せるをもて禁獄せられしが、幾程なく死せり。フランシスコは、是より先妻を下され、井上政重が許に置しに、また病て死す。

明曆三丁酉年五月朔日、ヘイトロ八十餘にて病死仕い。アロンゾは立あがりいに付て、上意にて女藏へ御入いへは、廿日程存命にて病死致い。ゼジュンと申、自害に成申さぬやうに食を少し充いたし、身弱り相果い掟御座い由。其通にいたし相果申い由。フランシスコ一人、女一人、籠に入置いへば、籠屋にて女と心を合せいて、兩人ともに白狀いたしいに付、籠中の者に見せいて、伴天連之祝言珍敷い間見いへの由申付、夫婦盃を取かはせ、筑後守

屋敷へ召寄置い處に、病死いたしい由。契利。斯
督記。

萬治元戌年、宗門奉行井上筑後守政重岡本三右衛門等に宗門の事を詰問し、遂に屈服せしめて證狀を出さしむ。寛文十二壬子閏六月十七日三右衛門ト意壽庵南甫二官より、その親戚及び奴僕の書付を奉行青木遠江守に達す。延寶元癸丑年十二月九日壽庵死す。小石川無量院に葬る。

萬治元戌戌年、宗門奉行井上筑後守伴天連へ不審を掛申詰ころばせ申い論議

一、デウスヒイヤツアレといふ一聲にて、世界言葉の下よりふつと出現はるより、吉利支丹の宗門は、天地の作者あることを肝要に勧め、後生をも天地の作者を頼みいへば、無疑上天いたしいと勧め申い。甚不審。

一、百年以前フランシスコ・シヤヒユル、初て日本へ渡り、日本に吉利支丹宗門廣まり、バツバに隨い様いに存いへとも、或は火あぶり、又はころばせ、或はあなつるし斬罪に被仰付、御法度つよくい故、廣まることなし。デウス天地の作者ならば、何ぞかやうに力に不及國を作りおきたるや。

一、デウスは、天地の作者名譽あるよし、吉利支丹一揆をおこし、有馬の城に

三萬七千餘り籠城いたし處に、責落不殘被討亡、天川船長崎へ商賣に參
し、事御停止被成し、其翌年卯年御訟訴に參し處に、按ずるに、カレウタ船渡來
停止は寛永十六己卯年通
商再願に來りしは同十七庚辰年なれば、卯年は即ち辰年の誤りなり。七十人斬罪被仰付、長崎の死罪場に右の屍
塚に築込有之し。此趣天川へ御告させ可有ため、六五人御たすけ、小船に乗
せ、長崎より天川へ被遣し。デウス天地の作者たちは、箇様の時名譽あるべ
き事にし、然るに名譽かましき事少しも無之し。自由自在ならば如是の儀
も有之間敷儀にし處に、如此なる上は、デウス天地の作者たるへき子細も
なくし處に、作者といひて立て偽を申廣め、人を迷はしめは、邪法疑なくし
事。

一、世界にはだかなる國多し、墨にて塗し様に黒き人、また薄墨の人、有之、墨
にてぬりしやうなる人の國には、主といふ事もなく、猿の如く山の木の實
を食ひ、稀に里へ出てはぶた鶏を食するなり。海川へ入ても熱き故、食事澤
山あり。加様の人間は親子夫婦の分ちもなく最愛するよし。又アフリカの
内何とかいふ所にては、くろんぼう牛の糞を總身にぬり、穴を堀栖とし、人
の肉を食ひ、畜生の如くさいあいし、生つき畜生の如く、さん一ッあるよし。

毎年ヲランダ船を着たはこのやうなるもの商賣仕よし、ヲランダ申し、デ
ウス天地の作者たらは、如此の國を作りし事何の爲なるや。君臣、親子、夫婦
朋友の道なき國は、畜生國にて、後生の道をも知まし。加様の人間を作りし
は、大惡人無慈悲の族なるへし。如此の儀にて考る時は、デウスを天地の作
者と申、萬物にあるしと申事、虚説にて大いなる偽なること、明白なるべし。
一、デウスにも作者ありや、又作者なしやと伴天連共に尋しへは、デウスは
無始無終にして、萬徳圓滿、自由自在の尊體なるよし申し。左様ならば、天地
自然の道理にては無之と申しへは、自然の不審晴しこと、何れの伴天連も
不罷成し事。

一、聖人の如く、天下の政道正しくして、堯舜の御代の如く治め、吉利支丹の
修行をもパツパの如くいたししても、其人デウスの氣に入らずしへば、上
天不罷成し。主を殺し親にそむき大罪の者も、デウスの氣に入しへは、上天
いたししとの教にてし由。伴天連とも何れも書上し。

一、デウスは無始無終の尊體圓滿と、慈悲けんぼうのあるよし。自由自在の
ものにて、作者もなく出生するスピリツの體の由。申は一々に自然のもの

なり、若自然にてはなしといはゞ、自然をはなれてデウスを作りたるものと可申由、伴天連共に相尋ひ處に、自然を離れてデウスと申者有之と申道理なくし事。自然のものならば彼を愛し是を惡むと云ふ事はあるましくし。我氣に入たる者をば上天させ、我氣にいらぬ者をはインヘルノへ落すといふ。按ずるに、極樂をハライツウといひ、地獄をインヘルノといへるよし。吉利支丹未始記等に見ゆ。己か氣に入しとて、惡を作り邪淫を犯し、盜をし、主親を殺したるものをも、上天させは、デウスは大惡人なるへし。加様なる大私者を慈悲の深ケンポウのあるじなと申、人に教へ人を迷はしし伴天連共は、盜賊なり。誰か是を憎まざるへけんや。

一、デウス日本へ法を廣め度念願にて、百年以來伴天連百餘人渡ししへとも、叶はず。或は火あふり穴つるし、或は水にて噉問し、木馬に乗せ、不殺して度々噉問致ししへとも、いさゝか名譽かましき儀なし。法を廣めし事不叶故に、伴天連宗門の者共に一揆を發させ色々様々のたはかり事を致ししへとも、デウスの力に及はずし。加様の不自由の大惡人を日本の病にて加様にだまされ、一命を捨つる儀、文盲の族は無是非。佛者儒者學問をいたしたる者、吉利支丹の邪法を穿鑿なしに伴天連次第に其道へ入事、なげかはし

き事なり。日本の禍此宗門よりすくれたるはなし。

一、デウス初て人間を作り給ふは、ハライツテリアルと申所にて、アタンエワと申夫婦のものを作りし由。右のハライツテリアルは萬事自由なる所にて世界の極樂のよし。然る所にデウス誠しは、マサンといふ木の實なり、然る處にアタン、エワに天狗勸め申しは、マサンの木の實を食しへは、デウス同前となりしほとに食可申由勸め申に付て、木の實を食し。いましめの木の實を夫婦のもの食しし故、惡世界へ追出されし。其崇りにて來世の人間辛苦をいたしし由。木の實をたべすしへは萬事忝成を、いましめをやぶりしにより、デウスに夫婦の者ハライツテリアルを逐出されし。此もの人間の初めにてし由。此儀を以ていはゞ、只今の人間の現在にてくるしみ、末世はインヘルノへおつる事皆デウスのしわざなり。おのれか作りたる世界の人間を惡道へ落し、又其人間をたすくへきと、法を弘むると云ふ儀首尾不合ならずや。又マサン菓子を食べてデウスの如くになれば、菓子をくはせ助くる儀をはずして入さる法を弘る事、大惡人大盜賊といふべき者也。

同年筑後守伴天連宗門の者共に白狀させ書付指上させし條々。

一、萬自由自在たるデウスにて、ヒエアツの一念を以て、廣大無邊の天地を作り、此上にも天地を造り度思ひしへは、いと易く作り、不測なる儀限りなき山、先目の前に有之事にて、吉利支丹邪法作り成儀を糺明すへし。早百年に滿へきか、作者シヤヒエルを初て日本へ渡し、吉利支丹宗門を廣め、明曆四年まで伴天連百五人渡り處に、或は火罪穴つるし斬罪、近年は伴天連共を殺さずして、名譽有之様に木馬に乗せ、數日噉問いたししへ共、聊も名譽かましき事なく、させる當手の伴天連共、木馬の上にて念佛を申、其のち妻子を持、日本へ法を廣めし。南蠻にての手段不殘書上、累年申上し書物限りなし。剩主を殺し親を殺ししとも、後世の障り無之由、壽庵、マルチイノ市左衛門、デコセイフ三右衛門形いたし、判形仕り差上し。伴天連はデウスの使にてはなきや、日本并人間残らずデウスの作者の由申し、おのれか作りて己が心のましならざる様なる不自由ものを、色々様々に偽を作り勧めし事第一の邪法なり。又デウスは諸善源慈悲ケンボウの主の由申し、是又第一の妄語を述、人を迷はしし邪法甚しき事なり。世界にはだかなる國あり、

四季の分ちもなく、常に裸にて衣食の恩を受さる故に主人も無之、猿の如くにて君臣の道をしらす、父子の間にては其禮義をしらす、形は人間、行禮は畜生なる國、アフリカの内何とかいふ所の人間は恥を知らず、黒ぼろにて牛の糞を總身にぬり、穴を堀て家とし人を食ふ。加様の國を作るデウスは大惡人の源、世界の人間の惡なる主なり。又長崎にてマルセイロを穴つるしの刻、馬場三郎左衛門與力同心申付、死罪場にてつるしし所に、穴の内にて苦しみなきうめき死しを、色々偽を作り三郎左衛門與力同心口こもりてすくみ、マルセイロ穴より引出し首を討し時、刀折れ長崎番所へくらやみ入雷地震いたしし由、天川の寺にて作り立、吉利支丹ひろまりし國國へ廻し申し、ヘイトロ、フランシスコアロンゾ、デョセイフ此偽を誠と思入、滿同宿六人召つれ、筑前の沖にて召捕、長崎へ來り籠舎、加様のたばかりにあひ日本へ渡し、四人の伴天連同宿共第一のたわけ者、異國にても人にもすぐれたるたわけ者故、是を偽と申しはし、三右衛門をはしめ入、滿壽庵トカア白狀いたせ可申し。右之條々不審の通念比に書付差上可申し。邪なる儀申上しは、四人の者急度可申付し。

一 四人の者返事

右之通御不審之段承届、乍恐御尤に奉存。一々御書付之通相違無御座。以上。

戊〇^{明曆}四年五月十七日

伴天連三右衛門

一、デウスの掟に、ゼンチヨにて作者へ敵を成ものをば主にて親にても殺しても科には不罷成。上天いたし功徳に罷成いと作者の言葉に有之由、伴天連壽庵マルチイノ市左衛門申上旨御意被成。就夫私にも彌右之通デウス掟にていやと御尋被成。右兩人申上通に御座。爲其如此。以上。

明曆四戌年五月十二日

デヨセイフコウロ事
岡本三右衛門判

井上筑後守様

北條安房守様

右之書物一文言にて、伴天連三右衛門判形いたし。本書、筑後守も我等に所にも有之。按、安房守自らいへるは北條。

一、イタリヤの内ナプリスと申所にて、マルセイロ祝日に壇をかざりいとて立廻り申所、天上より大なるかなづちマルセイロあたまの上に落絶死いたし、廿四日相煩申。其内デウスより日本へ初て渡り申。シヤヒエルと申善人を御使としてマルセイロに告給ふは、シヤヒエル右の手に蠟燭を持、左の手に杖を持、何なりとも望み可申由被申。蠟燭は死る心にて御座。杖は旅の心にて御座。其時マルセイロ觀念仕は、シヤヒエルを使として被下は、シヤヒエル初めて日本へ渡り申。問、定て我等にも日本へ参へへの心にて可有御座と存。如何様ともデウスの御内證次第と申。シヤヒエル被申は、何にても心の儘に望み可申。デウスの御前は我等如何様にも相叶とらせ可申由被申。付、マルセイロ申は、我等行末は何と可罷成。いや承度由申へは、シヤヒエル被申。は、ナプリスの國出不申。さきにしらせ可申候由申。三日過諸出家マルセイロ所へ相詰死。觀念を勧め申所に、其時シヤヒエル、マルセイロ一人に見え被申。は、常に守にかけ申。クルスを、撃。疵にあて可申。由告給ふに付て、あて申へば、忽に平癒いたし、跡も見え不申。故、諸出家名譽

なる儀と申、デウスへ御禮申上。其後マルセイロ旅の支度いたし出立申
し時、シヤヒエル女の善人に被申しは、マルセイロにいさみ旅立いたし可
申し、マルチノに逢可申し、此由マルセイロに申渡し付て日本へ渡申し
マルセイロ長崎にて穴つるしに逢申し處に、穴の内へ天人あまくだり、マ
ルセイロ額の汗を拭ひ看病いたし。其後馬場三郎左衛門與力同心參り、
穴より引出しマルセイロか首を討し、少しの間觀念いたし故刀切不申
し、はや首をうち可申由申し時首をうち落ししへば、俄に雷いたし長崎中
くらやみに罷成、政所へもくらやみ入申し由承し。以上。

二官 ジュアン 南甫 三右衛門

右之通天川にていつはり申を實と存、此方へ渡り承りしへば、右之通にて
無之、マルセイロつるされ、穴の内にて泣わめさくるしみ相果し由を承り、
伴天連も驚き申し由。契利斯督記。

寛文十二壬子年閏六月十七日青木遠江守へ出す覺。

一、三右衛門女房從弟深川船大工町清兵衛。五十。

一、同人從弟土井大炊頭小遣之者源右衛門。五十五。

一、同人甥清兵衛一所三之丞。

一、同人甥多さし町職人庄九郎。三十。

一、足立權三郎井上筑後守支配之節ト意細之工弟子之由。

一、壽庵聿元よし原紙屋仁兵衛娘一所有之。

一、壽庵娘伯父甚右衛門、河越に罷在し。北條支配之節參逢申し、當子四月廿

六日參り壽庵に逢申し。

一、二官女房兄字都宮百姓井野七右衛門。

一、同人女房妹聿同所百姓權三郎。

一、同人姪聿同所百姓加兵衛し。

覺

一、徳左衛門、加州金澤之者、右萬治二年己亥三右衛門召仕、翌子年暇取、又西
年三右衛門召仕、翌子年暇取、又酉年三右衛門に奉公いたし、戌年壽庵召仕、
亥子兩年ト意に奉公。

一、市兵衛、水戸之者、寛文四辰巳午三年は三右衛門召仕、寛文十二ト意召仕、

一、十三郎、近江之者、寛文六午より亥迄ト意召仕、同十二子年南甫召仕。

延寶元癸丑年十二月九日朝六時卜意病死。檢使御徒目付木村與右衛門牛田甚五兵衛御小人目付兩人共來る。與力鶴飼庄左衛門川瀬惣兵衛星野源助立合、同心朝倉三郎右衛門、荒川久左衛門、海沼勘右衛門、福田八郎兵衛、一橋又兵衛、無量院へ火葬。戒名向岸清轉禪定門。同心遠藤彦兵衛、同心與頭木高十左衛門、卜意下人徳左衛門に、道具改踏繪申付。下宿申付る。以上、査、祓餘、録。

延寶二甲寅年岡本三右衛門宗門の記録せるにより、宗門奉行青木遠江守組與力これを監す。同三乙卯年五月廿三日、三右衛門、壽庵二官、南甫四人に金子を賜ふ。同六戊午年十二月十四日、未次平藏か所藏沒收の蠻國の劔ありしを、三右衛門等に鑑定せしめらる。平藏は長崎御代官なり。去る。天和二壬戌年二月三日青木遠江守坂本右衛門佐相共に山屋敷に來りて、三右衛門、壽庵二官其妻及奴婢等を覽る。後始めて奉行たりし。眞享二乙丑年七月三右衛門病に罹り同廿五日歿す。翌日無量院に葬る。八月三日壽庵二官及び三右衛門が妻、奴婢等願衛門が妻及び奴婢に月俸を賜ひ。奴婢は其まゝ、彼妻に附らる。彼妻も元禄八乙亥正月十五日歿せり。葬地詳ならず。其奴婢兩人は猶山屋敷に置かれしが、寶永六年よりヨアンバツテイスタジロにてに附らる。此事次卷にあり。

延寶二甲寅年

一、正月廿日より二月八日迄、岡本三右衛門儀宗門之書物相認申し様にと遠江守被申付し。依之、鶴飼庄左衛門、加用傳右衛門、星野源助御番引右之用掛り被申付し。

一、二月十六日、岡本三右衛門書物仕しに付、加用傳右衛門、河原甚五兵衛被申付、兩人共御番引三右衛門宅へ廿八日より三月五日迄立會。

一、六月十四日より七月廿四日迄、宗門之書物岡本三右衛門山屋敷於書院爲相認しに付、加用傳右衛門、河原甚五兵衛御番引立會。

同三乙卯年

一、五月廿三日山屋敷へ御頭遠江守被參、岡本三右衛門へ金三兩、壽庵へ金二兩、二官、南甫へ金一兩被下し。

一、十月十七日、岡本三右衛門書物の訴訟申上し儀能く遂僉議、三右衛誤りしは日本之宗旨に可罷成歟、議定仕らせ可申之旨、加用傳右衛門、河原甚五兵衛に被仰付し。

同六年戊午年

一、十二月十四日、巳、晴天、御頭遠江守より御用之儀有之し間、早々與力共之

内一人遠江守方へ罷出し様にと申來し故、河原甚五兵衛罷出し處、末次平藏闕所物之内にモウル劔と申劔有之、柄に角にて佛の様成人形有之に付、若切支丹之本尊にては無之、哉御預けの者に相尋し様にと被申付し。依之右之劔請取罷歸、則三右衛門・壽庵・二官に於圍番所爲見申し處、右之劔マナヨの國のキリスにて御座し、柄の人形は佛にては無之、マナヨの國にては大方劔の柄に如此之人形又は龍杯を仕し。マナヨと申は國の惣名にて、中天竺の内にて御座し。キリスと申名は脇指力と申心にて御座し、尤も力も御座し、柄は水牛にては無之、犀角にて御座し、大名の指しキリスは、ウニカウロ又は犀角にて柄を拵申し、毒を解す爲にて御座し。モウルと申名は宗旨の名にて御座し、釋迦宗モウル宗切支丹と申て三つの宗旨にて御座し。則此マナヨの國人共は皆モウル宗にて御座し、切支丹とは別にて御座し。由、右之趣三人共申し、段書付いて御頭へ差出す。右のもうる劔は山屋敷宗門道具と一所に入置、もうる劔の一件相尋し、砌、河原甚五兵衛加用傳右衛門立合申し。

天和三壬戌年

一、二月三日山屋敷へ青木遠江守、坂本右衛門佐同道にて御出、圍之内へ御入、岡本三右衛門・壽庵・二官并兩人之女房召仕之男女迄御逢し。其後書院にて天地之繪圖之様子按ずるに、萬治二年阿蘭陀人天地の圖目録に、壽庵呼出し、事承寛棟録に見ゆ。即ちこれなるべし。壽庵呼出し相尋申し。遠江守用人久木源右衛門、右衛門佐用人天野奥右衛門參る、尤も與力とも不殘立合。

一、同七日岡本三右衛門書申し書物并切支丹諸道具、阿部豊後守殿見被申度と御申越之由にて、御頭遠江守用人久木源右衛門參り、右之品々致持參し。

貞享二乙丑年

一、七月廿五日申下刻岡本三右衛門儀致病死し、右之段御頭林信濃守へ届に、鶴飼源五左衛門并成瀬次郎左衛門召連罷出し。即刻御頭より用人高原關之丞江曲十郎右衛門參る。右三右衛門死骸、同心三人充附可申し。

一、岡本三右衛門所持之金子、小粒にて十三兩三分、小判十五兩、都合二十八兩三分有之、其外諸道具は仲間御頭用人共の封印致し置し、御土藏へ廿八日に入置。

一、同廿六日山屋敷へ檢使に御徒目付大村與右衛門村山覺太夫并御小人目付下山惣八郎野村利兵衛内田勘十郎古川久左衛門都合六人參る。御頭用人仲間在合、左之通口書御徒目付へ渡す。

口上之覺

切支丹屋敷に罷在ハ伴天連岡本三右衛門儀、南蠻シ、リヤ之者、四十三年以前未年按ずるに、即寛永二十年なり。井上筑後守へ始る御預圍屋敷に當丑年迄四十年罷在ハ處、當月初より致不食相煩ハに付、牢醫師石尾道の藥用申ハへ共、段々氣色差重り、昨廿五日晝七時半時過相果申ハ、右三右衛門八十四歳に罷成ハ。此外相替儀無御座ハ以上。

七月廿六日

林信濃組

奥田治郎右衛門 鵜飼源五右衛門 河原甚五兵衛

川瀬惣兵衛 加用傳右衛門

右檢使相濟、三右衛門死骸小石川無量院より燒場迄、同心小屋頭鈴木七郎右衛門市川半右衛門、平同心杉山七郎兵衛、竹中平右衛門、以上四人附參る。三右衛門戒名入專淨眞信士、弔料金一兩二分、火葬料金百疋差遣ハ。弔之具

入用共、三右衛門所持の金子にて相拂ハ。

一、同廿七日無量院へ日本人之通石塔建ハ様にと、御頭より今朝被申付ハ、依之仲間相談之上、右塔申付ハ。右石塔之儀壽庵二官尤三右衛門後家相願ハ、九月二日石塔建申ハ。

一、同日圍三人之者共并家來共親類書相認差出ハ様にと、御頭より被申付ハ。依之岡本三右衛門女房親之様子、二官女房之親之様子并長助はる親の様子共相認、翌晦日御頭へ差出す。

一、長助はる事兩人共踏繪被申付、親類共へ御渡し可被成ハへ共、兩人共奴にてハ間御返し難被成ハ、追付御扶持方御願被申上可被下之由、御頭直々河原甚五兵衛へ被申渡ハ。

一、八月二日壽庵二官願申ハは、不苦ハは、三右衛門墓所へ參詣仕度ハ、尤兩人にて金子一分、三右衛門女房も金子一分、長助はる鳥目三百銅づゝ遣申度旨相願申ハ。右之趣御頭へ申立ハ處、勝手次第可仕旨、併右之者共無量院へ參詣仕ハ節は、與力三人差添參ハ様可仕ハ。尤其前に御頭へも相届ハ様にと被申渡ハ。

一、同八日無量院へ壽庵二官并兩人の妻長助はる參詣仕し、與力同心差添參し、別儀無之右之者共墓所へ水向し由。

一同日岡本三右衛後家へ八人扶持被下し間、左様相心得可申し。長助はるをも女房に被下し間、隨分奉公致し様に可申渡し。右後家相果しは、長助はる兩人共御暇可被下と存、後家を殺し事も難計し間、後家花相果し共、御暇不被下し旨、兩人の者へは可申聞し。長助事萬々一欠落等も可仕儀不相知し間、圍當番の者共隨分油斷不仕し様にと被申付し。

一、同廿五日岡本三右衛門所持の金子并諸道具草木等迄、三右衛門後家へ被下し段、御頭用人江曲十郎右衛門參り申渡し。但金子之儀は與力方へ預り置、入用次第に可相渡旨被申付し。查祇餘錄。

岡本三右衛門山屋敷に四十年餘罷在、貞享二年七月二十五日林信濃守勤役之節病死仕し、八十歳之由、小石川無量院へ葬申し。三右衛門死後、右後家へ八人扶持、長助へ三人扶持、はるへ二人扶持被下し。元祿八年正月十五日右後家七十四歳病死仕し。何方へ葬し哉、相知不申し。外國通信事略。次ニ小日向志ヲ引用ス。今略ス。元祿四辛未年七月十日また罪ありて再び詰牢に移されしか、同十丁丑年八

月十八日病て獄中に死し、無量院に葬る。南甫は是より先延寶六戊午年五月十六日病死せしか、また無量院に葬る。其妻及び婢は七月十八日各其親族に引渡さる。二官も元祿十三庚辰年七月十六日歿す。其妻は同月三日これに先ちて死せり。其葬地ともに詳ならず。

延寶二甲寅年

一、九月五日壽庵儀牢舎被仰付し、我儘申しに付當分牢舎也。申渡し節立合塚原六右衛門、鶴飼庄左衛門、川瀬惣兵衛、加用傳右衛門、星野源助。

同三乙卯年

一、二月二十一日御用の儀有之、御頭遠江守方へ南甫二官召連、鶴飼庄左衛門、加用傳右衛門參る。

一、同二十二日壽庵儀出牢被申付し、直に今日御頭遠江守方へ壽庵召連、鶴飼庄左衛門、星野源助參る。廿三日にも御頭へ壽庵召連、川瀬惣兵衛、河原甚五兵衛參る。壽庵二官南甫三人共度々御頭へ罷出し。

同五丁巳年

一、壽庵願に付、孫方へ金子十兩渡遣す。尤壽庵聲仁兵衛門受取書取之。同六戊午年

一、五月十六日卯、天氣能、今夜九ツ時、南甫儀病死、此段早々御頭へ申遣ひ、南甫死骸の番に同心兩人附置。

一、同十八日巳晴天、山屋敷へ南甫死骸檢使に御徒、目付阿部彌次兵衛藤井善右衛門御小人目付兩人參、右死體相改申ひ。川瀬惣兵衛龜井孫兵衛加用傳右衛門、鶴飼四郎左衛門、御頭より用人、笛木六郎兵衛、中垣内權兵衛立合申ひ。以後死骸小石川無量院へ葬る。但火葬に仕ひ。火葬場にて同心鈴木七郎左衛門、柏村源兵衛、吉澤伊左衛門、遠藤彦兵衛附遣ひ。南甫所持の金子一兩無量院へ遣ひ。且又南甫妻下女當分二官へ御預置被成ひ。南甫諸道具衣類共預置申ひ。弔料三分、火葬料二分遣、戒名正譽順歸禪定門。

一、七月十八日南甫妻下女親類共へ相渡遣ひ。且又南甫諸道具衣類等三右衛門後家二官に被下ひ。壽庵儀は請不申ひ、故不遣ひ。其外道具相拂、代金南甫妻方へ送り申ひ様に申談ひ。處御頭にて用人合點不仕、右拂金三分十匁五分を山屋敷御中間四人并門番久助へ差遣ひ。

貞享二乙丑年

一、八月晦日、林信濃守より先年壽庵二官同道にて日本へ相渡りし者何人、

名何と申ひ哉、何年以前相渡、何年以前に致病死し哉、委細書付遣ひ様にと、信濃守被申ひ。依之壽庵二官呼出、右之趣相尋、具に書付しる信濃守方へ差遣ひ。

一、十二月八日御頭中山勘解由方より、用人中村九郎次、大町伊右衛門、山屋敷へ參り、書院臺所にて山屋敷付之諸道具帳面請取、圍之内御土藏に有之天地の圖も見分仕ひ。勿論與力共立會申ひ。二官壽庵後家方へも用人見廻申ひ。然處壽庵御忠信申上ひ由にて、封じし訴狀一通用人共へ差出ひ。用人兩人共申ひは、我々今日山屋敷請取に參ひ、訴狀請取には不參由申、訴狀受取不申ひ。是非御頭様へ御上げ被下ひ様に、と、達る申ひへ共受取不申ひ。組屋敷へも用人共相廻り罷歸ひ。以後、壽庵差出ひ訴狀の儀には、相願ひ趣も可有之哉と、即刻御頭へ月番奥田治郎右衛門、加用源左衛門罷出ひ處、則壽庵、訴狀の儀御頭へ用人共申達ひ。月番之與力持參ひ様に、と被申ひに付、早々鶴飼源五右衛門致持參ひ處、御頭御披見、直に源左衛門、治郎右衛門、源五右衛門へ爲見被申ひ。宗門に立あかり相果ひて本望達し可申由にて、立あかり申ひ由書申ひ。就夫右訴狀御頭披見不被申分に仕、用人共計披見ひ

處、役に立不申、不屈之儀、間返し、由申、旨にて差戻可申、旨被申付、重
る山屋敷へ御頭御出之節、右訴狀差出、は、與力共を以可差出儀と可被
申、與力共之取次成申、間敷と壽庵申、は、與力取次無之者は取上げ
申儀不成旨、呵可申、旨御頭御申、

一、同十一日山屋敷見分、御頭中山勘解由并戸田又兵衛同道にて被參、圍之
内所々被見分、壽庵二官并後家二官女房書院へ御呼出し逢被申、壽庵二
官へ袖二端充、雫子三羽充添賜る。後家と二官女房へ綿二把充被相送、與
力中へ料理、同心へ赤飯被振廻、用人高内左内、久保澤戸右衛門、天町伊右
衛門參る。組屋敷へは今日不相廻、未下刻被歸。

一、同廿四日御頭より壽庵二官同妹三右衛門後家方へ餅米三斗五升入二
俵被相贈、御中間四人并門番久助へも三ヶ日給、餅可被下由被申渡、
元祿二己巳年

一、六月廿五日兩御頭藤堂伊豫守小幡三郎左衛門山屋敷へ御出被致見分
、勿論壽庵二官并岡本三右衛門後家二官女房へも於書院御逢、
同四辛未年

一、七月十日壽庵儀入牢被申付、兩御頭より用人高橋直右衛門服部金右
衛門參、尤雙方與力立合、左之通壽庵へ用人高橋直右衛門申渡す。

壽庵儀日比我儘仕、今度加用源左衛門へ不屈之仕方いたし、段、重疊不
屈者に被思召、間、つめ牢に被仰付、間、左様に相心得可申、

壽庵申、は、日比の望にて御座、へは、辱存、由申、に付、則牢前へ遣、處
に、さいふ一つ取出、て是を御役人衆へ相渡し申、由にて、番町へ差置、
即刻入牢仕、右之さいふ御頭之用人與力共立合相改、處、金子小粒にて
十七兩一分有之、其外壽庵諸道具相改、帳面に記し、與力立合封印仕、壽庵
長屋へ入置、

一、壽庵所持の内、ちりちよ一ッ、りしひりな二ッ、ごんだす二連星の圖一幅
有之。查祓餘錄。○次=小日向志
壽庵傳ヲ引用ス。今略ス。

通航一覽

切支丹御用屋敷跡、茗荷谷の上、あり。今の大久保志摩守宮原長門守久留源
三郎等、宅地、及び淺利坂邊七軒屋敷のあたりも、御構内、りしと云。切
支丹むらし、吉利支丹と書し、有徳院殿御諱の字を避て改められしとぞ。

此御屋敷ハ、彼宗門御制禁を犯せしものをいましめ置れし牢獄をおうれし
地ニ。或ハ山屋敷ともいへり。此地を井上筑後守重。政ウ別業なりしウ、宗門
奉行となりしより、こゝへ牢獄を作れり。後いつとなく御用屋敷といふり
しとそ。井上家譜云、清兵衛政重、寛永四年に叙爵して筑後守と稱せ、同十年大
目付とふり、十七年總州にて壹萬石を賜り、別ニ仰を蒙りて志々西國に
往還し、肥前長崎に趣き、異國の商船及び耶蘇禁制の事裁許すと云々。抑切
支丹宗門の來由を尋るに、弘治年中南蠻の商船に半天連一人舶來せり。その
面相奇怪ふるをもて見る人市をふせり。時津の國此人高山飛驒守同右近
大夫崇信して宗門にいり、三好松永の權家へ達してこれを留め置し、信長
信仰せしませしより、其法弘まりなり。かくて此宗の寺院所々建立あ
り、大閤秀吉の時に至り其害をあらはして魁首をつとせられしと、いく
ほともふく元和の頃ハふと、ひ世に行はれり。其頃肥後國の僧彼邪法の
害ある事、我國主加藤家へ訴へたることより、漸御制禁の端ハ開るる
よし。切支丹物語といふ書に見へたり。老談一言記云、台徳院殿の御時天主の
法よりらぬよし告申事有し、汝等行て試よとて、御小納戸揖斐某をつらハ

さると云々。羅山文集に、耶蘇不牢といふものと問答有し事見へたるも此頃
の事や。又一言記云、揖斐七年うほと西國ありて、おてれんいるまんなど
いふものよとくと其法を傳はり復告せし、台徳院殿三日つゝけて日々夜
半まできこしめし、さて御法度より仰出されり。揖斐より井上筑後守へ傳へ
よと命せられて、其宗の大意及び穿鑿せへき方なとくとしく傳へしとぞ。慶
長日記云、慶長十七年二月頃日於江戸吉利支丹御法度嚴密に命せらる、小笠
原權之丞、榊原加兵衛原主水等此宗門也へ、ころひいハ、御許有へしとの事
ふれど、うけつたは、同三月十一日の條ニ云、吉利支丹御法度嚴しく仰付られ、
御旗本小笠原權之丞、榊原加兵衛以下六五人改易せらる、原主水ハ逐電して
行方まれず、いつとも轉ひいハ、御免有へしとの事なれと承引せ、公上意
ありて、向後旗本の面々十人組にして互う吟味をとけ、其中ふらの宗徒あら
ハ言上せへしと云々。城主家替記云、慶長十八年十二月廿六日大久保相模守
忠隣に命せられ上洛せしめて、西洋國の宗旨を攘斥せられ、同十九年正月十
七日つひに洛に至て吉利支丹の邪法を禁せしと云々。されハ吉利支丹物語
に元和の頃御制禁といへるものハその大やうを志るをよして、ひう覺も有

へし、其實ハ慶長年中よそや禁せられしよてそ有々る。かゝりなれと、數年をへて猶此宗門やまさしよより、井上筑後守政重に仰付られて御穿鑿ハ有しならむ。其頃南蠻シマリヤの内ハレルモの人シヨセイフカウロといふもの、吉利支丹の宗旨勸めんとして舶來あり。時に寛永廿年未五月なり。同記七月十三日江戸へ召寄せられて、宗門奉行筑後守政重よあつ々給ひ、傳馬町牢獄よ置きしを、後筑後守屋敷へうつし、ほゐりに山屋敷へおろすと。されハ此時當所の牢獄を構られしよや。正保の頃の江戸繪圖ハ井上筑後守屋敷と志るぞ。これハ山屋敷をおうれてほどふけれハ、いまと改正よ及ハさしふるへし、とよかくよ寛永正保の間よ作られし事ハ疑ふへうらほ。或書云、馬天連本國に風聞のよめ、江府飯田町よ屋敷を給ハ、十人扶持を給ハる。後よ小日向屋敷よ住居より、彼等三人セシヨセイフカウロ及ひ下よ記。御重恩を感せし餘よや切支丹の白狀とそ聞へなる。則罪人牢獄ハ小日向といふ所、石壁重疊一丈貳尺四十三間四方よ築立、塀高サ一丈二尺の柱ふり、忍ひ返し釘八寸にして外より内へ刈を揃へてうち、土手廻りよ築く。此時板倉内膳正へ守護を命させられ、晝夜埒を守る衛士足輕同心柏子木をうちて用心せ。是寛永年

中のことなりと、云々。此頃の事にや、筑後守願ひ上て申様罪人警固せんよハ同心の輕卒を預け給ハるへしとよたな願ふれと、あゝる大事の守りよハ俄よ御抱あらんも然るへあらほと、御鐵炮方田付組の同心をわうちて預けられしとそ。田付兵庫助景澄慶長十八年鐵炮よ長せしを以召出されしよし、此家譜よ載されハ、彼人ハ其時より同心も預けられしなるへし、此筑後守ハ年へて御役を勤めし、辭し奉りて後よ入道せり。此頃ハ宗門改をハ大目付北條安房守氏長勤めより。入道房州よ語りたるハ、邪蘇の法ハもと邪法ふりといへども、人ニ信せへて理あれハこぼ、此教を崇敬せるものあり、摺の心得有へしや大猷院殿の仰有し、親しき息男等よも此事の沙汰ハ聞せずと摺。又入道の申されしハ、猷廟の仰よ、耶蘇の法ハ西洋の教ふり、其ゆへよ我國の人を一人も罪よ行ハん事ハ我國の損といふへし、なるへきよけハ人のそこふふあらむやうよ、其宗を改めハ改めさすへしとの給ひし。新井君美ういふ、獄門ようけよと仰有しハ、後天草一揆ふとの事よこりさせ給ひしよよりてふるへしと、已上の事ともハ老談一言記よあるよし所なり。此後宗門奉行ハ大目付よて一人、御作事奉行よて一人、其事を承ハれり。明曆年中回祿の後、傳馬町牢獄造立せらるゝほとハ、此よ罪人をうつされしといひ

傳ふ。まさした證もあらされど、ちもありしよや。これより打つゝきての事、當所よて罪人拷問等の事、宗門の事よもかゝらば、其餘の強盜偷盜の類もこゝよて糺明有しといへり。後元祿十六年十一月廿九日の夜傳馬町牢獄ふと、ひ焼失せしよ、同夜十二月五日時の奉行小幡上總介松前伊豆守へ御尋ありしハ、當所の獄屋ウの牢獄再造のほと假よ罪人繫目あるへきウとの事よより、有つる牢獄及び長屋の家作を用ひ、猶假牢いとふむへきらい地の事ちと啓しられハ、工人白子屋伊右衛門といふもの造作の事を起し、寄騎の侍長岡金右衛門満田市左衛門等其事を鑿し、同夜廿一日落成して石出帶刀へわとしたりるよそ、廿三日より同人をハウつされた。其後傳馬町牢獄再造ありて、又もぞのことく彼地へ復しけるとぞ。これよりまた元祿十四年の頃迄ハ、寄騎同心の者ともミな當所御構内よ住居せしウ、宅地のせえを以奉行北條安房守己ウ別業の地を彼等にあとへむと願あつて、宅地を割あとへしもの、ミね今此小石川安房町ふり、されハウの假牢を設し時も餘地有しふらむ。この後寶永年中カrouマイタリヤの人ヨアンハツテイスタシrouテといふ人舶來せし時も、こゝよとらへられて御穿鑿ありたりるウ、彼もまたい程

ふく身まうりたりる。そののちハ宗門の徒も遠ウりて、繫累のものもたへにけるよそ、獄屋回祿の、ちも再造よハ及ハれす。其後ハ宗門方よて司る事ハ轉ひ切支丹類族帳、及び延寶九年酉辛二月廿七日仰出され有しよりこのウと、諸家の奉れる切支丹宗門改の證書等を預り奉るのよて、刑措て用ひさる世とハふりたり。ウくて寛政の頃、佐橋長門守ウ奉行とりし頃、御藥園の地とふされんあらましよて、地形をも檢せられしウと、法場の跡よて汚穢の地ふれハいう、ハあらんと、言上したりるよより其事ハやミぬ。いく程ふく松浦越前守曲淵甲斐守等ウ奉行とりし時、寛政四年九月十七日終よ當所を廢せられて、御藏よ藏めおうれし物ともハ、皆竹橋内の御藏へウつされ、與力同心のをもともハミふ然るへた闕あるを待て他の職よウつされあり。としめ當所の開けし比、その坪數はあるへうらむ。元祿十四年十二月廿五日北の方若干の地を減せられて御家人の宅地となる。今の七軒屋敷是なり。此時東の方貳間通り往還の爲に蹙れり。寶永の初よ至りて南の方を減せられて、是も宅地よ賜ハれり。今の淺利坂の邊ふり。此後の坪數もたしウよハ聞されと、表通四十八間四尺ハ斜よ北西のウとへうけいり、北の方ハ六拾間壹尺五寸、南の方

ハ八十間三尺、西の奥通りハ三十八間五尺ありといへハ、その大やうはおもひやるへし。今ハ大久保志摩守始ハ淺野壹岐守ハ賜へリ。宮原長門守等ハ別業ト、久留源三郎ハ宅地及鐵炮の角場となりて、むうしのさほハ變せり。その廢せらるゝ頃までのさほを考ふるハ左のとし。

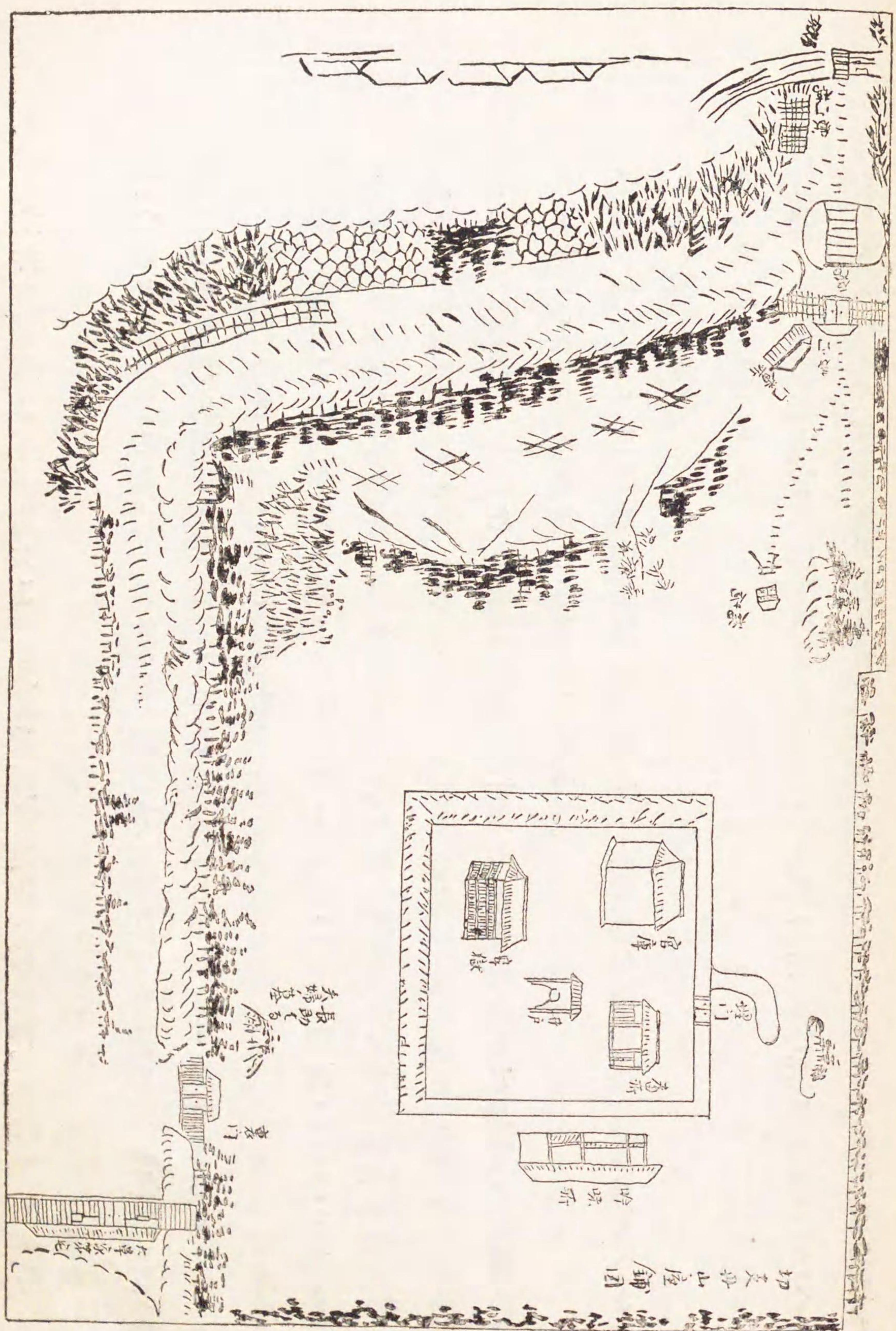
表門 今の宮原家別業入口の所、當時ハ土地高くして石階あり、門の楣間ハ制札をうらく。

定

表門志多ん宗門は累年御制禁と。自然不審あるをの有之を申出へし。御褒美として、

- えてきんの訴人 銀五百枚
- いるまんの訴人 銀三百枚
- 立ちへり者之訴人 同斷
- 同宿并宗門之訴人 銀百枚

右之通可被下之、たとひ同宿宗門之内とりといふとも、訴人より出る品より銀五百枚可被下之、かくし置他所よりあらはるるよおゐてハ、其前之名



市街恢弘時代

主并五人組まで一類共よ可被處嚴科者也仍下知如件。

天和貳年五月

奉行

右の制札は貞享四年十一月十四日奉行青木遠江守寄騎の侍河原甚五兵衛
鵜飼源右衛門山田十郎兵衛等よ命してうたしめしより廢せ罷るゝまでう
ゝ々置り門の北の方よ門を守る家あり。

官庫 三間よ貳間半瓦葺惣志りくはぬりこめよして四面よ志とみあり貳
階作り西の方よ窓あり入口ハ南よ向ふこれハ享保九年清巖寺鐘の銘よよれ
ハ十年ふるべし寺おれし。回祿以後御修造有しなるへし。

牢獄跡 礎石のミ残まり五間に貳間享保の丙丁にかゝる鳥有せし後ハ罪
人もたへよ々れハ再造せらるゝよ及ハせ。

番所 貳間半よ三間南向寄騎 人同心 人、大目付御作事方と日をへよて
ゝ預り晝夜直せ。

井 牢獄の西よあり。

石壁 貳拾間四方官庫以下の外をめぐれり高サ壹丈餘其外ハ堤のとく土
をもりうけたりこの石壁むかしハ猶高きりしう小日向中の橋の脇大路ふ

る下水を作られし時石壁一側通りを取移してうの作料よ用ひられしとい
ふ。

埋門 石壁南側の内西へよりてありこれより内へ寄騎同心の外ハ出入
をゆるされは奉行といへとも從者を具せる事あははは。

廳事 石壁の外西の方よあり七間よ貳間板屋よして所々よ瓦をおく宗門
の徒御吟味ハ此所よてあり間を二つよわうちて其間よ玄關をかまふ。

寄騎同心宅地 土居の廻りよあり寄騎よハ河原仙藏奥村吉次郎橋本茂四
郎同心よハ福田榮次勝本與右衛門藤田政右衛門大池彌平太齋處半六等那

り是ハ安房殿町大繩やした賜りし後も因循して彼等八人ハ宅地二ヶ所ッ
ゝを所持せり。

檜 御構の四面よ御用木あり此檜ハ寶永の頃よも植られしよや今は御家
人へ賜はりし敷地よ屬して伐せらひたり。

稻荷祠 門番所の西よあり前よ鳥居をよつ。
斬罪場迹 今久留源三郎宅地の邊なり石壁の内御藏の前よても刑罪行

ハれとり。

伴天連墓 是も今は大久保志摩守の別業のうち。ヨアンハツテイヌの墓なり。印は椀をうへとりしう、これも今ハきりそらひたり。ヨアンウ事ハ下文に委し。

長助夫婦墓 おふしふらひもあり。これも墓木ありしう、今ハそらひてぬし。長助およひ妻をとといひし者、いふなるゆへより舶來の南蠻人岡本三右衛門に付させられて、朝夕うしつきつうへたり。又此夫婦同宿壽庵より教戒をも受しものなれハ、轉ひなれと永く山屋敷に禁錮せられたり。後又ヨアンにせしめられてうの法を奉せしといふ。もしめ三右衛門ウ歿せし後より、長助へ三口、そるへ二口を賜はりたりとぞ。二人ウ歿日等ハ未考。長助ハ弟市郎兵衛といふもの、深川八幡前問屋鳥居茂兵衛ノ家守職を勤しと、其餘の事ハ聞らば。

八兵衛石 是も御構内未の隅もありしう、今ハ久留氏宅地の中ニ屬せり。新道坂下の中伏にあれハ垣外にあらはれて、今ハ往還もあることし。高さ三尺計の伊豆石なり。或そ八兵衛といふもの中古の人にて、耶蘇を信し刑せらるゝに及て其志を變せさりしと。江戸志云、往古切支丹屋敷門前もあり、今ハ

やしれた内もあり、其廻りも草生る事多く、鳥獸とまる事ふし。金鼓の音ふとこの石にひしくと、云々。河原甚五兵衛ウ覺書云、延寶七年未五月十二日傳馬町より囚人來り、山屋敷にて御さめしあり、件の囚人ウけ取として寄騎二人同心五人傳馬町行、彼も奥州岩城の人八兵衛といふものにて年十九才盜人ふり、奉行青木遠江守その刑に泄めり、太刀取ハ前島伴右衛門と、云々。此碑恐らくハ此八兵衛ウ墓の志るしふるへし。されと普通の刑に迹の印まで建しハいうなる事や。

裏門 七軒屋敷の方もあり。今の大久保家門の有所これその名こり。今の所より猶南へ入て有。

右に志るを所切支丹御用屋敷ハ、予ウ宅地の南にとふれとも、直の者おうれしほとハ人の入るをゆるさしれハ、そのさほも見るとよしなう望しう、寛政の頃廢せられて、官庫以下をこほされふんとせし時ハ、そや直せるものもふくて、さほも見るとより、その頃見しまゝを思ひ出せよまうせて志るざり、猶これに付て見聞の及ひし事ハ、彼岡本三右衛門ウ事實を始として左に志るざり。

岡本三右衛門傳

三右衛門は南蠻シヤニヤの内ハレルモといふ所の人にて半天連ふり、名をシヨセイフカウロといひし。寛永廿年未五月黒田右衛門佐領分筑州やきう島へ漂着せり。やうて領主より尋問をる。吉利支丹宗門勸めのよめ。來れりといひし。よより、長崎奉行山崎權八郎へ送。渡し、同。七月十三日江戸へ着せり。よりにて宗門奉行井上筑後守へめし。預られ、傳馬町の獄屋。あられし。後筑後守宅へうつし、糺問ありて山屋敷へあられ、年々銀子壹貫目と月俸十口を賜へり。抑彼を岡本三右衛門と稱せし事ハ、其頃御徒の者。岡本三右衛門といふものありし。うふるつ。み。う。り。ん。刑。行。れ。し。を。上。意。よ。り。て。其。姓。名。と。佩。刀。以。下。を。賜。へ。り。召。仕。の。男。女。を。も。御。附。ふ。さ。れ。し。又。豆。州。三。崎。西。町。の。者。何。某。刊。せ。ら。れ。し。う。其。妻。を。三。右。衛。門。み。賜。へ。り。て。妻。對。せ。り。延。寶。二。年。寅。正。月。廿。日。よ。り。時。の。奉。行。青。木。遠。江。守。寄。騎。鶴。飼。庄。右。衛。門。加。用。傳。右。衛。門。星。野。源。助。等。よ。命。し。て。三。右。衛。門。う。宗。門。書。物。の。事。被。書。記。さ。し。め。同。二。月。八。日。功。を。終。れ。り。明。る。三。年。卯。十。月。十。七。日。三。右。衛。門。書。物。の。事。よ。り。訴。訟。せ。し。を。よ。く。く。せ。ん。さ。く。し。て。志。を。改。め。て。我。國。の。宗。旨。よ。い。る。へ。き。む。き。加。用。傳。右。衛。門。

河原甚五兵衛等さとせしとそ。かくて貞享二年乙丑七月のをしめより、病ありて食事せ。ま。さ。ま。し。よ。り。籠。獄。の。醫。師。石。尾。道。明。藥。を。調。し。て。腹。用。せ。し。う。と。そ。の。驗。あ。ら。は。同。廿。五。日。申。の。下。刻。没。せ。り。年。八。十。四。山。屋。敷。に。在。し。事。四。十。餘。三。年。そ。の。間。書。置。し。金。子。廿。八。兩。三。分。小粒十三兩三分。小判十五兩。ありしとそ。同。廿。六。日。檢。使。來。り。時。の。奉。行。林。信。濃。守。よ。り。葬。式。の。事。と。も。を。命。し。小。石。川。無。量。院。の。諸。化。玄。秀。と。い。ふ。もの。來。て。屍。を。輿。の。せ。り。行。茶。毘。し。て。う。の。寺。へ。葬。れ。り。法。諡。を。入。專。淨。真。信。士。と。い。ふ。同。廿。七。日。の。朝。奉。行。よ。り。の。申。渡。ま。て。日。本。の。俗。の。こ。と。く。石。碑。營。む。へ。き。よ。し。な。り。し。う。ハ。こ。こ。に。有。あ。ひ。し。壽。庵。等。願。ひ。よ。り。て。同。九。月。二。日。石。碑。を。營。む。り。今。至。て。其。碑。存。せ。り。形。狀。を。よ。の。つ。ま。よ。し。て。蓋。石。の。う。と。ち。笠。の。こ。と。し。此。後。は。う。れ。う。後。家。へ。月。俸。八。口。賜。へ。り。し。う。元。祿。八。年。亥。正。月。十。五。日。七。十。四。才。よ。し。て。没。せ。り。

南甫傳

南甫ハいるまんふり、肥前國長崎茂木村の人なりし。う。いつの頃。よ。り。渡。海。し。南。蠻。へ。行。て。ア。レ。ラ。レ。ヒ。エ。ラ。と。改。名。し。三。右。衛。門。舶。來。の。時。と。も。よ。來。れ。り。延。寶。三。年。卯。二。月。廿。一。日。鶴。飼。庄。左。衛。門。加。用。傳。右。衛。門。二。官。と。同。し。く。召。具。し。て。奉。行。

遠江守宅に至れり。此時いかなる事の尋有しや、同は五月廿三日山屋敷にて金子壹兩を賜へり。其餘つまひらうふる事實ハ傳へず。同六年午五月十六日晝九ツ時没す。年七十九。同は十八日御徒目付阿部彌次兵衛藤井善右衛門來りて屍を檢し、同日茶毘して是も無量院へ葬れり。正譽順歸禪定と諡す。今その墓所を尋るふまれず。このち妻女と婢女とハ二官へ御預とふれり。

壽庵傳

壽庵ハ明國廣東の人にて同宿ふり。これも三右衛門と同じニ舶來せしや。日本よてハ名を三郎右衛門とよへり。延寶二年寅九月五日狼藉のことゝもいひ法りたるよつより牢舎よなる。同五年巳願よよりて孫のもとへ金子十兩を賜ふ。その時うれう婿仁兵衛といふもの券書を出しより、されハ外孫ふるへし。貞享三年十二月八日中山勘ヶ由奉行よりし時、その家僕何某へ一封の書を贈りて、ふと、ひ宗門へ立ありとこれハ、刑せられて命終らんこそ望む所之といへり。この家人驚きて、これ露顯せへき事よあらはとて返しぬれと、とろくして元祿四年未七月十日ふと、ひ獄よ下されぬ。同は十年丑八月前田安藝守小幡三郎左衛門う奉行よりし時没さり。年八十歳。是も無量院

へ葬れり。存在せし内月俸七口賜はり、妻をも命せられて娶しといへり。

二官傳

天笠安南の内交趾の人よて是も同宿ふり。名をトナトといふ。これも同時よ舶來せしや。延寶三年の春南甫と同じく遠江守うをとい行しう、同き五月金子壹兩を賜へり。元祿十三年辰七月十六日庄田下總守小幡三郎左衛門奉行よりし時、山屋敷よして没す。年七十八。是も無量院へ葬れり。かひて月俸七口を賜ひ、妻をも娶しうハ妻女也。此年七月三日二官よ先ちて没せり。

ヨアレハツテイスタシロフテ傳

南蠻イタリヤの内羅媽國の人よて半天連ふり。寶永五年戊子八月廿九日舶來せり。長崎夜話云、羅媽國邪法の徒呂宋嶋よ來り居て、彼地の船よ乗て大隅國夜久の島よ着、一人船よりおろし置て、船ハいつち行々む、ある人なし。此一人日本の風俗を似せて、月額を剃日本の衣服を着て刀一腰をさし、初ハ山中に隠れ居て、杣木さる山人又ハ炭焼の翁ふとよ日本詞よて食物ふと乞て、其價よ金子ふととらせれハ、いとふしきよ思ひ、誠よ實の日本人のさほようハりとれハ、其山家の長よ告段々聞へぬれ人よふ怪しく思ひて、終よ國

主のもとと聞えて、吏役の士餘多し遣し、召とりて長崎へ送りやりぬ。其人物毛髪はくろくして紅毛人の目のさほはあらは、かく日本の人とおなじ鼻のそくれて高きこそ同しあらき、其丈高き事ハ六尺ハハたるうよこえたり。是いよりやくくま國邪宗の張本よて、世界をめぐり邪宗をむむるものあまゐ有る中よ、これハ日本よ來れるふり。日本の詞よてところく自答へて通詞を願せ、日本詞をさほく書付たり。横文字の書一冊常よ手をとふけそ持て、これをひらき見て應對せしと聞ゆ。同ハ六年乙丑十一月朔日長崎奉行佐久間安藝守駒木根肥後守よりうれをとらへおくりて山屋敷へ禁錮せ。時よ奉行横田備中守柳澤備後守うれを言上して、年々金子二十五兩三分ト銀子三匁ツ、を賜はれり。采覽異言よれり。新井君美志よく山屋敷へ行て、この國の事とも問尋しよしハ見ゆれと、其つまひらなるハまるへうらは。正徳四年午二月長助たるへ宗門を勧めたるよよりて禁獄せられたるう、同ハ十月廿一日四十七歳よして没せり。紫芝園漫稿云、うれ志を得ざる事を憤り食を絶て死せりと、山屋敷裏門の側へ葬せり。

右よ記せしハ河原甚五兵衛ウ覺書の内に載る所と、采覽異言長崎夜話以

下の書よ出るものを抄出し、又土人のかより傳へし事ともをましへまるセリ。此餘河原ウ覺書の中よも、山屋敷のむかしおもひやらるゝ事ともをハ左にゑるせり。

延寶三年卯二月十四日青木市左衛門ウ小者長三郎といふものを、用役久木源右衛門とらへ來りて山屋敷牢獄へ入より。同十六日青木遠江守ウ徒脇屋十大夫といふものをも、用役久木四郎兵衛とらへて同じく牢へ入たりしう。同廿八日山屋敷書院の庭よて成敗の時、青木新五兵衛よめし切にせしとそ。同年三月五日切支丹吉兵衛といふもの、遠江守ノ宅よて糺問ありしう白狀よ及せは、傳馬町獄屋よても拷問あり。同年八月廿五日遠江守徒與太夫といふものと、平左衛門といふもの、及ハ同心權太夫といふもの禁獄せらる。同廿八日與太夫ウ髪をきり追拂ふ、明る廿九日權太夫平左衛門ともよ髪を切て追拂ふ。同ハ四年辰の九月四日の夜山屋敷御藏へぬせひと忍ひ入て、御掛ケ硯の内よありし黄金八拾六兩をぬせよとれり。頓て御穿鑿有しよ、これ人のよやせく志のふへた所よあらせ、ある御構内よぬせ人こそあるへなれとて、同心の松井九郎左衛門内藤新兵衛一橋又兵衛等こそ常の有さほ心得ぬ

とて御うとうひ有り、この九郎左衛門と新兵衛ハ組やしきもあり、又兵衛ハ山屋敷よりありたる。さほくは糺問せられしうと、とかくの白状も及りさりた。さて御搦の守りもゆるうせふれハ、うる不測の事こそ出来られくとて、同は十八日御搦のうしろ北西の隅と東北との隅二ヶ所の新番所をつられて、明る十九日落成せり。かくて年をもこへたるより、いよく御穿鑿も嚴重なりし、同五年巳二月松井九郎左衛門ハ請人築地村木屋九兵衛といふもの、訴よりて、其事のそしハあらハれなり。同は十六日より九郎左衛門を牢獄につなわれ、同は十七日の木馬に乗せて拷問有り。明る十八日つひは其状をのへたるハ、某辱きて八左衛門といふものと、塚町よめる古金買て家産とせる勘左衛門といふもの及ひ浪人小笠原忠兵衛といふもの、三人を引入てかくしおき、夜廻りの同心拍子木をうつ度ことよ、忍ひかへしの鐵釘を鑪以そり切をれハ、うの拍子木のおとよまされて、難ぬく一方の堀をハ越へきほとよなりなり。うくてそやそくくとぬき得つ。其夜村木やうをとよ行て、黄金を四人よわうちあるしへも一兩の金をあさへ、松井う取へき金ハあらハれん事を恐れて三人へあつけてうへりぬ。ことしの春、うの金を

をとるへしとて行なれと、妓家よて遣ひつくしぬとて、えあさへさしふと申々る。扱三人のを此からめよとて、からめてさしむけられし、八左衛門ハ相笏三浦よとらへられぬ。勘左衛門もやうてめしとる。忠兵衛ハ博奕の事よて、正月十四日より傳馬町の牢につなわれてありなれハ、おのく御糺問あまて其罪よ伏しぬ。さて内藤新兵衛ハ袴の列よあらさる事も明らかなきしゆへにや、同は十九日うれう菩提寺林泉寺より御訴訟申々り。されと御ゆるしなくて、同は廿五日稻葉美濃守より新兵衛角内等斬罪よ處せらるへし、新兵衛子三之丞も傳馬町牢獄へ送るへしふと申來れり。是ハ三宅半七といふ人の藏の内へいりて、をのぬきし故とせ。又九郎左衛門を斬罪をへしとの命下れり。同は三月三日雨ふりしう未のなうそより晴とるよ、此日松井九郎左衛門山屋敷御ぬりこめの前よて刑せらる。金原武右衛門太刀とりて剽をハね卒ぬ。寄騎同心のものな居てこれを見る。遠江守う用役三人も刑に臨めり。同は十四日勘左衛門八郎左衛門も傳馬町よりひき來り、山屋敷よも成敗せらる。此時ハ前島伴右衛門首をハねしとそ。同は七月九日一橋又兵衛も石壁の外西の畠中へ引出され、金原武右衛門剽をせねなり。尸も彼う菩提

寺當所稱名寺へ葬々る々の住持刑罰の時より來りて、最期の十念をも授しと
 ぎ。同於十八日遠江守及び新五兵衛櫻井又右衛門青木五右衛門山屋敷へ來
 り、されし命ありし新五兵衛角内を成敗せ。これハ切支丹本尊を拾ひてひめ
 置しもへふり。兩人とも山屋敷書院の庭にて生袈裟よきらる、太刀取しもの
 は前嶋伴右衛門之。角内之屍は傳明寺へ埋む、新兵衛之屍ハ道榮寺へ埋めり。
 明和の頃大垣の城下にて銅佛を不り出せり、其貌めふれぬものふれハ、耶蘇
 の本尊ならんとて、領主戸田采女正より山屋敷へもたせこしをり。やうて吟
 味所にて穿鑿有しう、あらぬ佛像ふりとしてかへされたり。此後ハうとうハし
 た事もとへて、この類族も亡ひてしとぎ。

——小日向志

一、初山莊之碑

サヲ丈三尺八寸五分。ハ、九寸三分。アツミ五寸四分。臺石三重。

此地當寬永間、爲切支丹奉行筑後守井上政重別邸繫、南蠻國伴天連我國稱岡
 本三右衛門、故有牢獄焉。後納其地於官稱山屋鋪、或直稱切支丹邸。寬永中羅媽
 國伴天連與安及其徒長助妻、亦入此獄、皆長繫死。其它奉祓及雜犯亦瘦虎、往々
 埋骨於此。有妓朝妻、罪當死。指獄邊櫻樹語獄吏曰、得及花死無恨。官憐之、待花發
 而刑。後呼其樹爲朝妻。今近鄰或存其遺種云。既而邪教殄滅、獄從而廢。文化癸酉

山莊之碑拓本

東京市役所所藏

碑ハ本小日向ニ在リ。世呼テ朝妻櫻ノ碑ト云フ。小日向若荷谷町切
 支丹屋鋪ノ地ハ、文化十二年讚岐守毛利政時之ヲ賜ヒテ別邸トシ、
 乃チ是碑ヲ建ツ。碑陰間宮士信ノ撰文ヲ刻ス。

此地當寬永間、爲切支丹奉行筑後守井上政重別邸。南蠻國伴天連
 我國稱岡本三右衛門、故有牢獄焉。後納其地於官、稱山屋鋪。或直稱
 切支丹邸。寶永中、羅馬國伴天連與安及其徒長助夫妻、亦入此獄。皆
 長繫死。其他奉祓及雜犯、亦瘦死、往々埋於此。有妓朝妻、罪當死。指獄
 邊櫻樹語獄吏曰、得及花死無恨。官憐之、待花發而刑。後呼其樹爲朝
 妻櫻。今近隣或存其遺種云。既而邪教殄滅、獄從廢。文化癸酉十二月、易
 地賜之、爲讚岐守大江政時君別邸。君以爲犯法雖可罪、愚昧承死、亦
 可傷。故建石、而屬余記其事。因錄顛末如此。

文化乙亥五月

間宮士信撰。吉田儀書。

明治維新後切支丹刑死ノ遺跡鋤シテ田ト爲ルニ及ヒ、碑ヲ目白蓮
 華寺關口ニ移ス。今轉シテ東京府豐多摩郡野方町宇大場ニ於ケル
 蓮華寺境内ニ存ス。高三尺九寸七分。幅九寸三分。厚五寸五分。

寺當所稱名寺へ葬々るうの住持刑罰の時より來りて、最期の十念をも授しと
 ぎ。同は十八日遠江守及び新五兵衛櫻井又右衛門青木五右衛門山屋敷へ來
 り、されし命ありし新五兵衛角内を成敗せ。これハ切支丹本尊を拾ひてひめ
 置し也へふり。兩人とも山屋敷書院の庭にて生袈裟よきらる。太刀取しもの
 は前嶋伴右衛門之。角内ノ屍は傳明寺へ埋む。新兵衛ノ屍ハ道榮寺へ埋め。其
 明和の頃大垣の城下にて銅佛を不り出せり。其貌めふれぬものふれハ、耶蘇
 の本尊ならんとて、領主戸田采女正より山屋敷へもたせこしをり。やうて吟
 味所にて穿鑿有しう、あらぬ佛像ふりとしてかへされたり。此後ハうとうハし
 れ事もとへて、うの類族も亡ひてしとぎ。

——小日向志

一、山莊之碑

サヲ丈三尺八寸五分。ハ、九寸三分。アツミ五寸四分。臺石三重。

此地當寛永間、爲切支丹奉行筑後守井上政重別邸繫南蠻國伴天連我國稱岡
 本三右衛門、故有牢獄焉。後納其地於官稱山屋鋪、或直稱切支丹邸。寛永中羅媽
 國伴天連與安及其徒長助妻、亦入此獄。皆長繫死。其它奉祓及雜犯亦瘦虎、往々
 埋骨於此。有妓朝妻罪當死。指獄邊櫻樹語獄吏曰、得及花虎無恨。官憐之、待花發
 而刑。後呼其樹爲朝妻。今近鄰或存其遺種云。既而邪教殄滅、獄從而廢。文化癸酉

山莊之碑拓本

東京市役所所藏

碑ハ本小日向ニ在リ。世呼テ朝妻櫻ノ碑ト云フ。小日向若荷谷町切
 支丹屋鋪ノ地ハ、文化十二年譜岐守毛利政時之ヲ賜ヒテ別邸トシ、
 乃チ是碑ヲ建ツ。碑陰間宮士信ノ撰文ヲ刻ス。

此地當寛永間、爲切支丹奉行筑後守井上政重別邸。南蠻國伴天連
 我國稱岡本三右衛門、故有牢獄焉。後納其地於官、稱山屋鋪。或直稱
 切支丹邸。寶永中、羅馬國伴天連與安及其徒長助夫妻、亦入此獄。皆
 長繫死。其他奉祓及雜犯、亦瘦死、往々埋於此。有妓朝妻、罪當死。指
 邊櫻樹、語獄吏曰、得及花死無恨。官憐之、待花發而刑。後呼其樹爲朝
 妻櫻。今近隣或存其遺種云。既而邪教殄滅、獄從廢。文化癸酉十二月、易
 地賜之、爲譜岐守大江政時君別邸。君以爲、犯法雖可罪、愚昧承死、亦
 可傷。故建石、而屬余記其事。因錄顛末如此。

文化乙亥五月

間宮士信撰。吉田儀書。

明治維新後切支丹刑死ノ遺跡跡シテ田ト爲ルニ及ヒ、碑ヲ目白蓮
 華寺蓮華寺ニ移ス。今轉シテ東京府豊多摩郡野方町字大場ニ於ケル
 蓮華寺境内ニ存ス。高三尺九寸七分。幅九寸三分。厚五寸五分。

飛山莊之碑

此地當 寬永... 有平... 嘉... 曰... 後而... 可傷... 文化...

Small vertical columns of text on the right page, likely a transcription or commentary related to the stone inscription.

十二月易地賜之、爲讚岐守大江政時居別邸、君以犯法雖可罪、愚迷取死亦可傷、故建石而屬余記其事、因錄顛末如此。

文化乙亥五月

間宮士信撰

吉田畿書

此碑元ト茗荷谷毛利侯別邸ニアリ、後屋敷替ノ時當寺ニ縁アル故、境內○

光山蓮華寺。蓮エ引ト云傳。

年代不詳。

——文政寺社書上○蓮華寺書上。

切支丹邸址

小石川區小日向第六天町ニアリ、舊井上政重後邸ナリ、寛永廿年癸未五月南蠻シベリヤノ内ハレルモ人シヨセイフカウロ切支丹宗ヲ廣ムル爲ニ渡航ス。同七月十三日之ヲ江戸ニ致シ、宗門奉行井上政重ヲシテ之ヲ監セシメ、小傳馬町牢獄ニ置キ、後之ヲ政重ノ邸ニ移置ス。即此地ナリ。或云寛永ノ末、馬天連シヨセイフカウロ南甫專庵三人ニ邸地ヲ與ヘ、拾人口ヲ給シ、以テ南蠻本國ノ事ヲ探知セシム。後邸地ヲ此ニ移ス。三人其恩ニ感シ、邦人ノ切支丹ヲ信シ禁ヲ犯ス者ヲ告知ス。乃之ヲ逮捕シ、牢獄ヲ此ニ造リ、周

市街恢弘時代

圍ニ石壁ヲ築ク、方四拾三間、高壹丈貳尺、板障ヲ其上ニ樹ツ、亦高壹丈貳尺、
 犯罪者ヲ此ニ置キ、板倉重矩主水祐。後内膳正。ヲシテ之ヲ監守セシムト。何カ是ナル
後説或ハ信ニ近キカ。明曆三年丁酉正月火災ノ時、傳馬町囚人ヲ假ニ此ニ置キ、元祿
 十四年辛巳邸内與力同心ヲ他ニ移シ、又邸北ノ地ヲ割キ其宅地ニ給ス。舊
 區域廣闊ナリシガ、是ニ於テ邸地東四拾間、西三拾八間、北六拾四間、南八拾
 間許トナル。同十六年癸未十一月廿九日傳馬町牢獄火ニ燬シ、復囚人ヲ此
 ニ移ス。寶永中邏馬人ヨアアムバツテイスタシロウテ來リ、因テ之ヲ此ニ
 囚ヘテ糺問ス。幾ナク死シ、爾後切支丹ノ徒蹤ヲ絶ツヲ以テ此獄空虛トナ
 リ、享保九年甲辰火災ニ罹リ、寛政四年壬子九月十七日遂ニ之ヲ廢シ空地
 トナリ、近旁火消組與力同心輩砲術練習場トナス。今皆市街トナリ、其址詳
 ナラス。

——東京通志

酒井忠清賜

廿八日庚午○正保三年(紀元二三〇六)十一月〇庚午、三正綜覽。厩橋○上野國。城主酒井忠清○河内守。僧天海

ノ舊宅ヲ賜フ。○正保錄。人見私記。

酒井忠清賜

酒井忠清賜邸 僧天海ノ舊宅、大手門外酒井氏邸ニ隣ルコト、既記ノ如シ。正保

三年ニ至リ、之ヲ賜ヒテ其邸ニ併ス。

十一月、廿八日○正保三年。

一、酒井河内守○忠清。隣家ニ有之南大僧正○天海。元屋敷、河内守拜領之。

十二月朔日○正保三年。

酒井河内守屋敷拜領之御禮。

——正保錄

十一月廿八日○正保三年。酒井河内守忠清隣家ニ有之南光坊屋敷、河内守へ添被

下。——人見私記

十二日朔日癸酉○正保三年(紀元二三〇六)十一月〇癸酉、三正綜覽。大番松田定平○六郎。左衛門。飯河直信

○新右衛門。ニ命シ、江戸○武藏國。大坂○攝津國。間ノ驛路ヲ巡察シ、地圖ヲ作ラシ

ム。○正保錄。大猷院殿御實紀。寛政重修諸家譜。

江戸大坂間驛路略圖作製 正保錄ニ據レハ、

十二月朔日○正保三年。

松田六郎左衛門○定平。伊郷新右衛門○飯河直信。

從江戸大坂迄道中爲見分被遣之。仍黃金三枚ツ、被下之旨、老中被申渡之、奏者番渡之。

——正保錄

市街恢弘時代

二二九

江戸大坂間驛路圖作製

江戸大坂間驛路圖作製

十二月朔日年〇正保三年〇中略。大番松田六郎左衛門定平飯河新右衛門直信、府より大坂迄の驛々道橋を巡察し、地圖を造るべしと仰付られ暇給ふ。

大猷院殿御實紀

直信長十郎。新右衛門。〇飯河。

十年永〇寬。六月朔日大番となり、略。中。正保三年十二月朔日仰をうけて、江戸より大坂に至るまでの道路を検す。

寛政重修諸家譜

十七日己丑

年〇正保三年〇紀元二〇三〇〇六

寛永寺

下谷區。〇市内。

ニ寺領ヲ給ス。〇慶

寛永寺領給賜事蹟

寛永寺領給賜

慶祿記ニ、

武藏國東叡山寛永寺圓頓院

東照宮御領當國豐嶋郡之内七ヶ村都合二千百石之事。目錄有別事寄附之。此内年中行事料二百五十石、門跡領千石、開山堂領五拾石、學頭領三百石、修理料百五十拾石、衆僧配當領三百五十石宛行之。院寺中門前境内御手洗池山林竹木等免除之。老守此旨、神前諸役、國家祈念、佛法紹隆、彌無怠慢、可勤仕之狀、如件。

正保三年十二月十七日 從一位左大臣源朝臣御判

東叡山領目錄

武藏國豐島郡之内

田畑村之内

一、五百四拾一石貳斗

一、三百四石六斗七升餘

同 新堀村

一、百五拾三石八斗餘

同 坂本村

一、五百三拾石六斗

同 金杉村

一、百七拾八石五斗

同 中里村

一、三百二拾石三斗五升餘

同 稻付村

一、七拾石五斗四升餘

同 赤羽根村

右合貳千百石所有御寄附也。仍如件。

正保三年十二月十七日

阿部對馬守重次

阿部豐後守忠秋

松平伊豆守信綱

堀田加賀守正盛

酒井河内守忠清

酒井讚岐守忠勝

細川氏芝田町屋敷

是月

三〇正保三年〇紀元二〇三〇〇六

熊本

後國。〇肥

城主細川光尙

後守。〇肥

芝田町

芝區。〇市内

二町屋

市街恢弘時代

二三一

細川氏芝田町屋敷事蹟

敷ヲ購求ス。

○侯爵細川家家政所回答。

細川氏芝田町屋敷

侯爵細川家家政所回答ニ據ル。

一、芝田町七丁目下屋敷

七百貳坪

正保三年十二月求之。

三百四坪

元祿八年三月求之。

貳百三拾四坪

元祿八年五月求之。

右町屋敷の分町人名代ニテ求置、家來指置ハ也。

新添江戸圖細川越中藏屋敷ト有ル者是歟。

是年

○正保三年(紀元二二三〇六年)。幕府倉廩ノ制ヲ定ム。○大猷院殿御實紀。

倉廩制規

大猷院殿御實紀ヲ抄ス。

倉廩制規

倉廩制規事蹟

このとし三〇正保三年倉廩の司に令せらるゝは、前々諭示せられしごとく、貢米に粗糲あるは碎米、塵埃なからむやう心つくべし、苞米を納るは、數多の事故、其有司より屬吏の末までも、心を用ひ檢視すといへ共、濡腐せし苞に目とゞかず、度々納し事あり、よく其米より虫を生じ、全倉損耗に到れば、これは日ごとに點檢すべし。貢税のせ來れる船に、守護の農民あれとも、米ぬすみとらるゝ

ゆへ、小揚を日雇にして守らしむ、まかるに農民のみ守居れば、納米の時小揚のもの怠惰し、廻俵とるときも、米を量るときも、俵を選ぶも、倉に運ぶも、小揚に贈遺ある民をよくして、贈遺せざる者にはあしくふるまふよし聞ゆ、よては日とに小揚の者に心をつけ、ひが事するものを見及ば、捕へて指揮を請ふべし、納置廩米のうちとて、損敗するもあるべければ、戸を開きて點檢し、損じ多かるべき米は、はやくとり出して渡すべし、今年より代官并に屬吏にとひはかり、書付をとり、品よき米を廩にいれ置、品よからぬは廩を定めて納、これ又はやく渡すべき方にとりはからふべし、納米は五日のうちに廩に入るべし、雨ふりて晴間あらざれば、數日そのまゝすて置ゆへ、農民錢出して守るものを雇ひ、又地氣にて腐れ、雨にもぬれ、多く損敗すれば、農民艱困するよし聞ゆ、よて天氣よきときは朔望にもかゝはらず、早朝より夜にいたるまで緩急せず、運びいるべし、民をながく滯留せしめば、稼穡の妨となるべければ、この事よく心すべし、廩ごとに納米の苞數を戸にするし、廩司并に所屬のやから印記を加へ糊貼し、その米拂ふときは、出米何ほど、殘米何ほど、簿書にするし、廩司并に屬吏印記すべし、米納るとき廩中洒掃せしめ、いさゝかも

蟲生ぜざるやうこゝろづくべし、また廩の雨漏なきやうあらかじめ心入て繕ふべし、もし積入れし後は雨漏るともしるべからず、蟲つき紅腐するは雨漏の患なるべし、敷菰のぬれたるを用ゆべからず、これらよく心入るべし、小揚の者寡出て納米多きときは、農民より人を傭ひ、壹人に米三升與ふるよし、されば小揚は猶さら出あはず、雇人足を小揚頭并廩守のもの人夫を抱へをき、傭人に出し借すよし聞ゆ、このうち納米多き時は、小揚の人数を日々簿書に記して査檢すべし、廩守の者常に壁泥を用意し、泥鍬も數々整へをき、屢々廩内案檢せしめ、小揚の者鼠穴を壅すべし、米つみ運ぶ台は官より貸るれど、納米多きときは數たらざるゆへ、其時は農民台を別にかりて困窮せるよし聞ゆれば、台數足らざるときは、かねて造置、廩守に預け、農民に貸あたふべし、前々令せしごとく、水溜桶梯子等をととのへおき、倉廩近きほとりに失火ある時は、小揚の者よくまかるべきやう申付べし、いふまでもなく、廩司并に屬吏等も出あふべし、官廩は町家近きにより、晝夜火をいましめ、惣て火うつりやすき物をば一切そのほとりに置べからず、廩外の水吐を心入て檢視し、水の滯らざるやうはからふべし、水筋壅塞せば、米廩に流れいり、腐濡の弊

あるべし、風雨あらしきとき屬吏を巡視せしむべし、かゝる事共常に心入れ屬吏等不良のふるまひなく、官費なからんやうはからふべしとなり、また官廩司に命ぜられしは、米納拂に官費もなく、米の損傷せざるやうにし、廩米給はる輩も苦しまず、農民も艱困せざるやう、其外官廩の法制よからんやうはからふべし、廩より出し米券を賣買すべからず、納米は遲滯せず速に受とりて、船頭等とくかへすべし、俸祿給はるかまた夏かしの時は、其廩を定め鬪とりして、次第に倉扉をひらくべし、歳のすゑに給はる俸祿は、其年かぎりにわたし、夏の貸米は七月十日までにわたし終るべし、月俸の券出す事は、毎月廿日より晦日をかぎりとし、米渡もこれに同じ、御所女房の月俸も兩廩のうちもてわたすべし、廩墻のうちへは小揚の者并に米扱ふ女の外は、童子あるは勸進のもの一切入しむべからず、俵造の賃は百俵に米七升づ、民より小揚に出さしむべし、納米擔負の賃は、百俵に九升づ、同じく出さしむべし、又出米の賃は、百俵に壹升づ、官より給はるべし、小揚賃米うけとりの簿冊を作り、小揚にも農民にも印記せしめ、この定限の外にはたりとり、農民を窮困せしむるに於ては、査檢のうへ、小揚の長はさらなり、廩吏も越度たるべし、小揚納

拂の米をぬすむものあるに於ては、斬に處せられ、小揚の長は五十日獄に繋がるべし、且空苞繩蒔等紛失せざるやう申つくべし、納米にあら糶粹米あらんに於ては、代官の名并に米納し村名を記し、勘定所に達すべし、作事札にて米渡す事券の日數廿日を過しは、斷なくしてわたすべからず、亂俵紛れ入らざるやう心いれ、もし紛れ入ば、其日かまたは翌日までに改め、多事ならば三日あるは五日のうちに造り改むべし、廩中を洒掃除し、納米來るときは、速に運びいるべきやう心がくべし、亂俵にて倉廩壅塞せしむべからず、升量は納拂ともに定制のごとく正しくすべし、升蒔并に米つむ台木等は、廩番もの預り置、何方の農民にも米納する時は貸しあたへ、はては番人預置べし、かく申付し上、農民をはたり謝物を出さしめば、曲事たるべし、庖所に送る官米は、前々のごとく、賄奉行裏印の券もて渡すべし、米苞に納し農民の名を記せし牌を入、其牌なき苞は查檢のうへ代官に告べし、廩司并に屬吏小揚の者にいたるまで、米券を買て廩米出すべからず、券もて來る者惡言すとも、それにあらはず、後日その主人に告べし、納俵三斗七升に合ざるときは、幾度も造り改る故農民窘困すと聞ゆ、よてこの後は苞の米多きは寡きに譲りあはせ、三斗六

升五合より七升五六合までは其まゝ納め、升目のごとく券をいだし、簿書にもそのまゝを記すべし、關東米は二重苞に造り、俵口をも綴らしむべきやう、代官にはかりあふべし、同僚たりとも不良の事見及ばゞ、つばらに聞え上べし、年内にわたす給米月俸は、あけのとし三月中に計較して簿書に記し、勘定所に出すべし、納米并に給米は、其日限りに、番直のともがら出納を記し、各印を加ふべし、廩米そこねざるやう、前々命せしごとくいよいよ心入て蟲を除き、又よきはからひあらば、前に勤めし廩司あるは目付の輩、其外屬吏并に農商等にも廣く問ひ、勘定局に聞えあくべし、いづれも奉職の事なれば、よくよく心を用ゆべしとなり。令條記拾遺。

是年○正保三年(紀元二三〇六年)市街ノ起立轉移シタル者有リ。○府内備考。

市街起立轉移 正保三年中市街ノ起立移轉シタル者ヲ舉グ。

金杉町 正保三年中東叡山領ト爲ル。

金杉上町

一、右町名起立之義、相分不申并草分人ヲ申者無御座シ。右町之儀、金杉下町金杉村一高御手貢地ニ有、東叡山御發起後、正保三戊年中同御領ニ相成、寺社

市街恢弘時代

二三七

市街起立轉

移事蹟

金杉町

金杉上町

御奉行御支配町並屋敷ニ有之ハ處、延享二丑年町御奉行御支配ニ相成ハ。正保以前之御料所之趣ニ御座ハ。右町御年貢之儀之當時東叡山御目代田村權右衛門設所ニ代永ニ相納來申ハ。諸願訴訟等之、同役所添狀を持、町御奉行所ニ罷出ハ。

一、町内 東西ニ四拾七間餘、南北四町餘。

一、町並 拖屋敷百貳拾坪

石川中務少輔

但、家守相附町役爲相勤ハ。

一、町屋敷 貳百八拾三坪六合七勺

萬 德 寺

但、内貳百拾六坪、天和三亥年五月本田淡路守様御奉行所ニ、境内地被仰付ハ。

一、町屋敷 百四拾壹坪貳合五勺

同

但、内九拾六坪、寶永四亥年四月本田彈正少弼様御奉行所ニ、墓所地被仰付ハ。

右殘地、表通町並之通、古來ハ貸家ニ相成居ハ。尤元來寄附地ニ、寺門前地ニ之無御座ハ。依之別廉ニ申上ハ。尤家守相付町役町並之通相勤申ハ。

一、四隣 東坂本村龍泉寺村并石川中務少輔様御屋敷、西金杉村并東叡山御拖屋敷、其外安樂寺、南下谷坂本町、北金杉下町并戸田采女様御屋敷。

一、火除地 貳百廿貳坪貳合五勺。

但、右東側中程ニ有之ハ。

右之内幅五間長貳拾間之場所敷理此坪百坪之場所内ニ間口貳間奥行貳間半之土藏壹ヶ所、是ハ金杉上町同下町金杉村鎮守三嶋明神ニ有之ハ處、右多町之神輿置場、古來ハ有之ハ。御願濟年月等相知不申ハ。

一、火除地 百七拾九坪貳合五勺。

但、西側中程ニ有之ハ。

前書貳ヶ所火除地之儀、金杉上町下町兩町ニ、古來ハ御預り地ニ有之、年々田村權右衛門役所ニ地代相納來申ハ。御水帳ニも火除地ト有之、起立相分不申ハ。

一、火除地 拾七坪貳合五勺。

但、右ハ東側北寄ニ有之ハ。

右之當町一手ニ、相預り、地代等不相納ハ。是又起立相分不申ハ。

一、町内反別三町三反三畝貳拾步。畷田領ニ御座シ。

但、金杉上町下町金杉村一高ニ惣高六百八拾壹石八斗三升七合内四拾

三石三斗七升六合町内分高。

一、御檢地、寛延三年九月神尾若狹守様曲淵豊後守様御改。

但、當時右御水帳相用申シ。

一、御高札場壹ヶ所 幅壹間三尺。長貳間貳尺。

右ニ金杉上町下町金杉村一體之高札ニ有之。當町内火除地内ニ古來有之、御願濟年月相分不申シ。

一、自身番屋貳ヶ所。

内壹ヶ所間口貳間、奥行壹間半、町内中程ニ有之。御願等不申上シ。壹ヶ所之間口貳間半、奥行四間半、町内火除地内古來有之、御願濟年月相分不申シ。

一、

名主
勝田次郎左衛門

右次郎左衛門先祖由緒年曆相分不申、慶長以來、引續金杉村町名主役相勤、私迄拾壹代相續仕シ。元來金杉村町一圓名主役仕シ處、拾代已前、次郎左衛門姉聳養子八郎右衛門ニ金杉下町下金杉村ト申名目願之上相立分ヶ置、鈴木八

町金杉下

郎右衛門ト申、別家爲仕、名主役相勤シ旨申傳ニ御座シ。併御水帳并村町高之儀ニ上下金杉村町一高ニ相成居シ。右八郎右衛門家ト先年退轉仕シ。正保三戊年中東叡山御領ニ被仰付、同御殿ニ、苗字相名乗申シ。私儀ハ古來方村方住居仕、七ヶ年已前辰年中村内百姓退轉無之様仕法仕シ儀、去酉年十二月中日光御門主様達御聞、寄特之旨ニ有之。熨斗目着用御免被仰付、并當八月中御鷹野御場所肝煎役被仰付、三人扶持頂戴仕、御成先脇差相帶、野羽織着用可仕旨、被仰付シ段、御鳥見組頭西郷岩藏殿高倉庄九郎殿被仰渡シ。

一、神職田部井監物京白川家配下長左衛門店罷在候。

金杉下町

一、右町名起相知レ不申、并草分人ト申者無御座シ。右町元寺社御奉行御支配町並屋鋪ニ有之シ所、延享貳丑年町御奉行御支配ニ相成シ。併御年貢之儀ト、東叡山御目代田村權右衛門役所ニ代永ニ有上納仕來シ。諸願訴訟等ト、同役添狀ヲ持、町御奉行所ニ罷出シ。是又引地代地築地新地等無御座シ。

一、町内 東西四拾七間餘、南北四町程。

一、隣町 南金杉上町、北三之輪町、東龍泉寺村、西金杉村。

一、自身番屋 間口貳間。奥行同。

右七御願濟年月相分不申也。

一、王子用水 堀幅三尺。

右用水土橋壹ヶ所有之、幅四間餘、長五尺、里俗土橋と唱申也。

一、町内反別貳町八反三畝貳拾七步。

但、峽田領ニ御座也。

一、御檢地之義ハ、金杉上町ニ申上也通ニ御座也。

一、飛地 表間口八間。奥行貳拾壹間三尺。

右七金杉上町裏續東之方有之也。

一、飛地 表間口拾九間三尺。奥行拾貳間三尺六寸。

右金金杉上町裏續西之方有之也。

龍泉寺町 東叡山領ト爲ル亦是頃歟。姑ク此ニ附記ス。

——府内備考

龍泉寺町

龍泉寺町

一、右町名之起相分不申、并草分人ト申者無御座也。右町之義者、元龍泉寺村之

内ニ有之、年月不知東叡山御領ニ相成、寺社御奉行御支配町並屋鋪有之也處、

延享二丑年十二月町御奉行御支配ニ相成申也。御年貢之儀ハ、東叡山御目代

田村權右衛門役所代永ニ上納仕也。

一、町内 東西ニ南側百六拾貳間貳尺三寸、北側八拾六間三尺七寸、南北ニ廣

キ場所ニ七拾五間五尺四寸、其餘不同御座也。

一、四隣 東龍泉寺村、西同村并戸田采女正様御下屋敷、金杉村、南龍泉寺村、北

金杉村并倉橋三左衛門様御屋敷。

一、町内小名字等無御座、尤當所大音寺邊を里俗大音寺前杯相唱申也。

一、御入國後御料所ニ有之、正保年中御代官野村彦太夫様御支配所ニ有、年代

不知東叡山御領相成申也。

一、町内反別壹町六反拾八步。

一、御檢地之儀老、寬延三年九月神尾若狹守様曲淵豐後守様御改ニ御座也。

一、御高札場

——府内備考

右ハ町内西外レニ有之、在町兼用仕也。

本立寺門前 正保三年五月轉移ス。

本立寺門前○淺草。

市街恢弘時代

本立寺門前

一、右寺地起立ハ寛永十酉年十一月中淺草元鳥越町ニ多千六百坪拜領被致
 以由。其後正保三戌年五月中當所○淺草新寺町引地。古跡拜領之内門前町屋ニ有
 之。以得共起立之年代相知不申。尤年期切替等無之。町銘本立寺門前と唱。以。
 一、町内東西ニ貳拾八間餘。南北ニ八間。
 一、町内字一圓ニ新寺町と唱申。以。

府内備考

町俳諧

〔附記〕 町俳諧

京秤座棟梁神谷善四郎。○秀ノ俳諧ニ、當年ノ江戸町名ヲ讀込ミタル者有リ。

町俳諧獨吟

江戸神田淺草其外の町小路橋の名、不及指合、可爲御笑草。

豆板やしるかね町の玉雹

材木町にたつ霜柱

帆をかけて船町よりや出すらん

つみ置く米の多き濱町

百姓は幾年く富澤町

嘉例に家根をふくかやば町

我宿に寄合町の月見して

中秋にくむ酒の鍋町

かけらるゝおどりは聞へよし町に

殿の逸物する傳馬町

宇治川の先陣にきる具足町

矢竹こゝろにもてる弓町

ますらをは山下町に分入て

雉子こそかゝめ雪の谷町

冬空は北風あらくふきや町

さえてひらめく月出雲町

小夜ふけて刀脇指とぎ町に

かたさねらふのいやさなひ町

あみ笠を忍ひかついで通り町

主のためにはよき鈴木町

花の比鷹匠町に据え出て

二日やいとはかひな片町

養生を老の春たに駿河町

西河岸町の彌陀願へかし

尊きハ分て浄土のあんしん町

戸をとちのため籠る室町

商の道かせぐらし麴町

作りこめぬる酒の桶町

寒の内は手足にきるゝひゞや町

出て聲つかふ橋本の町

しないうつ竹川町の兵法に

横山町や天狗多かる

杉村は茂りゝて青物町

平松町はかれて赤葉よ

住吉のとかめら曇る露月町

のつとを讀める夜も長門町

流されていつの秋にし因幡町

みつ鹽町の舟の難風

幽靈の名のりは桓武天皇町

ゆゝしき能の其柴居町

終る日に用意隙なき御成道

門を立るは大工町なり

盗人を防かんための番町に

あまたならへて置く槍屋町

もてあそぶひなの遊びの長崎町

小屏風の繪は春の花町

爐のさきも暖にさす日影町

月あけ舟を出す堀江町

すさまじき海賊町をさそれつゝ

霧間に陸の旅を須田町

みの笠を脊中におへる連雀町

座頭は杖につく竹屋町

夜這ひには油町なる火をしめし

ゆぐの風を恥としん町

長／＼の病ハ浮世小路にて

逆修サガモのためなきる五輪町

光陰は射る程はやき矢寺町

すは手習子せひは高橋

ぬいあげをおろしてきせる吳服町

正月の禮つどふ京町

年玉をあるひははかせ石町に

せちに呼はれてくふ飯田町

花嫁はかやく月に乗物町

聾は夜道ヨメニムコを行く御壽町

ヨメニムコ付過き申イ

桃灯をとぼす蠟燭町なれや

さうれいのあるさひをん寺町

ぜんの綱を手毎によりて木引町

かひ猫ある、臺所町

料理にはねずみ茸をやくひ物町

秋の山邊にすみ町のひと

更科の月をめぬる番匠町

風吹き出やまけらあか町

つむ雪の色は白壁町ならし

八間町のもちや豆腐屋

雑煮にしていはふは千世や萬町

村松町をたてる元日

大ぶくの茶碗を見れば瀬戸物町

すきの友とてよき中の町

よねんなく打こそしけれ小綱町

鳥の多きははたけ田町よ
庄屋をさせたげせたぐる代官町

山城町に一揆こもれり

つゝかぬは鐵砲町の玉ぐすり

けだもの狩もはや尾張町

くまたかの羽はよはりて宇田川町

ゆく矢はわつか五六間町

大なる岩つき町はわれかねて

置算用にやくれまさ町

學び得ぬ本町なれや運氣論

八官町のにぶき唐人

月の輪の太刀はすゝどき日本橋

秋にしくまをとる草や町

露ふかき泥障ヌリをかけぬ馬喰町

四日市町の立さかるころ

祭には宮鍋町に袖おほみ

湯立もよほそ神子と禰宜町

伊勢町やはるくまゐる願ほどき

とまりくたくふはたご町

商人は言葉に花のさくま町

とせい長閑にすめる江戸町

町の名もまだ聞とげぬ俳諧に

道を達者になしてたまへれ

正保三丙戌年

季 貞善○神谷四郎

江戸町中の名一句くゝに立入百韻の妙句驚入存し。一句もあだふるは無
之いへとも今一覽印斗りに墨を付け申し。餘りにく面白さに興に乗じ
て、

江戸町やさすが武藏の廣き名をあらはすさゝのあぶみならまし。

付墨七十五句。内長十六。

○齋藤 徳元 判

麟祥院寺領
寄附

四年丁亥

二〇正保〇紀元
三〇七〇年

正月十四日丙辰

正〇丙辰、三
綜覽

麟祥院

〇市内、二寺領
本郷區。

市街恢弘時代

二五一

麟祥院寺領
寄附事蹟

寄付ノ印書ヲ與フ。慶祿記

麟祥院寺領寄附 慶祿記ニ據ル。

武藏國豊島郡天澤山麟祥院領同郡柏木村之内百石、依爲稻葉春日局菩提所所寄附也。同郡駒込村之内貳百石、爲其追福所新加也。都合三百石事、令施入之。訖。全可院納。并境内竹木等免除也。永不可有相違者也。仍如件。

正保四年正月十四日

小塚原橋改架

是日正保四年紀元二幕府小姓組三上秀正兵衛・川口正信源ヲ奉

行トシテ、小塚原武藏國豊島郡ノ橋ヲ改架セシム。正保錄。寛政重修家譜。參考錄餘。

小塚原橋改架事蹟

小塚原橋改架 小塚原橋ハ、則チ所謂千住大橋ナル可シ。

正月十四日正保四年

一、小塚原橋之奉行、三上半兵衛正・川口源兵衛信。被仰付之旨、阿部對馬守

重傳之。

正保錄

季正初季吉。右衛門。外記。半兵衛。

略。上 寛永元年めされて大猷院殿につかへたてまつり、御小姓組の番士に

列し、略。中 正保四年正月十四日川口源兵衛正信とおなじく、少塚原橋普請の事を奉行す。

正信源兵衛。致仕號。明陞。信峯が呈請。政信に作る。

略。上 のち御小姓組に列す。正保四年正月十四日より三上半兵衛季正とおなじく千住橋の普請を奉行し、略。下

千住大橋來歴之事

寛政重修諸家譜

一、初度 文祿三甲午年九月 伊奈備前守

一、二度 正保七卯年八月 同半十郎

一、三度 寛文六丙午年十一月 同人

一、四度 天和三癸亥年正月

千住橋何ヶ度橋杭振直し外ハ、只今の橋杭ハ八十ヶ年ニ相成戦カ。并如船裏戦カきたでいて振辻哉、蟲附不申分、御尋ニ付申上何カ。

大橋之義、三度目寛文六午年御掛直被遊其橋杭ハ檜ニ、十八九年ニ腐申。依之、又天和四子年惣御掛替被遊四度、よて橋杭槓ニ相成、當卯年まで四十年ニ相成迄、今以腐り不申也。

市街恢弘時代

大橋杭へ水蟲船蟲ハ附不申儀ハ、川下淺草川とハ違ひ、ゞ汐の差引薄、汐上之義ハ、都て山水故、水蟲船蟲等附不申儀。
右之通古來之者方へ承り合、吟味之上、書付差上申儀。

享保八癸卯年十二月廿二日

小塚原町橋戸町

名主

年寄

百姓代印

— 參考錄餘

附 自證院領給

十七日己未

○正保四年(紀元二三〇七年)正月〇己未、三正綜覽。

市谷

○市内牛込區。

自證院ニ寺領ヲ給ス。○文

政寺社書上。

附 自證院領給

自證院領給付

文政寺社書上ニ、

東叡山末

武州豐島郡市ヶ谷

天台宗

鎮護山圓融寺自證院略。○中

一、御朱印高

二百石。

右ハ正保四年四月十七日大猷院様々始る拜領仕儀。右御朱印御文書之寫左之通り、

當寺領武藏國豐島郡雜司谷村之内二百石事、依爲松壽院禪尼菩提所、新寄附之訖、全收納、永不可有相違者也。

正保四年正月十七日 御朱印

自證寺

淺草筋宅地

廿三日乙丑

○正保四年(紀元二三〇七年)正月〇乙丑、三正綜覽。

老中寺社奉行町奉行屋敷奉行、淺

草筋宅地ヲ巡視ス。

○正保錄。東京地理志料。

淺草筋宅地巡視

總構内ノ寺社ヲ移シ、同時ニ鳥越邊ノ市街ヲ整理シタルヨ

リ、此舉有リタル者歟。

正月廿三日○正保四年。

一、淺草筋屋敷見分として、老中寺社奉行町奉行屋敷奉行相越云々。

— 正保錄

四年○正保。正月淺草ノ宅地寺地を開る。

大猷院殿御實紀云、正月廿三日老臣寺社奉行及屋敷奉行、淺草へまゝりて各宅の地所を巡視せしめらる。按に、此頃谷藏を設けたまひ、同處なる寺院を移せしよや。但宅地のこととは未考。

市街恢弘時代

二五五

淺草筋宅地

巡視事蹟

桶町火事

二月十五日丁亥正保四年紀元二三〇七年〇丁亥三正綜覽。桶町京橋區。火有り。廿三町三百六十戸ヲ延焼ス。變災。篇参照。

桶町火事事蹟

桶町火事 正保錄ニ云フ。

二月廿五日正保四年。

一、申下刻桶町壹丁目分出火出來、風烈故サヤ町材木町金六町水谷町銀座町南紺屋町五郎兵衛町壘町具足町柳町炭町因幡町鈴木町鍛冶町長崎町類火、町數合二十三町、家數三百六拾軒焼亡、子刻消止之。

寬永寺修理

三月七日戊申正保四年紀元二三〇七年〇戊申三正綜覽。寬永寺市內下谷區。ヲ修理ス。正保錄。寬政重修諸家譜。

寬永寺修理事蹟

寬永寺修理 八、

三月七日正保四年。

一、上野作事奉行、丹羽平右衛門正長、小倉忠右衛門守、被仰付之。

正保錄

七日正保四年三月。小姓組丹羽平右衛門正長、小倉忠右衛門正守、東叡山作事奉行

仰付らる。

大猷院殿御實紀

正守十兵衛。忠右衛門。小倉。

略。九年寬永。五月、御小性組に轉じ、略。四年正保。三月七日正保をうけて、

東叡山作事のことを奉行す。

寬政重修諸家譜

崇源院靈牌所營造

十五日丙辰正保四年紀元二三〇七年〇丙辰三正綜覽。三緣山市內芝區。崇源院德川秀忠夫人淺井氏。靈牌

所營造成り、將軍家光德川之ニ詣ス。此日入佛式有リ。十七日戊午正保四年紀元二三〇七年〇戊午三正綜覽。

營造掛員ヲ賞ス。正保錄。寬政重修諸家譜。

崇源院靈牌所營造事蹟

崇源院靈牌所營造 八、

三月十五日正保四年。

一、崇源院殿井氏。御靈屋御造營依令出來、午刻増上寺に御參詣。

一、御靈屋有御退去、直方丈に入御。住持御目見、御小袖拾、并銀百枚被下之。中略。

一、今寅刻入佛、卯刻ヨリ讀經初る、巳刻終。右之僧拾人、鳥目千貫御布施被下之。

三月十七日正保四年。

一、崇源院殿御靈屋御入佛付る、一昨日於彼御寺、御經施行、依之爲御施物、惣出

市街恢弘時代

二五七

家_ニ青銅千貫被_レ下_ル之旨、安藤右京進_長○重松平出雲守_隆○伊豆守_{信綱}○松平傳之。

一、今度崇源院殿御靈屋御普請就_令首尾御奉行酒井下總守_正○忠八木勘十郎

直○守白銀三十枚并綿衣三ツ、拜領之。

次、御大工木原木工允_久○義鈴木修理黃金一枚ツ、綿衣一宛被_レ下_ル之。

次、大工棟梁壹人_老白銀十枚同三人_老白銀五枚被_レ下_ル之由、木工允修理ニ伊豆

守傳之。——正保錄

忠正○與七郎采女下總守從五位下。

四年_永○寬三月十七日さきに崇源院殿御靈屋の普請を勤めしにより、綿衣

三領白銀三十枚をたまふ。——寛政重修諸家譜

〔附記、一〕梅若塚

十五日_{三月}○正保四年_{中略}この日角田川木母寺梅若塚、淺茅ヶ原妙喜庵等、參詣の

諸人群集するよし聞召て、ひそかに久世大和寺廣之をしてその様見せに

つかはされしに、はたして貴賤群集し、途中遊樂の躰を聞えあけしかば、士

庶春遊の事、上苛政なきゆへなるへしとて、御氣色快然たりとぞ。

——大猷院殿御實紀

附記、一
梅若塚

梅若塚

(東めぐり所載)



市街恢弘時代

二五九

〔附記、二〕 醫員町屋鋪給與

三月十九日○正保四年

一、龜庵○清水瑞室。宗和。數原。宗悅直。瑞。事。今度大納言様御不例之節、三人以相談御藥獻之、御相應、最前龜松殿御不例之時分、右之通相談之御藥御相當旁以御感被思召之。因茲龜庵貳百石御加増、清庵を五百石二拾人扶持被下之、宗悦之御切米五百俵并町ニる屋敷被下之旨、伊豆守○松平信綱對馬守○阿部重次和泉守○松平乘壽傳上意之趣。

正保錄

四月十九日庚寅○正保四年紀元二三〇

七年。○庚寅三正綜覽。

幕府證人ノ制ヲ定ム。

○天享吾妻鑑。大猷院殿御實紀。

證人制規
證人制規事

證人制規 左ノ如シ。

- 一、十九日○正保四年四月杉浦内藏允○正友。留守居。方ヨリ諸大名エ證人ノ書付覺遣ス。
- 一、知行高之哀。
- 一、實子惣領之哀。
- 一、證人歳之哀。
- 一、次男を出し時、惣領證人ニ不罷成子細書付可申哀。

一、養子を爲證人出シハ、實子無之子細を書付可出之。付養子ハ、親類歟、他人歟、或ハ聳養子たるハ、其實父之假名、委細ニ書付下出之哀。

一、母ハ子無之子細を書付可申哀。

一、兄弟有ハ、證人ハ差次歟、何番目と書付可申、惣領モ差次モ證人ニ不成時、其子細を書付可出之。

一、姉妹を證人ニ差上ハ、男之兄弟證人ニ不成子細を書付可出哀。

一、孫を以證人とせる時ハ、嫡子之子ハ、二男三男之子ハ、且外孫ならハ、實父之假名を書付可出哀。

一、娘を以證人とせハ、實子無之歟、子細を書付可出、又娘も惣領娘歟、二番目ハ、若末之娘ならハ、惣領娘と證人ニ不成子細を書付可出哀。

正保四年丁亥四月日

一、廿二日右御書付出ル故ニ、諸大名方ヨリ追々證人ノ事ニ付書付ヲ證人奉行衆エ遣ス。爰ニ伊達遠江守ヨリ出ス書付記之。大略如左、
覺

一、知行高千石

須田彦右衛門

右彦右衛門ハ隱居六十七歳ニ罷成ハ折々用事申付置ハ。

一、右ノ惣領 須田隼人三十九歳。

娘猿松

一、次男 須田内記三十一歳。

子山三郎

一、三男 須田權三郎十三歳。

右子共三人何モ實子、但隼人内記ハ一腹ニテ、權三郎ハ別腹也。

一、知行高千五百石 家老櫻田監物卅九歳。

始ノ名ハ玄蕃ト申ハ。

一、惣領 同 孫助廿四歳。

此孫助ハ來年須田内記カ代リトシテ參勤仕ハ。

一、次男 同 虎之助十四歳。

一、三、女子 團 十歳。

一、四、女子 傳 八歳。

一、五男 同 乙松 六歳。

右子共五人何モ實子、但惣領孫助一人ハ先腹ノ子、殘ル四人ハ後腹ニ御座ハ。

亥〇正保四年。四月廿二日

伊達遠江守 秀年判

杉浦内藏允殿〇正友

稻垣若狭守殿〇重大

酒井紀伊守殿〇忠吉

——天享吾妻鑑

十九日〇正保四年四月〇中略。けふ證人の奉行もて諸大名に令し下されしは、證人知行高並實子惣領且年齢の事を書し出すへし、扱又次子を證人に出すとき、長子證人に出し難き子細を書記すべし、妻に子ふく養子を證人とし出すときは、實子なき事を記し、養子は親戚か他家か、あるは聳養子か、その實父の姓名を記出すへし、兄弟あらは證人はさし次か、または弟いく人か、あるは長子次子ともに證人とせざる子細をも記し出すへし、姉妹を證人とするには、男の兄弟何等の子細あるよしを記し、孫を證人とする時は、長子の子かまたは二、三男の子か、はた外孫ふらんにはその父の姓名を記し出すへし、娘をもて證人とするときは、男子ふきわけをしるし、一女か二女なるか、もし末女ならんに

は一女の證人としがたき子細を記し出すへしとなり。

大猷院殿御實紀

〔附記〕 先手頭以下處罰

五月六日○正保四年

大久保權右衛門○正信。先手頭。 川野權右衛門○通重。先手頭。

百人組御番所ニ寄合老中上意之趣被申渡之所謂去頃小石川筋御成之刻、右兩人之歩行同心共屋敷ニ棚ヲ張商賣仕之様依及上覽度々御僉議之處、他之者ニ家借其上見世張之義無紛之段、不届被思召此以前も渡邊彌之助同心如此之有子細曲事被仰付其節頭之面々にも、來ケ様之義堅可申付之旨被仰出所、不相守其儀、今度右之旨趣、旁以不届ニ被思召之間、右兩頭閉門被仰付之、并兩同心川野權右衛門、大久保權右衛門組廿七人。追放被仰付之。 正保錄

江戸強震

震災修理

五月十四日甲寅○正保四年(紀元二三〇七)年五月 江戸強震數次、被害多ク、死傷少

カラズ。○變災。篇參照。 廿二日壬戌○正保四年(紀元二三〇七)年五月 大番丸茂利忠○兵左衛門。

小姓組島正利○彌次右衛門。ヲ奉行トシテ、損破シタル各所ヲ修理セシメ、

廿七日丁卯○正保四年(紀元二三〇七)年五月 厩橋○上野國。城主酒井忠清○河内守。ニ茶室

邊○市内。麴町區。ノ石垣修理ノ役ヲ助ケシム。六月二日壬申○正保四年(紀元二三〇七)年六月 新庄○羽前國。城主戸澤政盛○右京亮。・村松○越後國。 邑主堀直吉○左平城國。 城

主内藤忠興○帶刀。 郡山○大和國。 城主本多勝行○八郎兵衛。 邑主杉原重

玄○帶刀。 柳本○大和國。 邑主織田秀一○源十郎。 山路○近江國。 邑主佐久間勝豐○權之助。 亦

各所修築ノ助役ヲ命セラレ、六日丙子○正保四年(紀元二三〇七)年六月 使番津

田正重○平左衛門。・蒔田長廣○數馬助。 書院番加藤光定○平内。 小姓組長谷川守勝

○三左衛門。 修築奉行ニ任ス。廿三日癸巳○正保四年(紀元二三〇七)年六月 二至リ、徳島

波國○阿波國。 城主蜂須賀忠英○松平阿波守。 亦麴町口田安門○市内。麴町區。ノ石垣修築ヲ命

セラル。○正保錄。寛政重修諸家譜。

江戸強震事蹟

江戸強震 變災篇ニ詳記ス。

市街恢弘時代

○正保四年五月十三日癸丑 陰晴不定。依御不例諸人出仕、爲御快然云々。寅下刻大地震。翌十四

日至卯刻靜。御城石垣少々崩、其外江戸中諸屋敷長屋塀等破損多。

○正保四年五月十四日甲寅 終日雨下。今朝諸人登城、依地震儀也。今日小地震及七八度。

○正保四年五月十五日乙卯 雨下。諸人出仕如例、無御目見。御腹中有御余氣。來十七日紅葉山御

參宮已前爲御養生無出御云々。今日小地震二三ケ度。——公儀日記

五月十四日○正保四年。

一、卯上刻甚地震。其後度々震。

一、在江戸之諸大夫御旗本之面々群參、是地震付る也。

一日光山地震無御心元依被思召、松平右衛門大夫綱○正松平孫太夫被遣之。

一、紅葉山并増上寺御宮御佛殿地震ニ付る破損様子爲見分、御使被遣之。

一、京大坂并豊後長崎其外所々在番御横目有之國々々、地震之義爲令知之、以

次飛脚奉書被遣之。

一、尾張亞相義直○德川綱爲上使松平伊豆守綱○信被遣之。是今朝甚地震、其後度々

震以付る、今日御目見義御延引、然上々重る震以共、御目見登營無用之由、被仰

遣之。

一、紀伊亞相頼宣○德川綱 石川播磨守長○總

一、尾張亞相義直○德川綱 伊澤隼人正信○政

一、水戸黃門頼房○德川綱 北條右近大夫利○氏

右之通、今朝地震ニ付る登城、就其被遣之。——正保錄

大佛 大佛寛永八稔歲次辛未堀丹後守直時黏泥如石、以造丈六釋迦像。至正

保地大震、而石像顛倒碎破矣。後明曆萬治中有木食淨雲勸進十方檀那、作今銅

佛也。——東叡山緣起

五月十三日○正保四年。大地震、上野大佛の像碎破。——武江年表

震災修理 江戸城内ニ關スル者ハ皇城篇ニ収録ス。

破損所修復 正保錄ニ、

五月廿二日○正保四年。

一、今度就地震所々破損爲修復之御奉行、丸茂三右衛門利忠○大番。嶋彌次右衛門

正利○小姓組。兩人被仰付之旨。

盖殿閣其他ノ修理歟。

石垣修築

六月二日四年○正保

一、今度地震之節、所々石垣破損ニ付、修復被仰付之趣、從老中奉書被遣之。所謂西丸御櫓下並西之士橋の場曲輪戸澤右京亮盛○正。西丸永井日向守直○清。屋敷之向之堀左門吉○直。糺町御門脇角石垣内藤金一郎興○忠。紅葉山御宮之後本多八郎兵衛行○勝。吳服橋鍛冶橋兩所之佐久間權之助豐○勝也。

六月六日四年○正保

一、今度地震付、石垣破損修復奉行被仰付之所謂、

津田平右衛門〇正重使番。

蒔田數馬〇長廣使番。

加藤平内〇光定書院番。

長谷川三左衛門〇守勝小姓組。

被仰付之。阿部四郎五郎〇正義之、先年御普請奉行仕以間、右之面々指南可仕之旨、被仰出之、松平伊豆守〇信被申渡之。

六月廿三日四年○正保

一、麴町口田安口御門升形并左右之石垣御普請、松平阿波守〇蜂須賀忠英被仰付之。

松平阿波守〇蜂須賀忠英

一、登城。是此度麴町口田安口升形地震破損修復之石垣被仰付之御禮之。
十二月八日四年○正保

一、去頃地震之節、所々石垣以下就令破損、修復之義、松平阿波守、戸澤右京亮、古田兵部少輔〇重恒、本多八郎兵衛堀左門内藤金市郎、織田源十郎、杉原帶刀、遠山久太夫〇友貞、大關右衛門〇増親、佐久間權之助、京極飛驒守〇高直、小笠原主膳〇貞信、細川豊後守〇興隆、稻葉淡路守〇紀通、酒井河内守〇忠清、被仰付之處、令出來ニ付、右之家老物頭下奉行之輩、白銀綿衣被下之、伊豆守〇松平信綱傳之、奏者御番渡之所謂、

松平阿波守〇蜂須賀忠英内

一、銀五拾羽織 家老 稻田九郎兵衛

一、同斷 同 山田豊前

一、銀三十羽織 番頭 山崎圖書

一、同斷 同 鳩 左兵衛

一、銀二十羽織 物頭 稻田八郎右衛門

一、同斷 同 同 杢右衛門

一、同斷 下奉行 津田大膳
 一、同斷 中尾又右衛門
 一、銀十枚、羽織 同 寺澤助兵衛
 一、同斷 同 堀 源左衛門
 一、同斷 同 金田金左衛門
 一、同斷 同 數川源兵衛
 一、同斷 同 關 九郎兵衛
 一、同斷 同 立木四郎兵衛

戶澤右京亮盛○政 内

一、銀三十枚、羽織 家老 戶澤甚兵衛
 一、銀二十枚、羽織 家老脇 兒玉角内
 一、銀拾枚、羽織 下奉行 戶澤理右衛門
 一、同斷 同 天野八右衛門

古田兵部少輔恒○重 内

一、銀三十枚、羽織 家老 古田左兵衛

一、銀二十枚、羽織 家老脇 鯉江太郎右衛門
 一、銀十枚、羽織 下奉行 山中久兵衛
 一、右同斷 同 中西五左衛門

本多八郎兵衛行○勝 内

一、銀三十枚、羽織 家老 輕津 伊織
 一、銀二十枚、羽織 物頭 遠藤 角助
 一、銀拾枚、羽織 下奉行 大藤角太夫
 一、同 同 三枝安兵衛

堀 左門吉○直 内

一、銀二十枚、羽織 家老 堀 四郎兵衛
 一、銀十枚、羽織 下奉行 岡本仁右衛門
 一、同斷 同 窪 清兵衛
 一、同斷 同 助右衛門

内藤金一郎興○忠 内

一、銀二十枚、羽織 家老 杉山權右衛門

一、銀拾枚、羽織
下奉行 鳥留源兵衛
一、同斷
同 松村又兵衛

織田源十郎○秀内

一、銀貳拾枚、羽織
家老 溝口次左衛門
一、銀十枚、羽織
下奉行 梅本左太夫

杉原帶刀○重内

一、銀二拾枚、羽織
家老 和田半兵衛
一、銀十枚、羽織
下奉行 本木八郎左衛門

遠山久太夫○友内

一、銀二十枚、羽織
家老 小倉猪右衛門
一、銀十枚、羽織
下奉行 宇佐美久左衛門

佐久間權之助○勝内

一、銀二十枚、羽織
家老 小野三太夫
一、銀十枚、羽織
下奉行 後藤兵右衛門○中

京極飛驒守○高内

一、銀二十枚、羽織
家老 舟木甚左衛門

一、同斷
同 坂本藤右衛門

一、同斷
同 沼田專左衛門

一、銀十枚、羽織
下奉行 生駒善左衛門

一、同斷
同 安藤三郎右衛門

小笠原主膳○貞内

一、銀二十枚、羽織
家老 津 與惣兵衛

一、銀拾枚、羽織
下奉行 井田傳左衛門

一、同斷
同 福井彦左衛門

大關右衛門○増内

一、銀二十枚、羽織
家老 大久保彌次右衛門

一、同斷
同 大江助之丞

一、銀拾枚、羽織
下奉行 人見權左衛門

一、同斷
同 益子茂左衛門

細川豊前○興内

一、銀二十枚、羽織。家老 中村 將監

一、同。同 沼田 内膳

一、銀十枚、羽織。下奉行 藤本長左衛門

一、同。同 久世所左衛門

稻葉淡路守通。紀内

一、銀十枚、羽織。下奉行 牧野源左衛門

一、同。同 武井彌三右衛門

一、同。同 瀧野加兵衛

酒井河内守清。忠内

一、銀三十枚、羽織。家老 籠谷 主水

一、銀二十枚、羽織。物頭 太田又左衛門

一、同。同 石田彌右衛門

一、穴太筑後丹後同子、黄金綿衣被下之。伊豆守傳之。是石垣御普請ニ付る依被下之。

——正保録

政盛九郎五郎。右京亮。從五位下。戸澤。

正保四年六月六日仰を奉りて西城櫓下及び的場曲輪等石壘の普請を勤む。

重玄初重元。帶刀。杉原。

四年保。正六月二日仰をうけたまはりて神田橋石壘の普請を助く。

秀一初政盛。源十郎。信濃守。從五位下。織田。

四年保。正六月二日仰をうけて神田橋石壘の普請を助け造る。

勝豊權之助。備中守。安房守。從五位下。佐久間。

正保四年六月二日先の地震に破損せし石壘の普請をつとむ。

忠英初正鎮。忠鎮。千松丸。阿波守。蜂須賀。

四年保。正六月二十三日仰をうけたまはりて、麴町口田安門等の榭形をよび左右の石垣普請をたすけつとむるとき、彼場所は渡御ありて、家臣賀島長門某、山田豊前某、長谷川越前某等も拜謁す。このとき家臣稻田九郎兵衛植次に長柄鎗十本を賜ふ。これより植次他國を往來することに、これをもたしむ。十二月八日普請のことにあつかりし家臣等に、時服白銀等を賜ふ。

勝行八郎兵衛

略。上 正保四年十二月八日先に紅葉山御宮石垣修補の事を助しにより、家

臣等に時服羽織白銀を賜ふ。

忠清熊之助。奥四郎。河内守。雅樂頭。從五位下。從四位下。侍從。左少將。

正保四年御數寄屋石垣の普請をたすけ、十二月八日其事にあつかれる家

臣等に時服羽織白銀をたまふ。

正重平七郎。平左衛門。今の呈譜正方に作る。

略。上 御小性組に列し、略。中 四年保。正 六月六日さきに地震によりて破損せ

し外郭の石垣修復の事を奉行す。

長廣數馬助。蒔田。

略。上 御書院番に列し、略。中 四年保。正 六月六日おほせをうけたまはり、先に

地震により、破損せし所々の普請を奉行す。

光定平内。今の呈譜、泰直に作る。

略。上 御書院番に列し、略。中 四年保。正 六月六日さきに地震により破壊せし

石壘修復の奉行を勤め、略。下

守勝兵助。三左衛門。長谷川。

十年寛永八月十五日御小性組の番士に列し、略。中 正保四年六月六日さき

に地震して御城の石垣損するにより、修造の奉行をうけたまはる。

——寛政重修諸家譜

賜宅記

〔附記〕 賜宅

七月五日正保四年

兼松彌五左衛門正

一、屋敷被下之宮城主膳上屋敷也。

——正保錄

増上寺修理

七月十三日壬子正保四年紀元二三年。芝區。市内。増上寺芝區。市内。ヲ修理ス。福知山丹

波。城主稻葉紀通淡路守。丹後國。田邊後國。城主京極高直飛騨守。美濃國。邑主小笠

原貞信主膳。野國。城主大關増親右衛門。陸奥國。邑主細川興隆市

正。之ヲ助役シ、作事奉行保田宗雪甚兵衛。書院番石尾治昌七兵衛。奉行夕

り。正保錄。寛政重修諸家譜。五年戊子正保元年。紀元二三年。改元。慶閏正月八日甲戌正甲戌、

覽。工成り、奉行保田宗雪○甚兵衛、石尾治昌○七兵衛、受賞ス。○日記。慶安錄。

増上寺修理
事蹟

増上寺修理 左ノ如シ。

七月十三日○正保四年

一、於増上寺御普請有之、依手傳人足之儀被仰付之旨、從老中以奉書達之。所謂

稻葉淡路守○紀通 京極飛驒守○高直

小笠原主膳○貞信 大關右衛門○増親

細川市正○興隆

保田甚兵衛○宗雪 石尾七兵衛○治昌

——正保錄

閏正月八日○慶安元年

一、去頃増上寺御修復奉行相勤ニ付被下之。

金貳枚○時服三ツ、安田甚兵衛 石尾七兵衛

——日記○慶安同錄

高直○初高沖。六丸。飛驒守。從五位下。京極。

○上四年。略。○寛永七月十三日仰をうけて増上寺の普請をつとむ。

紀通○初通吉。童名大夫。淡路守。從五位下。稻葉。

正保四年七月十三日仰をうけたまはりて、増上寺の普請を助く。

貞信○伊勢松。新五郎。主膳。土佐守。從五位下。致仕號二玄。小笠原。

正保四年十二月八日、さきに仰をうけて増上寺裏門の普請を助けしにより、そのことに預れる家臣に物を賜ふ。

興隆○兵千代。市正。豊前守。從五位下。致仕號三宗。閉。細川。

○上四年。略。○正保四年十二月八日、さきに仰をうけて台徳院殿御靈屋の普請をたすけつとめしにより、その事にあつかれる家臣に物をたまふ。

治昌○鶴右衛門。七兵衛。志摩守。從五位下。致仕號三宗。貫。石尾。

慶安元年閏正月八日増上寺修造の奉行を勤めしにより、時服三領黄金二枚を賜ふ。

——寛政重修諸家譜

助役諸侯ノ家臣カ各所石垣其他助役者ト共ニ授賞セラレタルコト、上記ノ如シ。談海ニ左ノ如ク記スハ、此役ノ成果ナラム歟。

○正保五年ノ條。
一、三縁山廣渡院増上寺御作事之圖、

市街恢弘時代

一、表桁行共廿二間五尺一寸八分。
一、客殿裏行拾六間二尺二寸八分。

但、縁四方に三間宛、縁ノ高サ板ノ上まで九尺。柱數七十八本。内四本ハ四角向拜ノ柱也。殘ハ圓也。

一、向拜三間。委細割。八間二尺五寸八分。
以上ノ高サ地より尾上迄十九間。

一、大方丈京間桁間十四間一尺五寸。一、小方丈桁行十間半。

一、庫裏桁行十五間。一、柳家桁行十五間。

一、釣鐘ノ圖。高サ八尺。龍頭二尺。合壹丈。口ノ廣サ五尺八寸。

八月二日庚午

〇正保四年紀元二三〇七年〇庚午三正綜覽

鐵炮方田付景利

〇四郎兵衛

大炮町打

ヲ牟禮野

〇武藏國多摩郡 二試ム。〇正保錄

大炮町打

左ノ如ク傳フ。

八月二日〇正保四年

一、於牟禮野、田付四郎兵衛以大筒町打之。所謂

一、四拾町、玉三貫

玉數三。

一、貳拾五間、玉目二貫五百目

玉數三。

是を稻富喜太夫以好張置筒也。町間相違、云々。

一、拾貳町

玉目貳貫目。

一、同

玉目壹貫目。

右貳挺之筒ニる玉數五打之。

右爲御檢使、

松平孫太夫

中根喜藏

小林權平

恒岡源兵衛

加藤源兵衛

——正保錄

被遣之。右之町不殘寄幕際、云々。

景利〇武藏四郎兵衛。今の呈譜圖方に作る。

〇上十四年〇寛永十二月八日遺跡を繼御鐵炮方となり、正保元年六月六日

に青銅をもつて大筒六挺をつくらるゝにより、景利遠飛の工夫すへきむね仰を蒙り、のち功ありて四年八月二日武藏國牟禮野にをいてこれを試

む。

寛政重修諸家譜

無禮野ハ紫の一本江戸紀聞等代々木野ヨリ笹塚ヘノ通ナリトシ、高井戸ノ先ナリトシ、新編江戸志ハ、小石川笹筒町ヨリ大塚板橋境マデトス、多摩郡牟禮村邊其處ナル可キ歟。

無禮野

代々木野より笹塚への通りなり。此所は上々の瓜の出る所なり。所の者云、熟瓜は本田に作りて出来よからず、風味悪敷物なり。明年瓜を作らんと思ふ所の野を切開て、其一年土をやすめて作れば出来るものなり。所は武藏野にて廣く大きな野あれば、毎年瓜を作る所を切開き、新田となして作る故、鳴子府中瓜よりは風味猶勝りと云り。今江戸に白菊のりん小さき金目貫の如くにて色替りて白きをむれいと云。此むれい野より出たると云り。いかゞいぶかし。

紫の一本

牟禮居野

高井戸の先也。近き比迄ことに廣かりし野とみへたり。今は人家をまじし、新田なども開けしならん。

慶安三年庚寅七月七日、阿蘭陀人牟禮野に於て來月はしを石火矢籠に石火矢うとせ申に急きよし、檢使ハ牧野佐渡守に命せられし也。慶安記。

江戸紀聞

むさる野

古老の云、今此おさん夢町の邊より大塚板橋境迄をそへそ往古むさる野ぞいふよし。まうれを南乃方ハ金杉村、北ハ吹上村の間をいひて、廣き野成へし。

新編江戸志

無禮村ハ郡武藏國多摩郡ノ東北ニヨレリ。江戸日本橋へハ、行程五里ニ餘レリ。四隣東ノ方ハ上高井戸宿久ヶ山村ニ接シ、西ハ下連雀村ニ及ヒ、南ハ野川村ニテ、北ハ吉祥寺ニツバケリ。村ノ廣狹ハ凡東西へ二十町、南北十五町ナリ。開發ノ年代ハ傳ヘサレド、新座郡小樽村ヨリ高橋圖書ト云モノ來リ發シトモ云リ。小田原北條分限帳ニ、大橋九貫文、無連高井堂トアリ。無連ハ當村ノコトナリ。其頃ハカク書シナリ。寛永十年當國埼玉郡忍ノ御城番ヲ廢セラレテ、松平伊豆守信綱ニ賜ハレリ。カノ御城番酒井紀伊守忠吉、杉浦内藏允正友ノ手ニアリシ組同心等江戸ニ移リシ頃、當村ニ於テモ其給地ヲ賜レリ。正保ノ頃ニ

至テ野錢ヲ御代官野村彦太夫將重ヘ納メシヨシ其頃ノ物ニシルセリ。

——新編武藏風土記稿

傳通院領加給

九月廿一日戊午七〇正保四年(紀元二三〇)〇戊午三正綜覽。小石川傳通院〇市内小石川區。ニ寺領三

百石ヲ加ヘテ六百石トス。〇大猷院殿御實紀。御府内寺社帳。無量山志料。傳通院起立由緒記。

傳通院領加給事蹟

傳通院領加給 傳フ、

廿一日〇正保四年此日豊後守忠秋〇阿ののもとへ傳通院をめして、寺領三百石

を加へ六百石よせらるゝ旨を、酒井讃岐寺忠勝つたふ。これ龜松君川〇徳の供料を加へられしとぞ。

——大猷院殿御實紀

月溪院様〇徳川龜松。傳通院領之内三百石。

——御府内寺社帳

家光公御男子龜松君川〇徳

月溪院殿 正保二乙酉年八月四日逝去。三。

——無量山志料

〇前略。御佛殿料 三百石

傳通院様御供料 三百石。

右ノ武藏國豊島郡小石川郷、雜司ヶ谷村、駒込村、牛込村、袋村、下村、染井村。

月溪院様御供料 三百石。

右ノ同國同郡赤羽根村。

都合六百石ニ多御座シ。

外ニ

隆崇院様御供料 三拾俵。

智幻院様御供料 百俵。

理岸院様御供料 百俵。

正雲院様御供料 貳拾俵。

都合貳百五拾俵。

右御藏米ニ多御寄附。

右之通相違無御座シ。以上。

明和五子年十月

傳通院役者

月 湛 印

龍 淵 印

——傳通院起立由緒記

尊敬法親王
東下

廿四日辛酉○正保四年紀元二三〇七後水尾天皇第二皇子日光門跡尊

敬法親王東下シ、東叡山圓頓院○市内ニ入ル。○正保錄。公儀日記。大猷院殿

記。東叡大王御歴代略御年譜。寛政重修諸家譜。

尊敬法親王
東下事蹟

尊敬法親王東下 寛永十五年幕府後水尾天皇第二皇子今宮ヲ請フテ、東叡山

圓頓院ノ貫首トス。正保四年九月廿四日○諸書同異有リ。姑ク大東下、圓頓院ニ入

ル。

○正保四年八月

廿六日甲午天晴。今朝吉良若狹守義冬、安藤右京進重長江戸發足、上洛也。來月

野州日光山御門跡○尊敬法親王當今御弟云々。御下向爲御迎被遣之、云々。

廿九日丙寅天晴。日光御門跡○當今御弟至、上野御下著。青蓮院御門跡○尊純御同道

也。吉良侍從義冬、安藤右京進重長路次令供奉著府畢。

今度日光御門跡御馳走水谷伊勢守○勝青蓮院御門跡御馳走分部伊勢守○嘉

被仰付之、云々。

——公儀日記

八月廿二日○正保四年

一、午后刻御黑書院出御、安藤右京進○重吉良若狹守○義冬京都之御暇被下

之。是日光御門跡二宮爲御迎請被差遣也。

九月十四日○正保四年

一、今度日光御門跡并青蓮院門跡御下向ニ付、爲御馳走人、

水谷伊勢守○勝 分部伊賀守○嘉

九月廿九日○正保四年

一、日光御門跡至上野就御著、上使酒井讚岐守○忠勝被遣之。

十月朔日○正保四年

吉良若狹守、安藤右京進、大岡美濃守、三竹法眼御目見。是此度日光御門跡令隨

行依下著也。

——正保錄

一、廿四日○正保四年増上寺御參詣。イ日光御門主江戸ニ發向、是初テ也。

——天享吾妻鑑

廿二日○正保四年こたひ輪王寺門跡守澄法親王參向により、高家吉良若狹守

義冬、寺社奉行安藤右京進重長を御迎として上洛せしめらる。

十四日○正保四年輪王寺門跡守澄法親王青蓮院尊純法親王參向ありければ、

水谷伊勢守勝隆、分部伊賀守嘉治饗應使を仰付らる。

廿四日○正保四年吉良若狹守義冬、安藤右京進重長より日光門跡守澄法親

王遠江國濱松驛につき給ひし旨註進す。

廿八日○正保四年九月日光門跡守澄法親王參向により、高家大澤右京亮基重御使して迎勞したまふ。

廿九日○正保四年九月日光門跡東叡山に參着ありければ、酒井讃岐守忠勝ならびに今川刑部大輔直房御使して、樽一荷柿一箱つかはさる。

大猷院殿御實紀

重長初重貞。勝藏。式部。伊勢守。右京進。從五位下。○安藤。

十二年○寛永十一月九日寺社奉行となり、十四年○寛永奏者番に列し、寺社奉行をかぬ。

四年○正保八月二十二日日光門主尊敬法親王關東下向により、京都に至り法駕を迎へて歸る。
——寛政重修諸家譜

同保○正保四丁亥年、天海御遺弟宮一品親王尊敬初光臨于江左。仍自家光公、安藤右京進重長、吉良若狹守義冬、且復公海差豪俱、同奉迎宮。青蓮院二品親王尊純倡之、同九月入于東叡山村々宿々、馳仰締構、不可勝記。

東叡開山慈眼大師傳記

東叡大王第三世

本照院前天台座主一品尊敬法親王後守澄。

後水尾院帝第二皇子。御母園中納言基音卿妹、號京極局。

寛永十一年甲戌七月十一日降誕。稱今宮、爲東福門院之御養子。御養母、將軍秀忠公御女。

寛永十五年戊寅、因爲慈眼大師○僧天海之素願、從武衛奏請今宮、而爲家光公○德川之猶子、爲東叡山圓頓院之貫首。

正保元年甲申十月二日親王宣下、御諱幸教。年十一。

同年○正保元年十月十六日、御入室于青蓮院御門跡。即日得度。戒師青蓮院二品尊純法親王。

同保○正保四年丁亥九月十四日御下關。○蓋註正保四年依將軍家之御招請、御下關從將軍家爲御送、吉良若狹守義冬、安藤右京

進上京。爲御送、武家天野豐前守、爲御附、殿上人烏丸光廣卿息六角奎權頭廣實、院家水無瀨氏成息覺樹院純應、坊官吉川大藏卿法橋良也、今大路宮内卿源覺等供奉。青蓮院尊純親王御同伴。八月二十九日京御發輿、九月十四日着御于東叡山、即日圓頓院御入室。

慶安元年戊子三月四日二品宣下。一本三月十五日。
同年○慶安元年一身阿闍梨宣下。

同年〇慶安 四月、於日光山勅會御灌頂、阿闍梨毘沙門堂公海僧正。
同安〇慶 二年己丑七月御上洛。

同年〇慶安 八月二十三日一品宣下。一本八月三日、年十六。

同年〇慶安 九月御下關。

承應三年甲午、二十一而繼久遠壽院席。十一月十一日住東叡山、統領台宗。

明曆元年乙未九月御上洛。

同年〇明曆 十月八日座主宣下。

同年〇明曆 十月二十日護持宣下。

同年〇明曆 十一月七日牛車宣下。

同年〇明曆 十一月十七日檢封阿闍梨宣下。

同年〇明曆 十一月二十日於一乘戒壇院、御受戒。御戒師妙法院前座主堯然法親王。

同年〇明曆 十一月二十六日勅賜輪王寺稱號而永爲當門室號。輪王寺勅號以前稱滋賀院宮。

同年〇明曆 十二月座主御辭職。

同年〇明曆 十二月御下關。一〇蓋頭、明曆二年二月二十八日、山門日光東叡三山者、爲一宗、惣本寺輪王寺宮可有管領之旨、其外天台派諸法度

被準慶長十八年二月二十八日同年八月二十八日兩御先判之旨、從將軍家更被進之。下有リ。

寬文三年癸卯四月於日光山勅會御灌頂、遂傳大阿闍梨職。御受者妙法院堯然親王梨本盛胤親王也。寬文十一年辛亥以後、以西院皇子益宮繼嗣。一本、寬文六年五月御上洛、同年御下關トアリ。

延寶元年五月二十日御上洛。

同年〇延寶 改御諱守澄。

同〇延 五年丁巳春、依東福門院御不豫、同年〇延 寶 二月朔日御上洛、依爲御快。

同年〇延 寶 六月二十二日御下關、同〇延 寶 六年戊午依東福門院御不豫、同年〇延 寶 六月四日御上洛、女院崩御後、同年〇延 寶 八月十九日御下關。

同〇延 寶 八年庚申五月十六日薨于東叡山本院、御壽四十八。一本四十七。法勅賜號本照院。同年〇延 寶 六月二十三日奉葬於東叡山。初奉葬東叡山西花畑。後改葬于東叡山慈眼堂境内。

東叡大王御歷代略御年譜

〔參考〕慈眼大師全集二、
返々兼多嗜以て、祈禱之大法共、後生之一大事共、講釋之類、口傳相傳都鄙
持行 物之いつる 書物も無之い。
遠路云、月迫と申、被入御念御飛書、寔以再三忝奉披閱い、乍去不入御隔心

市街恢弘時代

二九一

之至とは存いへ共げに、思召も無據い。

一、江戸東叡山取立、頓る可掛存い。

一、皇子御誕生、珍重々々。就之、狂言是非以來、皇子一人申請へきのよし、御年寄衆へも度々咄申い。其御意にて、法事可申い。思召も自然は可爲御満足い。一段我等息災い間、返々御苦勞被有間敷い。恐惶敬白。

極月十九日

天海(花押)

梶井様にて

御小姓衆
御申給へ。

附記
深川番所

〔附記〕

深川番所

十月六日○正保四年。

一、弓五張足輕五人、鑓五本小者三人、侍三人、右之通深川御番所、可差置之旨、水野甲斐守に阿部對馬守○重次。傳之。

正保錄

濟松寺領寄給

十月十二日己卯○正保四年、紀元二三年。○己卯、三正綜覽。牛込濟松寺○市内、牛込區。ニ寺領ヲ寄給

ス。○文政寺社書上。

濟松寺領寄給事蹟

濟松寺領寄給

文政寺社書上ニ據レハ左ノ如シ。

禪宗濟家
京都妙心寺派
武州豐島郡牛込
蔭涼山濟松禪寺○中略。

一、御朱印拜領高并御文言。

高三百四拾五石三斗餘。

右老猷院様御代正保四亥年十月十二日初多拜領仕い。

一、嚴有院様御代寛文五巳年七月十一日拜領仕い。

御朱印御文書、

濟松寺領武藏國豐島郡牛込村之内三百四拾五石三斗餘事、新寄附之訖、并寺中門前野山諸役等免除、永不可有相違者也、依如件。

寛文五年七月十一日 御朱印○中略。

一、拜領地所

武藏國豐島郡
下戸塚村、早稻田村、高田村、中里村。

同國同郡
中里村町、高田四ツ家町、早稻田町、馬場下町、馬場下横町、榎町、天神町、原

町壹丁目、同二丁目、同三丁目、築地片町。

市街恢弘時代

右老元祿十五年九月中、御檢地水帳、阿部飛驒守殿御掛りニ多相渡申い。府内備考町方書上ヲ引テ之ヲ正保三年十二月ノ事トス。何レカ是ナルヲ知ラズ。

四家町

高田四家町○中

一、當町之儀老、往古御料所ニ有之い處、其節御代官御姓名相知不申正保三戊年十二月牛込榎町濟松寺領ニ相成、百姓町屋ニ有之い處、延享二丑年十二月中、町方御奉行能勢肥後守様、島長門守様御勤役中、町方御支配被仰付い。尤身分ハ町方御支配ニ相成い得共、年貢之儀老、以前之通濟松寺領ニ御座い。
一、町内 東西三町五拾貳間三尺二寸、南北三拾貳間、但道幅共。
一、四隣 東之方御料所下高田村、西之方高田村畑地、南之方御料所濟松寺領芳心院領入合、北之方高田村畑地。
一、町内方村方い入い横町九ヶ所有之い。何いも百姓農業道ニ御座い。但、北裏字名鶉山い相唱申い。南裏字名一圓い吹上い相唱申い。
一、御檢地
右い今井九右衛門様御手代出水臺右衛門殿、伊奈半左衛門様御手代山田與

天神町

五兵衛殿元祿十五年十月中御改御座い。
一、濟松寺領下高田村惣高三拾五石四斗六升之内。
一、町内反別壹町三反三畝貳拾七步。
一、領之儀老、野方領い相唱申い。
牛込天神町

一、町内起立之儀老、往古牛込村之内い。此邊一圓大橋龍慶屋敷ニ有之い由。右屋鋪内ニ天神社有之、右社其後高田真空院い引い由。依之天神町い相唱い由。又い當時天神町續同町分清水式部卿様御家來方抱屋鋪ニ有之い稻荷社内ニ天神有之い付天神町い相唱い由い傳い御座い。其頃い年代不知追々町屋相立、濟松寺領い。寺社御奉行御支配町並屋鋪ニ有之い處、延享二丑年十二月中、町御奉行能勢肥後守様馬場讚岐守様御勤役中、町方御支配被仰付い。

一、町内 南北い、東側表間口四拾六間五尺八寸、西側表間口四拾九間壹尺八寸、東西い、東側裏行拾壹間貳尺貳寸、西側裏行拾壹間貳尺四寸。
一、四隣 東之方、山本伊勢守様中山五郎左衛門様御先手組屋鋪、西之方、松原

小豊次様御先手組屋鋪、南之方、山本伊勢守様中山五郎左衛門様御先手組屋鋪、北之方、同所中里村町中里村。

一、武家方抱屋鋪 八反七畝步。

右老天神町分抱屋鋪、水野石見守様御抱屋鋪ニ有之、肥田豊後守様ニ御譲リ渡ニ相成、當時清水式部卿様御家來御勘定田村權兵衛様同御右筆伊藤甲次郎様御抱屋鋪ニ御座ハ。

一、武家方抱屋鋪 壹畝步

一橋御小納戸頭取
山崎 平兵衛

右七同町分酒井修理大夫様御抱屋鋪ニ御座ハ所、當時一橋御小納戸頭取山崎平兵衛様御抱屋鋪ニ御座ハ。略。○中

一、石橋 長三尺五寸
幅三間五寸。

右老町内東角御先手組屋鋪、町内續抱屋鋪下水ニ掛有之、町内普請ニ御座ハ。

一、反別貳反六畝拾步。略。○中

一、領名 右老武州豊島郡野方領之内ニ有、正保三戊年十二月三日濟松寺領ニ相成、今以同寺領年貢地ニ御座ハ。

中里町

中里町

一、町内起立之儀老、往古牛込村之内ニ有之、其後年代不知、追々町屋相立、濟松寺領ニ有、寺社御奉行御支配町並屋鋪ニ有之、延享二丑年十二月町御奉行能勢肥後守様馬場讚岐守様御勤役中、町方御支配ニ被仰付ハ。

一、町内 東西ニ表間口四拾八間、南北裏行、西之方四間半、東之方ニ有六間、但片側町。

一、四隣 東之方御先手山本伊勢守様御組與力組屋鋪、同中山五郎左衛門様御組與力組屋鋪、西之方同所天神町清水式部卿様御家來抱屋鋪、南之方山本伊勢守様中山五郎左衛門様入合御先手組屋鋪、北之方小普請渡邊半兵衛。

一、町内里俗ニ上中里ニ相唱申ハ。是下之方中里村町等有之、故、左様申傳ハ。略。○中

一、反引壹町七反五步。

一、領名 右老武州豊島郡野方領之内ニ有、正保三戊年十二月三日濟松寺領ニ相成、今以同寺領年貢地ニ御座ハ。

中里村町

市街恢弘時代

中里村町

一、町名起立之儀、往古中里村之内ニ有之ハ處、追々町家致出來、寺社御奉行所支配ニ御座ル處、延享二丑年十二月中町方ニ被仰付ル。其砌中里村町ニ相唱申ル。尤當時住居之地主之分、何處田畑所持耕作仕、且中里村之内家新田ニ申所有之、百姓家五軒有之、此分ハ未百姓家ニ有、濟松寺領ニ付、寺社御奉行所御支配御座ル。

一、町内 東西ニ南側三拾四間、南北ニ三拾五間三尺五寸。但兩側之内、間數不同御座ル。

一、四隣 東之方中里村分宗三寺領、行元寺領并同所改代町。西之方中里村之内伊藤幸太郎抱屋鋪、同所早稻田村關口村。南之方武家御屋鋪并天神町分田村善兵衛抱屋鋪、武家御抱屋鋪。北之方中里村關口水道町。

一、飛地 壹ヶ所。

飛地東西表間口拾壹間貳尺八寸。南北ニ奥行三拾八間四尺貳寸。

一、飛地四隣 東之方武家屋鋪。西之方御組屋鋪。南之方御先手組屋鋪。北之方濟松寺地中實姓院。○中略。

一、町内反別五反四畝貳拾三步。

一、野方領武州豐島郡濟松寺領。

一、地頭所往古之儀、相分不申、正保三戌年十二月濟松寺領相成申ル。當時同様ニ御座ル。

榎町

一、町内起立之儀、往古牛込村之内ニ有、年代不知追々町家相建、右町内ニ榎大木御座ルニ付、榎町ト唱來申ル。由右榎有之ハ跡、舊來相立、分兼申ル。尤濟松寺領ニ有、寺社御奉行御支配町並屋鋪ニ有之ハ處、延享二丑年十二月町御奉行能勢肥後守様馬場讚岐守様御勤役中、町方御支配被仰付ル。

一、町内 東西ニ北側ニ有表間口八拾五間壹尺五寸、南北ニ裏行不同有之、東之方拾七間、西之方拾五間九尺三寸。東西ニ南側ニ有、表間口八拾貳間五尺五寸、南北ニ裏行不同有之、東之方拾九間貳尺七寸、中程九間四尺、西之方八間五尺五寸。横町東側南北ニ表間口貳拾七間半、東西ニ裏行南之方貳拾貳間、北之方九間。

一、四隣 東之方御先手御組屋鋪宗柏寺。西之方同所辨財天町糟屋吉左衛門抱屋鋪。南之方御先手御組屋鋪、同所大願寺門前并同寺境内。北之方淺野隼人

樣御支配大井鐵三郎樣御屋鋪濟松寺。

轟橋通西側 南北に表間口三間半。東西に裏行南之方拾八間壹尺、北之方貳拾間貳尺。

同南側 東西に表間口拾六間七寸。南北に裏行東之方拾五間貳寸、西之方拾七間壹尺。

轟橋通北側 東西に表間口三拾四間壹尺七寸。南北に裏行東之方拾間、中程貳拾三間貳尺。西之方貳拾間。

一、轟橋通四隣 東之方濟松寺。西之方同所辨才天町、同早稻田町。南之方同所辨才天町宗參寺。北之方濟松寺境内。

一、町内西之方轟橋近邊どゝ、惣さと相唱い場所所有之、右を轟橋御座いニ付、里俗ニ相唱い。

田安御廣敷御用人
糟屋 吉左衛門

一、抱屋鋪 五畝步

右を當町續當町分抱屋鋪ニ有之、原佐五右衛門樣御抱屋敷ニ御座い處、當時吉左衛門樣御抱屋鋪ニ御座い。

一、石橋 幅貳間壹尺、長四尺三寸。

右を町内東角往還之下水ニ懸渡有之、元地頭濟松寺掛ニ御座い處、當時町内持ニ仕い。

一、板橋 長壹丈五尺。

右を榎町角下水ニ懸有之、是を今以地頭濟松寺掛ニ御座い。

一、石橋 幅貳間、長七尺八寸。

右を町内西之方往還下水ニ掛渡有之、里俗ニ轟橋と唱い。尤御公儀御普請所ニ多、破損之節を、町内方町御奉行所に御訴申上い。

一、下水 幅貳尺八寸。

右を町内東往還ニ有之い。

一、下水 幅三尺。

右を横町角ニ有之い。

一、下水 幅七尺。

右を町内西之方往還ニ有之い。○中略。

一、反別 壹町壹反九畝八步。

一、武州豊島郡野方領之内ニ多、正保三戊午十二月三日濟松寺領ニ相成今以

同寺領年貢地ニ御座シ。

一、稻荷社武ヶ所。

右ノ町内兩堺ニ有之、兩社稻荷往古ノ除地ニ有、同所南藏院別當ニ有、當所鎮守ニ御座シ。

大願寺門前

大願寺門前

右門前起立之儀悉、往古牛込村ニ有之、追々町家相立罷在シ處、寶永四亥年十二月申改メ寺社御奉行本多彈正少弼様ニ相願、願之通被仰付、寺社御奉行所御支配ニ御座シ處、延享二丑年十二月中町御奉行能勢肥後守様馬場讚岐守様御勤役中、町方御支配被仰付シ。

一、町内 南北ニ表口拾八間半餘、東西ニ裏行南之方七間五尺貳寸、北之方五間壹尺。

一、四隣 東之方當寺境内、西之方御先手御組屋鋪、南之方御先手御組屋鋪、北之方同所榎町略。

一、反別 三畝拾四步。

一、武州豐島郡野方領之内ニ有、正保三戌年十二月三日濟松寺領ニ相成、今以

同寺領年貢地御座シ。

原町壹町目

原町壹町目

一、町内起立之儀悉、往古下戸塚村之内柵原ニ申傳シ場所ニ有之シ處、追々百姓家致出來、其後年代不知、寺社御奉行所御支配町並屋鋪ニ相成、原地之所町家ニ取立シ義ニ付、原町ニ相唱、壹町目貳町目三町目ニ相分シ由、其後延享貳丑年中町方御支配ニ相成申シ。

一、町内 東西ニ南側表間口三拾四間貳尺、表通北側表間口五拾八間貳尺、裏通北側表間口貳拾六間半、南側裏行東之方ニ有、五間四尺、西之方ニ有、拾七間、南北ニ表通北側裏行西之方ニ有、拾九間壹尺、東之方裏行無之、中程ニ有、貳拾七間半、裏通北側裏行東之方ニ有、拾壹間四尺、西之方ニ有、三間半。

一、四隣 東之方同所川田久保市谷柳町、西之方同所原町貳丁目、御旗同心衆御組屋鋪、南之方御旗同心衆御組屋鋪、市谷經王寺、同所久城寺、同所松雲寺門前、北之方根來同心衆御組屋鋪、御鎗同心衆御組屋鋪略。

一、下水幅四尺五寸。

右老町内東境ニ有之、尾張様西御門前ノ流出、御旗同心衆御組屋鋪ノ町内ニ

相流、末之根來御組屋鋪、中里村田甫に落、江戸川に流入申し。

一、石橋 幅四尺五寸、長貳間。

右之町内東境下水に掛渡、川田久保往還に有之、尤御普請方御掛に御座し。○

略一、町内反別 三反六畝貳拾八步。

一、武州豊島郡野方領之内に、正保三戌年十二月濟松寺領成、當時同寺領年貢地に御座し。

永昌寺門前

永昌寺門前

一、門前起立之儀を、當所を往古下戸塚村之内柵原と申傳し場所を有之し處、右永昌寺同所御筆筒町を寛永二十年當所に引移、右寺地之内門前町家に起立致しに付、永昌寺門前と相唱申し。右起立之儀相分不申し得共、御筆筒町に罷在し節、有來し趣申傳し。尤以前寺社御奉行御支配に御座し處、延享二丑年中町方御支配に相成申し。

一、町内 東側表間口五間、南北に裏行六間。

一、四隣 東之方御鑓同心衆御組屋鋪、西之方當寺境内、南之方根來同心衆御組屋鋪、原町壹丁目、北之方當寺境内。

原町貳丁目

一、當門前原町續に、里俗原町と唱申し。○中

一、武州豊島郡野方領之内に、正保二戌年十二月濟松寺領相成、當時同寺領年貢地に御座し。

原町貳丁目

一、町内起立之儀を、往古下戸塚村之内柵原と申傳し場所を有之し處、追々百姓家出來致、其後年代不知、寺社御奉行所御支配町並屋鋪に相成、原地之所町家に取立し義に付、原町と相唱、壹丁目貳丁目三丁目と相譯ケし由、其後延享二丑年中町方御支配に相成申し。

一、町内 東西に南側表間口七拾間貳尺、北側同斷、南北に南側裏行東之方二畝拾七間、西之方二畝拾四間壹尺、北側裏行東之方二畝拾九間壹尺、西之方二畝拾貳間壹尺。

一、四隣 東之方同所壹丁目、西之方同所三丁目、南之方惠光寺、妻木傳兵衛様御屋鋪、水野對馬守様中屋鋪、北之方幸國寺、根來御組屋鋪。○中

一、下水 幅九壹尺五寸。

右之銘々家前に有之し。○中

原町三丁目

一、町内反別 九反七畝拾七步。
一、武州豊島郡野方領之内ニ有正保三戊年十二月濟松寺領ニ相成、當時同寺領年貢地ニ御座シ。

原町三丁目

一、當町起立之儀悉、往古下戸塚村之内柵原ニ申傳ハ場所ニ有之ハ處、追々百姓家出來致其後年代不知寺社御奉行所御支配町並屋鋪ニ相成、原地之處町家ニ取立ハ儀ニ付、原町ニ相唱、壹町目貳町目三町目ニ相譯ケハ由、其後延享二丑年中町方御支配ニ相成申シ。

一、町内 東西ニ南側表間口八拾貳間九尺、北側同斷八拾壹間貳尺、南北ニ南側裏行東之方ニ有貳拾四間貳尺、西之方ニ有貳拾貳間壹尺、北側裏行東之方ニ有貳拾貳間四尺、西之方ニ有拾三間七尺。

一、四隣 東之方同所原町貳町目、西之方御旗同心衆御組屋鋪、南之方水野對馬守様中屋鋪、河原源三郎拜領町屋鋪、北之方法身寺願正寺、水野與左衛門様抱屋鋪。

一、抱屋鋪百三拾坪九合三勺

田安様御家來
古橋 又 兵衛

右ノ寶曆五亥年十一月中白井長五郎外町並抱屋鋪相成、其後古橋又兵衛殿所持ニ相成申シ。○中

一、町内反別 壹町壹反壹畝三步。

一、武州豊島郡野方領之内ニ有正保三戊年十二月濟松寺領ニ相成、當時同寺領年貢地ニ御座シ。

來迎寺門前

來迎寺門前

右門前起立之儀悉、往古牛込村之内ニ有之ハ處、其後同寺境内に相成、追々町屋相立ハニ付、門前町屋願濟之譯、舊來相立、書留等無御座、相分リ不申シ。尤寺社御奉行所御支配ニ御座ハ處、延享二丑年十二月中能勢肥後守様、馬場讚岐守様御勤役中、町方御支配被仰付シ。

一、町内 南北四間、東西裏行五間、但片側町ニ御座シ。

一、四隣 東之方牛込供養塚町、西之方同寺境内、南之方同寺、北之方馬場下横町。

一、里俗馬場下横町ニ相唱申シ。○中

一、反別 貳拾貳步。

市街恢弘時代

西方寺門前

一、武州豊島郡野方領之内に、正保三戊年十二月三日濟松寺領に相成、今以同寺年貢地に御座し。

西方寺門前

右門前起立之儀を、往古牛込村之内有之に處、其後同寺境内に相成し。右寺地之内門前町屋相建罷在に得共、願濟譯、年來相立、書留等無御座、起立年代相分り不申し。尤寺社御奉行御支配に御座し處、其後延享二丑年十二月中町御奉行能勢肥後守様馬場讚岐守様御勤役中、町方御支配被仰付し。

一、町内 南北間口貳拾五間餘、東西裏行南之方七間餘、但、片側町に御座し。

一、四隣 東之方馬場下横町、西之方同寺境内、南之方細川越中守様御抱屋鋪、北之方誓閑寺。

一、町内里俗馬場下横町と相唱申し。○中

一、町内反別 六畝貳拾七步四合貳勺。

一、武州豊島郡野方領之内に、正保三戊年十二月三日濟松寺領に相成、今以同寺領年貢地に御座し。

誓閑寺門前

誓閑寺門前

誓閑寺門前

右門前起立之儀を、往古牛込村之内に有之に處、其後同寺境内に相成、寶永三戊年九月鳥井播摩守様と相願し處、願之通被仰付、誓願寺門前と相唱、寺社御奉行所御支配に御座し處、延享二丑年町御奉行能勢肥後守様馬場讚岐守様御勤役中、町方御支配に被仰付し。

一、町内 南北間口貳間、東西裏行貳拾七間半、但、片側町に御座し。

一、四隣 東之方馬場下横町、西之方同寺境内、南之方西方寺門前、北之方馬場下横町。

一、町内里俗馬場下横町と相唱申し。○中

一、町内反別 壹畝貳拾五步。

一、武州豊島郡野方領之内に、正保三戊年十二月三日濟松寺領に相成、今以同寺領年貢地に御座し。

馬場下横町

一、町名之起、往古牛込村之内有之、寺社御奉行所御支配濟松寺領に御座し。延享二丑年十二月寺社附町屋之分、町御奉行能勢肥後守様馬場讚岐守様御勤役中、町方御支配被仰付、其以前は馬場下横町と唱、年貢地に御座し。

馬場下横町

馬場下横町

市街恢弘時代

一、町内三ヶ所ニ分レ有之、東側町屋、南北間口六拾六間餘、東西裏行南之方拾壹間餘、北之方拾六間。

一、同西側町屋、南北間口合四拾六間餘、東西裏行南之方拾三間、北之方貳拾貳間。但、誓閑寺西方寺門前入込有之、以間數相除申也。

一、右四隣 東之方半込供養塚町并早稻田宗參寺持地、西之方來迎寺西方寺誓閑寺、南之方榊原藤五郎様御屋鋪、北之方同町。

一、町内南之方町屋、南北間口貳拾四間半餘、東西裏行南之方拾三間半餘、北之方貳拾貳間餘。

一、右四隣 東之方松平越後守様御下屋鋪、西之方武家屋敷、南之方淨泉寺門前、北之方松平越後守様御下屋鋪。

一、町内小名之儀、馬場下横町之内淨泉寺谷と唱、古來、何故谷と唱、以哉相分り不申也。○中略。

一、下水 幅貳尺、長三間餘。

右當時里俗ニ淨泉寺谷と唱、以所ニ有之、石河太八郎様御屋鋪、流出往還通土下流、御持弓組屋鋪、流落申也。尤右場所、石河太八郎様ニ御普請被成

以由ニ御座也。○中略。

一、町内并寺門前反別壹町七畝五歩之内、町屋鋪之内七反九畝拾八歩。

一、野方領武州豐島郡濟松寺領ニ、御地頭所之儀、正保三戊辰年十二月三日同寺、被仰付、當時同様ニ御座也。

一、舊家

名主
小兵衛

早稻田町

早稻田町

一、町名之起、往古半込早稻田村之内有之、以處、追々町家出來仕、寺社御奉行所御支配ニ御座也、之處、延享二丑年十二月中、町方御支配被仰付也。尤町御奉行能勢肥後守様馬場讚岐守様御勤役中ニ御座也。夫、引續町人共之儀、町方御支配ニ罷成、土地之儀、地頭濟松寺領ニ御座也。

一、町内三ヶ所ニ分レ有之、南側町屋、東西折廻シ同六拾三間。但、町内武家屋鋪并大養寺往來道幅共入込有之、以間數ニ除申也。

一、同南北東之方四間、西之方拾五間、中程不同。

一、北側町屋、東西折廻シ百六拾三間。但、町内武家屋鋪并龍善寺百姓屋鋪馬場下町屋往來道幅共入込有之、以間數ニ相除申也。

市街恢弘時代

一、同南北東之方貳拾六間、西之方拾六間、中程不同。

一、右四隣 東之方宗參寺境内、早稻田村百姓屋鋪。西之方馬場下町新村藤兵衛様御屋鋪。南之方御持組屋鋪、早稻田村百姓家、宗參寺境内代地馬場下町。北之方建勝寺、宗清寺、早稻田村大塚甚三郎様御屋鋪。

一、東之方町屋、東西間口三拾三間半、南北裏行拾六間。

一、同四隣 東之方榎木町、西之方宗源寺、南之方辨才天町、北之方丸毛五郎兵衛様御屋鋪。

一、早稻田町、早稻田村に入、横町ヲ神明横町と相唱申、右を早稻田村神明前通ヲいほの頃を相唱來、哉、相知不申。

一、當町北之方村内に入、横町ヲ建勝寺横町と相唱申、尤同寺前通故、右之通相唱申、略。○中

一、石橋 長八尺餘、幅壹丈壹尺餘。

右當町中央、東之方ニ有之、下稻橋と相唱、下水に掛渡有之、尤御普請所ニ御座、

一、下水 幅六尺。

馬場下町

右當町中央、東之方ニ有之、松平越後守様御中屋鋪を流出、御持組屋鋪に相掛、夫々町内に相流、末を早稻田田甫落、江戸川に流入申、略。○中

一、早稻田村百三拾八石七斗四合、此反別拾六町三反五畝拾五歩之内、町内反別一町五反貳畝拾九歩。

一、野方領武州豊島郡濟松寺領ニ御座、尤往古之地頭所相分り不申、正保三戊午十二月三日同寺領ニ相成申。

馬場下町

一、町名之起、往古牛込村之内有之、其後何之頃、馬場下町と唱、追々町家出來仕、寺社御奉行所御支配ニ濟松寺領之處、延享二丑年十二月中、寺社附町方分町御奉行所能勢、肥後守様、島長門守様御勸役申、町方御支配被仰付、其以前、馬場下町と唱、年貢地ニ御座、尤高田馬場東方ニ當り、八幡坂と申坂下故、馬場下町と相唱申。

一、町内南側町屋 東西百九間餘、但町内正覺寺門前入込有之、并往來道幅間數相除申。

一、同南北、東之方拾五間餘、西之方貳拾四間半、中程不同。